

8. 協定等

災害時の各種協定一覧

資料 8

地域防災計画 掲載番号	協定の名称	協定先	主な内容	締結年月日	担当課
8-1	災害時の相互応援に関する協定	富士宮市	資機材、物資の提供及びあせん、職員の派遣、ほか要請のあった事項	平成22年4月1日	防災危機管理課
8-2	災害時相互応援に関する協定	ひたちなか市、市川市、茅ヶ崎市	食料・飲料水・生活必需品・資機材等の提供、車両の提供、職員の派遣、一時収容施設の提供、ボランティアのあつぎ、その他	平成9年10月3日	防災危機管理課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	富士伊豆農業協同組合	保有する物資の提供(主食・副食等)	-	商業労政課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	㈱三ツチー 富士店	保有する物資の提供(身のまわり品、日用品等)	-	商業労政課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	株式会社マキヤ	保有する物資の提供(主食・副食・日用品等)	-	商業労政課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	ワタ産長組合富士支部 (ソバタムとん店、赤木ふんどん店、農科ふんどん店、吉川ふんどん店、八木商店)	保有する物資の提供(毛布・布巾・タオル等)	-	商業労政課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	富士米穀卸㈱	保有する物資の提供(米)	-	商業労政課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	マックスバリュート東海㈱	保有する物資の提供(食料品・生活必需品等)	-	商業労政課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	社団法人県LPガス協会富士地区会	保有する物資の提供(LPガス・ガス器具)	-	商業労政課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	生活協同組合コープしずおか(コープグループ)	保有する物資の提供(主食・副食・日用品・食器等)	-	商業労政課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	富士地区給食組合	保有する物資の提供(主食・副食等)	-	商業労政課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	㈱タクリエトス・ディー	保有する物資の提供(タオル・オムツ・生理用品等)	-	商業労政課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	ケルエルシア薬局株式会社	保有する物資の提供(タオル・オムツ・生理用品等)	-	商業労政課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	㈱ガイゼン	保有する物資の提供(生活必需品等)	-	商業労政課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	㈱伊藤園	保有する物資の提供(清涼飲料水等)	-	商業労政課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	㈱静鉄ストア	保有する物資の提供(主食・副食・日用品等)	-	商業労政課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	王子コンテナ㈱ ㈱富士工場	保有する物資の提供(ダンボール製品)	-	商業労政課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	保有する物資の提供(作業用品・生活必需品等)	-	商業労政課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	㈱コーヨー	保有する物資の提供(トイレット用品、高齢者用おむつ等)	-	商業労政課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	イデシゴロー㈱	保有する物資の提供(ティッシュペーパー・トイレットロール等)	-	商業労政課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	㈱ホテイアークコーポレーション	保有する物資の提供(缶詰)	-	商業労政課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	㈱ナカタ・エムシー	保有する物資の提供(食料、飲料水、日用品等)	-	商業労政課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	富士木材㈱	保有する物資の提供(ダンボールベッド・エアーマット、簡易トイレ)	-	商業労政課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	給水器械(有)	保有する物資の提供(ダンボールベッド)	-	商業労政課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	㈱大富	保有する物資の提供(ダンボールベッド)	-	商業労政課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	㈱ケー・デー・エス	保有する物資の提供(バスタオル・フェイスタオル等)	-	商業労政課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	㈱ナフコ	保有する物資の提供(食料、飲料水、生活必需品、電気用品、暖房機器)	-	商業労政課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	UDリテー㈱	保有する物資の提供(食料品、飲食品、衣料品、日用品生活品)	-	商業労政課
8-3	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	大興製紙㈱	保有する物資の提供(タオルペーパー)	-	商業労政課
8-4	災害時における石油類燃料の供給協力に関する協定	県石油業共同組合 富士支部	災害従事車両への燃料の供給	令和6年4月1日	資産経営課
8-5	学校等の施設を避難施設として使用することに関する覚書	県立右原高等学校	避難地・避難所としての使用	平成9年8月12日	防災危機管理課
8-5	学校等の施設を避難施設として使用することに関する覚書	県立富士南高等学校	避難地・避難所としての使用	平成9年9月3日	防災危機管理課
8-5	学校等の施設を避難施設として使用することに関する覚書	県立富士東高等学校	避難地・避難所としての使用	平成9年9月3日	防災危機管理課
8-5	学校等の施設を避難施設として使用することに関する覚書	富士見中学校・高等学校	避難地・避難所としての使用	平成9年9月5日	防災危機管理課
8-6	災害時における要援護者の緊急受入れ及び連携等に関する協定	福祉施設	居住困難な災害時要援護者に対する施設への受入れ35施設	-	高齢者支援課 障害福祉課 こども家庭課
8-7	児童(福祉避難所としての使用許可)	県立富士特別支援学校	福祉避難所としての使用	平成16年9月21日	高齢者支援課
8-8	船舶による緊急輸送活動に関する協定	田子の町漁業協同組合	海上における緊急輸送活動	平成10年8月20日	産業政策課
8-9	災害時の緊急協力に関する協定	富士市水道指定工事店協同組合 (リース事業者) 大興産業㈱リース事業部富士営業所、新日本建設㈱静岡リースセンター	水道施設及び給水装置等の応急復旧、給水のための車両の提供並びに配水地での応急給水、自家発電機の運転、他必要と認めた事項	平成15年8月29日	上下水道営業課
8-10	災害時における必要な機材の調達に関する協定	発電機等の供給、その他指定する機器	発電機等の供給、その他指定する機器	平成7年4月1日	上下水道営業課
8-11	災害復旧に必要な資材の調達に関する協定	安田株式会社 静岡支店	水道管及び継手、バルブ一式の供給、他指定する資材	平成9年9月1日	上下水道営業課
8-12	災害発生時における富士市と富士市内郵便局の協力に関する協定	市内郵便局	車両の提供、避難先リスト等の情報の相互提供、郵便局ネットワークを活用した広報活動、道路等の損傷状況の情報提供等	平成9年11月13日	防災危機管理課
8-13	災害時における応急対策業務に関する協定	富士市建設業組合	公共施設の被害状況の把握、公共施設の応急復旧工事	平成14年11月19日	建設総務課
8-14	大規模災害時における派遣警察部隊結集地の使用にかかる協定	富士警察署	少年自然の家の使用に関する協定	平成15年4月5日	防災危機管理課
8-15	災害時における必要な資機材の調達に関する協定	(レンタル事業者) 本郷建設レンタル㈱、レンタル㈱富士営業所、アグアイオ、レンタルのニッケン、フランシング富士㈱、㈱富士クリンサービス	保有する資機材の提供(仮設トイレ・テント等)	-	防災危機管理課
8-16-1	災害時の医療救護活動に関する協定	社団法人富士市医師会	医療救護活動の実施に伴う医師・看護師等の派遣	平成15年10月10日	保健医療課
8-16-2	災害時の医療救護活動に関する協定	社団法人富士市歯科医師会	医療救護活動の実施に伴う歯科医師の派遣	平成24年5月28日	保健医療課

災害時の各種協定一覧

資料 8

地域防災計画 掲載番号	協定の名称	協定先	主な内容	締結年月日	担当課
8-16-3	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人富士市薬剤師会	医療救護活動の実施に伴う薬剤師の派遣	平成24年2月20日	保健医療課
8-17	災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人静岡県建築工事事業協会	被災した建築物等の緊急解体工事	平成22年2月10日	建設総務課
8-18	災害時に必要な医薬品等の調達のに関する協定	アールモ株式会社静岡支店	保有する医薬品等の提供	平成17年11月18日	病院総務課
8-20	非常事態に係る緊急放送に関する協定	富士コミュニティエフエム放送株式会社	非常時の緊急放送の実施	平成17年10月25日	シティプロモーション課
8-21	署名高遮道内の富士・沼津インターチェンジ間における消防相互応援協定	沼津市	災害時における消防活動の相互応援(応援内容：すべての災害)	昭和44年3月19日	警防課
8-21	富士市・富士市消防相互応援協定	富士宮市	災害時における消防活動の相互応援(応援内容：すべての災害)	昭和46年9月1日	警防課
8-21	富士市・沼津市消防相互応援協定	沼津市	災害時における消防活動の相互応援(応援内容：すべての災害)	昭和47年5月19日	警防課
8-21	富士市・静岡市消防相互応援協定	静岡市	災害時における消防活動の相互応援(応援内容：すべての災害)	昭和47年5月19日	警防課
8-21	静岡県消防相互応援協定	県下全市町村	災害時における消防活動の相互応援(応援内容：すべての災害)	昭和62年3月2日	警防課
8-21	署名高遮道内の富士・清水インターチェンジ間における消防相互応援協定	静岡市	災害時における消防活動の相互応援(応援内容：高遮道路)	平成20年11月1日	警防課
8-21	新東名高遮道における消防相互応援に関する協定	静岡市・富士宮市	災害時における消防活動の相互応援(応援内容：高遮道路)	平成24年4月14日	警防課
8-21	新東名高遮道における消防相互応援に関する協定	沼津市・長泉町	災害時における消防活動の相互応援(応援内容：高遮道路)	平成24年4月14日	警防課
8-22	ガス事故の防止に関する協定	富士警察署、静岡ガス株式会社富士支社、静岡県LPガス協会富士地区会、東京電力株式会社富士支社	ガス漏れ及びガス爆発事故の防止等	-	警防課
8-23	署名高遮道内における災害時の相互応援に関する協定	(山梨県側) 富士吉田市、西村町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町 (静岡県側) 沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町	災害時の相互応援・協力、避難誘導活動、救出救助、被災者等受入施設の提供、食料・飲料水・生活必需品の提供、災害対策本部の施設の提供、応急仮設給水、長期避難生活世帯への仮設住宅の提供、児童・生徒の受入れ、災害ボランティアのあつぎ、人材派遣並びに資機材・車両の提供、その他	平成18年6月5日	防災危機管理課
8-24	旅行時特例市災害時相互応援に関する協定	全国旅行時特例市	食料・飲料水・生活必需品の提供、職員の派遣、資機材の提供	平成19年4月1日	防災危機管理課
8-25	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク協議会構成市町村災害時相互応援に関する協定	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク協議会構成市町村	食料・飲料水・生活必需品の提供、被災者受入施設の提供、救出救助、医療、応急復旧に必要な資機材・物資の提供、職員の派遣、その他	平成18年11月30日	防災危機管理課
8-26	災害時の緊急協力に関する協定	(尿処理業者) ㈱アツギ、㈱エイコサービス、吉原衛生運輸㈱、西富士クリンサービス、富士衛生運輸㈱、沼地分企業、㈱下二設備保ター、㈱大沼興業	指定避難所・医療救護所、救護病院等の尿の収集・運搬、仮設トイレの運搬及び搬入、衛生用品の補充	平成19年4月26日	廃棄物対策課
8-27	災害時における応急対策業務に関する協定	富士地区産業工業連合会	公共施設の応急復旧工事	平成19年12月21日	建設総務課
8-28	災害時における浴場の使用に関する協定	(浴場事業者) 静岡県フランシング株式会社湯屋園圃、株式会社ソイダ・ブーダ 富士湯らぎの湯、清武絶業株式会社野島風呂よもぎ湯	被災者の浴場の使用	平成19年12月21日	防災危機管理課
8-29	災害救助に必要な飲料の供給に関する協定	サントリースーツ株式会社	飲料(ミネラルウォーター、その他飲料)の提供	平成20年3月24日	防災危機管理課
8-30	災害時における家庭被害認定調査に関する協定	静岡県土地家屋調査士会	被害調査の協力	平成21年3月30日	資産総課
8-32	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局	国からの現地情報連絡員(リネン)の派遣	平成23年4月26日	防災危機管理課
8-33	災害廃棄物の収集運搬に関する協定	富士市一般廃棄物協同組合	災害生活ごみ収集運搬	平成23年4月25日	廃棄物対策課
8-34	津波避難ビルとしての使用に関する協定	建物所有者	地域住民等が津波から緊急避難する際の緊急避難施設としての使用許可	-	防災危機管理課
8-35	災害時等における自動車教習所一時使用等に関する協定	昭和自動車学校、古原自動車学校、静岡県中央自動車校、静岡県富士自動車学校	住民等の一時避難に使用する場所の提供、教習師等の活動拠点に使用する場所の提供、周辺の情報伝達、AED・車両等の提供、その他	平成23年10月20日	防災危機管理課
8-36	災害時における応急対策業務に関する協定	(公益社団法人) 日本下水道管理業協会 中部支部静岡支部会	下水道施設の応急対策活動	平成25年7月4日	下水道施設維持課
8-37	災害時相互応援に関する協定	甲石町	物資・資機材の提供、職員の派遣、一時収容施設の提供、ボランティアのあつぎ、児童・生徒の受け入れ、その他	平成25年7月8日	防災危機管理課
8-38	災害時における患者等々の搬送業務及び情報連絡に関する協定	静岡県タクシー協会 富士・富士宮支部	傷病者・医療従事者の医療救護所及び医療機関への緊急搬送、無線局・無線通信体による情報伝達、その他	平成25年8月2日	保健医療課
8-39	災害時等に必要な資機材の調達に関する協定	株式会社ナガワ	仮設ハウス、暖房機器、冷却機器、その他の供給	平成25年6月3日	商業労政課
8-40	災害の発生時における輸送業務等の協力に関する協定	(一社) 静岡県トラック協会	緊急・救援物資の輸送、資機材の提供、輸送業務に関する情報収集など	平成26年4月23日	商業労政課
8-41	災害又は事故における測量設計等業務委託に関する協定	一般社団法人静岡県測量設計業協会	公共土木施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限の測量設計	平成25年12月12日	建設総務課
8-42	大規模災害時における司法書士相談業務の支援に関する協定	静岡県司法書士会	相談に関する相談、不動産登記に関する相談、不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談、成年後見制度に関する相談、他	平成26年8月27日	市民安全課
8-43	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	静岡県行政書士会	被災者支援相談窓口の設置、会員の派遣、他	平成25年7月2日	市民安全課
8-44	大規模災害時における医療救護活動の実施に関する協定	学校法人桑島学園 富士クリンサービス専門学校	傷病者のトリアージ補助、傷病者の応急処置補助、治療待患者及び既治療者の経過観察補助、その他医療救護所運営責任者が必要と認めるもの	平成26年12月19日	保健医療課
8-46	下水道施設における災害時緊急応接に関する協定	(株) ウォーターエージェンシー	下水道施設(処理場及びマンホールポンプ)の緊急応接活動	平成28年7月1日	下水道施設維持課
8-47	災害時における下水道電気設備の応接協定に関する協定	(株) 東芝 静岡支店	下水道施設(処理場電気設備)の災害復旧活動	平成27年7月22日	下水道施設維持課
8-48	広域物資拠点の代替・補完施設に関する協定	富士中央青果株式会社	広域物資拠点の代替・補完施設として、静岡県富士地方卸売市場を使用することについて	平成28年	商業労政課
8-49	災害時被災者支援活動に関する富士市と静岡県弁護士会との協定	静岡県弁護士会	被災者法律相談等の被災者支援活動	平成28年	市民安全課

災害時の各種協定一覧

資料 8

地域防災計画 掲載番号	協定の名称	協定先	主な内容	締結年月日	担当課
8-50	災害時における量の提供等に関する協定	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	量の提供	平成29年3月23日	防災危機管理課
8-51	災害時における避難所用電気資機材等の設置支援に関する協定	静岡県電機商業組合富士支部	避難所におけるテレビ等の電気資機材の提供	平成28年12月27日	防災危機管理課
8-52	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	地図製品等の供給及び利用	平成28年12月28日	防災危機管理課
8-53	災害時における施設利用に関する協定	信楽製紙株式会社	地区住民及び帰宅困難者等が緊急に待避するため一時的に施設の使用をすること	平成27年7月3日	防災危機管理課
8-54	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	キャッシュサイトの用意、災害情報ブログを活用した情報発信手段の確保、避難所マップ・避難情報の発信	平成27年8月11日	シティプロモーション課
8-55	減災を目的とした防災ARに関する協定書	一般社団法人全国防災共助協会	防災ARシステムを活用した災害に係る情報発信	平成26年4月1日	防災危機管理課
8-56	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社	非常用電話の設置及び利用・管理等	平成27年	防災危機管理課
8-57	大規模災害時における鍼灸・マッサージ施設等の支援に関する協定	(公社) 静岡県鍼灸マッサージ師会富士市地方部会 (公社) 静岡県鍼灸師会東部支部	被災者の健康管理のための鍼灸・マッサージの施術等	平成29年10月19日	防災危機管理課
8-58	災害時における無人航空機による活動に関する協定	企業組合フジヤマドローン	無人航空機による災害情報の収集等の活動	平成29年10月17日	防災危機管理課
8-59	災害時における飲料水等の供給に関する協定	旭化成株式会社	飲料水の確保	平成29年9月6日	防災危機管理課
8-61	一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定	県内各市町等	一般廃棄物処理に関する災害時等の相互応援	-	廃棄物対策課
8-62	災害時における傷病者等の搬送業務に関する協定	民間救急サービスアシスト	傷病者等の搬送業務に係る協力	平成30年2月1日	保健医療課
8-63	大規模災害時における応急給水及び応急仮設泊として富士市教育庁舎の使用に係る覚書	富士市教育長	大規模災害時における富士市教育庁舎の使用について	平成30年2月1日	上下水道営業課
8-64	災害時における支援協力に関する協定	南シノログコ	緊急物資の荷さばき業務、緊急支援物資の配送、ファークリフト等の商品の借用等	平成29年12月11日	商業労政課
8-65	被災者支援並びに遺体収容等の支援に関する協定	一般社団法人日本冠婚葬祭互助協会	帰宅困難者に対する施設の提供、被災者に対する炊き出しや食事等の提供、遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務、遺体を安置する施設の提供、遺体搬送用収容車及び重機車等による遺体搬送	平成30年3月20日	福祉総務課 防災危機管理課
8-66	災害時における遺体収容等の支援に関する協定	富士伊豆農業協同組合 (株)フジヤガバナンス平成配託部 (株)静岡市産品組合センター (有)金創衛協 静岡県農産物協同組合	遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務、遺体を安置する施設の提供、遺体搬送用収容車及び重機車等による遺体搬送	平成30年3月30日	福祉総務課
8-67	災害時における福祉用具等物資の供給及び貸借の協力に関する協定	プライムケア東海株式会社	福祉避難所等において必要とする介護用品・衛生用品等の福祉用具等物資の提供及び貸借	平成31年2月4日	福祉総務課
8-68	災害時における福祉用具等物資の供給及び貸借の協力に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	福祉避難所等において必要とする介護用品・衛生用品等の福祉用具等物資の提供及び貸借	平成31年4月1日	福祉総務課
8-69	福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人美芳会、麓石園、潤成会、信愛会、芙蓉会、岳陽会、真徳会、富士厚生会	福祉避難所としての使用	平成31年3月20日	高齢者支援課
8-70	災害時等における富士市と一般社団法人静岡県助産師会との協力に関する協定	一般社団法人 静岡県助産師会	災害時の妊産婦及び乳幼児に対する支援活動への協力	平成31年3月19日	こども家庭課
8-71	災害時における応急対策活動に関する協定	富士造園緑化協会	道路及び防災拠点施設等の被害状況調査、樹木等支障物の除去	平成30年6月12日	みどりの課
8-72	災害時における学習活動支援に関する協定	富士地区学校生活協同組合	児童生徒の学習活動支援及び心のケアを目的とした、衛生管理用品や画用紙等の物品調達及び楽器演奏会の開催等	令和元年6月7日	学校教育課
8-73	災害時に積極的な復旧支援と社会貢献に関する協定	富士市技能職団体連絡協議会	各技能職団体が有する技能による、市の災害対策への協力及び被災市民の災害復旧への積極的参加	平成31年3月26日	商業労政課
8-74	災害時における支援協力に関する協定	富士市ホテル旅館業組合	災害復旧に当たる者へ組合員が所有する宿泊施設の優先的提供	平成31年4月12日	防災危機管理課
8-75	災害時における無人航空機による活動に関する協定	株式会社イーシーセンター	無人航空機による災害情報の収集等の活動	令和元年8月13日	防災危機管理課
8-76	災害発生時等の応急給水に関する協定	ミナト流通サービス株式会社	大型車両による飲料水等の輸送、応急給水	令和元年8月27日	上下水道営業課
8-77	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定	国土交通省国土地理院	地理空間情報の相互活用及び情報・技術の提供	令和元年9月11日	防災危機管理課
8-78	地震等の災害発生時における市民生活の支援に関する協定(OPR新富士II)	三井住友信託銀行株式会社	支援物資の一時保管、集積場としての提供及び運営支援	令和3年12月14日	防災危機管理課
8-79	1.尿処理施設における災害時対応態に関する協定書	クボタ環境エンジニアリング株式会社	(1)尿処理施設の被害状況調査 (2)簡易な設備の緊急修繕及び応急復旧工事の実施 (3)尿処理施設の緊急運転操作	令和2年8月1日	生活排水対策課
8-80	災害時における施設使用に関する協定書	富士酸素工業株式会社	(1)避難所としての乙の施設の使用 (2)応援職員等の受け入れ拠点としての乙の施設の使用 (3)応援職員等の休憩場所、宿泊場所としての乙の施設の使用 (4)その他甲の要請により乙が応じられる事項	令和2年9月17日	防災危機管理課
8-81	災害時等における施設の一時使用等に関する協定	富士信用金庫	1.各店舗周辺の目印による被害等の情報伝達 2.各店舗が所有するAEDの提供 3.各店舗の自主防災組織との情報連携及び物資等の提供 4.応急給水拠点としての駐車場等スペースの提供 5.仮設トイレの設置場所としての駐車場等スペースの提供 6.風水害時の車避難場所としての駐車場スペースの提供 7.避難所としての研修施設の提供 8.その他両者が必要と認める事項	令和2年9月23日	防災危機管理課
8-82	災害時における移動困難な高齢者の搬送業務に関する協定書	シンフジハイヤー㈱、介護タクシー協栄、介護タクシースーパースタッフ、介護タクシーふじ、高アシスターサービス㈱、南心(フジスト)、ふじさん介護タクシー、よつば	移動困難な高齢者に対する、避難所から福祉避難所への搬送当	令和2年11月1日	高齢者支援課
8-83	学校等の施設を緊急消防援助隊受援施設として使用することに関する覚書	県立県工商業高等学校	緊急消防援助隊の進出拠点・宿泊場所としての使用	令和2年11月25日	警防課
8-84	大規模な災害時における敷地等の一時使用に関する協定	一般社団法人日本建設機械施工協会施工技術総合研究所	緊急消防援助隊の進出拠点としての使用	平成27年12月18日	警防課

災害時の各種協定一覧

資料 8

地域防災計画 掲載番号	協定の名称	協定先	主な内容	締結年月日	担当課
8-85	災害時における非常災害放送に関する協定書	静岡エフエム放送株式会社	非常時の緊急放送の実施	令和2年2月1日	シティプロモーション課
8-86	災害時における資機材のレンタルに関する協定書	株式会社ダイワテック	ソーラーシステムハウス、ストックコンテナ、ソーラーシステム照明	令和3年8月17日	防災危機管理課
8-87	災害時における資機材のレンタルに関する協定書	三協フロンテア株式会社	ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ、備蓄倉庫 ほか）	令和3年8月26日	防災危機管理課
8-88	通信障害時における土地の使用に関する覚書	株式会社N T T ドコモ	通信障害時において、広見公園駐車場をN T T ドコモが一時的に使用するための協定	令和3年12月7日	防災危機管理課 みどりの課
8-89	富士市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	富士市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するための協定	令和4年1月18日	市民生活課・男女共同参画課
8-90	災害時における支援協力及び物資供給に関する協定書	株式会社大村総業	(1) 緊急物資倉庫等における荷捌き業務 (2) 確保するファークリフト等の商品の貸出	令和3年5月21日	商業労政課
8-91	災害時における帰宅困難者の受入れ施設に係る管理協定書	ソシエルふじ全体管理組合	ソシエルふじ（富士市横町第1 番1 号）における帰宅困難者の一時的な受け入れ	令和2年3月17日	市街地整備課
8-92	災害時における修繕費等の連携等に関する協定・災害時における障害物等の除去に関する覚書	東京電力パワーグリッド㈱、中部電力パワーグリッド㈱	災害時における電力の早期回復を図るための協定	令和3年10月8日	防災危機管理課
8-93	災害時における支援協力に関する協定書	玉條製紙株式会社	災害時における支援協力に関する協定	令和4年6月6日	商業労政課
8-94	災害時における支援協力に関する協定書	株式会社時之崎富士	① 住民の一時的な避難及び避難所に関する 職 ア 災害時等の一時的な避難のための駐車場等施設の備 イ 災害発生後の避難所としての屋内施設等の備 ウ 災害発生後の避難所に対する可能な範囲での食料・飲料の提供 ② 災害発生後の被災者に対する大規模な入居施設の備 ③ 救護・救護活動に関する 事項 他職業者の救護、搬送の 施設 ④ 地域復興活動への 支援 イ 車両及び機材の 確保 イ 資機材の保管施設の 確保 ウ 仮設住宅用地の 確保	令和4年9月20日	防災危機管理課
8-95	災害時等における公共建築物の応急復旧工事の設計等業務に関する協定書	一般社団法人建築士会	富士市内に大規模な地震、津波及び風水害又は事故により建築物等に被害が発生した場合における業務協力	令和5年3月23日	施設保全課
8-96	災害時等における公共建築物の応急復旧工事の設計等業務に関する協定書	一般社団法人静岡県建築士事務所協会	富士市内に大規模な地震、津波及び風水害又は事故により建築物等に被害が発生した場合における業務協力	令和5年3月23日	施設保全課
8-97	災害援助に必要なL P ガスの供給等に関する覚書	一般社団法人静岡県L P ガス協会 富士地区会	L P ガスの供給等を行う施設へのL P ガスの供給並びにL P ガスの供給設備及び消費設備の整備	令和5年3月30日	防災危機管理課
8-98	災害時等に必要な資材の調達に関する協定書	株式会社 片岡屋	災害時に必要な資材(大型土のう袋、土のう袋、ブルーシート、トラロープ、養生テープ)の調達に関する協定	令和5年6月29日	防災危機管理課
8-99	災害時等における無人航空機の活用に関する協定書	株式会社 キャリアドライブ	災害時等において、無人航空機を活用した活動に関する協定	令和5年7月3日	防災危機管理課
8-100	災害時における支援物資の受け入れ及び配送等に関する協定書	佐川急便 株式会社	大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の受け入れ及び搬送	令和5年7月28日	商業労政課
8-101	災害時等における支援に関する協定書	静岡県富士生コンクリート協同組合	災害時における支援協力に関する協定	令和6年5月20日	防災危機管理課
8-102	災害時等における緊急支援に関する協定書	富士市森林組合	倒木、流木その他支障物の撤去、撤去した木材等の処分等	令和6年6月18日	林政課
8-103	災害時におけるキャンピングカーの提供に関する協定書	一般社団法人日本RV協会	①富士市で災害が発生した際、他市他県からの応援職員員の宿泊場所として、キャンピングカー等の提供 ②他市他県で災害が発生し、富士市職員が応援に向かう際の宿泊場所として、キャンピングカー等の提供	令和6年10月22日	防災危機管理課
8-104	災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書	ベクス株式会社	保有する資機材の提供(仮設トイレ等)	令和7年2月4日	廃棄物対策課

災害時の相互応援に関する協定書

富士市、富士宮市（以下「両市」という。）は、その区域内において大規模な災害（以下「災害」という。）の発生により被災し、当該市のみでは十分な応急措置が実施できない場合に、当該被災市の要請にこたえ、近隣友愛精神に基づき、相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応 援 事 項）

第 1 条 応援事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害の応急措置及び応急復旧に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- (2) 災害の応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、要請のあった事項

（応援要請の手続）

第 2 条 災害が発生した場合において、応援を受けようとする市は、文書により次に掲げる事項を明らかにして、必要な応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合には、当該要請に係る文書の提出を事後に行うことができる。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資などの品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援場所及び当該場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第 3 条 応援を要請された市は、できる限り要請にこたえるものとする。

（費 用 負 担）

第 4 条 応援に要した経費は、法令等に定めがある場合を除き、応援を受けた市と応援を実施した市が協議して定めるものとする。

（連 絡）

第 5 条 両市は、あらかじめ、相互応援に関する担当課をそれぞれ定め、災害が発生したときは、応援の要否その他必要な情報を相互に交換するものとする。

（平常時の活動）

第 6 条 両市は、円滑な応援の実施に資するため、平常時において、次に掲げる活動を共同で行うものとする。

- (1) 両市における広域的な防災対策を実施するための調査及び情報交換
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

（協 議）

第 7 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項は、その都度両市が協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、両市署名捺印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 2 2 年 4 月 1 日

富 士 市 長 鈴 木 尚

富 士 宮 市 長 小 室 直 義

災害時相互応援に関する協定書

ひたちなか市、市川市、茅ヶ崎市及び富士市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害が発生した場合に、被害を受けた市（以下「被災市」という。）の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第 1 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救出活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時的に収容するための施設の提供
- (6) ボランティアのあっせん
- (7) 児童・生徒の受入れ
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

（応援の要請手続き）

第 2 条 被災市は、次の事項を明かにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号から3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
 - (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
 - (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 応援の期間
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- （応援の実施）

第 3 条 前条の規定により応援を要請された市は、極力これに応ずるものとする。

（応援のために派遣された職員の指揮）

第 4 条 応援のために派遣された職員は、被災市の市長の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第 5 条 応援に要する経費は、原則として被災市の負担とする。

2. 被災市が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合は、応援を要請された市は、一時立替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第 6 条 協定市は、相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。

2. 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（体制の整備）

第 7 条 協定市は、この協定に基づいて応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（資料等の交換）

第 8 条 協定市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする。

（細目協定）

第 9 条 この協定の細目については、別に定める。

（有効期間）

第 10 条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1998年（平成10年）3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1月前までに協定市のいずれの市からも申し出がないときは、この期間は更に3年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

（疑義の解決）

第 11 条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協定市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、四市長署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

1997年（平成9年）10月3日

茨城県ひたちなか市東石川二丁目10番1号
ひたちなか市
ひたちなか市長 清水 昇

千葉県市川市八幡一丁目1番1号
市 川 市
市 川 市 長 高 橋 國 雄

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅 ヶ 崎 市
茅 ヶ 崎 市 長 根 本 康 明

静岡県富士市永田町一丁目100番地
富 士 市
富 士 市 長 鈴 木 清 見

災害時における物資供給に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と事業所名（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行なう物資供給等の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が迅速かつ的確に実施されることを目的とする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対し、物資の供給を要請するものとする。
（1）富士市内で大規模な災害が発生、又は発生するおそれがある場合
（2）富士市以外の地域での災害救助のため、静岡県、関係市町村長等から物資の供給を要請された場合
2 前項の規定による要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
3 乙は、第1項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。
（1）別表に掲げる物資
（2）その他甲が指定する物資

（要請に基づく措置）

第5条 乙は、第3条の規定による要請を受けたときは、特別な理由が無い限りその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。
2 乙は自身の被災等で第3条による要請に応じる事が困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は職員を派遣して調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が提供した物資の費用及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担する

ものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協定の期間と効力）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の前1ヶ月までに甲または乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、その後においても同様とする。
2 この協定の改正または廃止は、甲または乙が文書をもって1か月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上で定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 静岡県富士市永田町1丁目100番地

富士市長 小長井 義正

乙 事業所所在地

事業所名
役職 氏名

別表 （供給要請物資一覧表）

No.	品 目	詳 細
1		

災害時等における石油類燃料の供給協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、富士市（以下「甲」という。）と静岡県石油業商業組合富士支部（以下「乙」という。）との間に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）時における石油燃料（以下「燃料等」という。）の供給について次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施するうえで燃料等を必要とする場合は、乙に対して燃料等の供給が、円滑、適正に行われるよう要請することができる。

2 甲は、乙に緊急通行車両及び緊急物資輸送車両の燃料等の供給を要請する場合は、口頭で行うものとする。

3 甲は、乙に甲が指定する施設に燃料等の供給を要請する場合は、燃料等供給要請書（第1号様式）により、品目、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日燃料等供給要請書をもって処理するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときには、止むを得ない事由のない限り協力するものとする。

(施設への供給並びに運搬)

第4条 燃料等の施設への供給並びに運搬は、原則として、乙又は乙の指定する者（以下、「乙等」という。）が行うものとする。

2 甲は、乙等が燃料等を運搬するために使用する車両について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項の規定による緊急通行車両として通行できるよう協力するものとする。

(引渡し)

第5条 前条による燃料等の引渡し場所は、原則として、甲が指定するものとする。

2 甲は、当該引き渡し場所に職員を派遣し、納品を確認の上、引き取るものとする。

(報告)

第6条 乙は、甲の要請により前条に掲げる業務を実施したときには、速やかに実施した内容を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙等が供給した燃料等の対価及び運搬に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する燃料等の対価は、災害時直前における燃料単価契約の単価を基準とし、

運搬に要した経費については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 前条の規定による対価及び費用は、乙からの請求により甲が支払うものとし、甲は、請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払いを行うものとする。

(連絡)

第9条 甲は、毎年5月末日までに燃料等の供給を要請する施設の名称、所在地、連絡先、油種、数量等の資料を乙に通知するものとし、乙は、毎年5月末日までに、この協定に基づき協力できる富士市内の給油取扱所の名称、所在地、電話番号等の必要な資料を甲に通知するものとする。

(雑則)

第10条 この協定の実施に関し、必要な細目事項は、甲・乙両者が協議して定める。

第11条 この協定は、令和6年4月1日から適用する。なお、昭和55年8月1日締結の災害時等における自動車燃料の供給協力に関する協定は廃止する。

この協定成立を証するため、甲・乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 富士市
富士市長 小長井義正

乙 静岡県石油業商業組合
富士支部長 吉越 徹

学校等の施設を避難施設として使用することに関する覚書

静岡県富士見中学校・高等学校長（以下「甲」という）と富士市長 小長井義正（以下「乙」という）との間に、地震又は風水害等（以下「災害等」という。）が発生又は発生するおそれがあるときに、甲の施設（以下「学校施設」という。）を避難施設として使用することについて覚書を締結する。

第 1 条（目的）

この覚書は、災害等が発生又は発生するおそれがあるときに、学校施設を使用することに関して、必要な事項を定める。

第 2 条（学校施設の使用）

学校施設の使用については以下のとおりとする。

（1）屋外施設

地震等が発生した場合に、住民等が広くて安全な避難場所として使用する。

使用する屋外施設は、グラウンドを使用するものとする。

（2）屋内施設

災害等危険箇所に住居する住民等が立ち退き避難するための避難場所及び災害発生後に住居等を失った者が避難所として使用する。

使用する屋内施設は、第二体育館を優先使用し、避難者を収容できない場合は第一体育館を使用するものとする。

2 乙は、甲が予め定めた立入禁止区域は避難施設として使用しない。

ただし、甲と乙が協議して甲が使用を認めた場合はこの限りではない。

第 3 条（申請等）

乙は、災害等の状況により屋内施設の開設が必要と判断した場合は、電話等で甲に要請するものとする。万が一、甲と連絡が取れず緊急を要する場合は、乙の判断により使用するものとする。

2 乙は、屋内施設を使用する場合は、遅延なく使用許可申請書を甲に提出するものとする。

第 4 条（許可等）

甲は、前条により要請を受けたときは、学校施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を承諾するものとし、乙に電話等で連絡するものとする。

2 甲は、乙から使用許可申請書が提出された場合は、学校施設の用途又は目的を妨げない限度において、乙に使用許可書を交付してその使用を許可するものとする。

第 5 条（期間）

使用期間は 7 日以内とする。ただし、必要により甲乙協議して最大限 7 日以内の延長ができるものとする。また、使用終了の際、乙は甲に、「〇年〇月〇日〇時に使用終了した」旨を文書にて通知する。

第 6 条（原状変更の制限）

乙は、学校施設を使用する際には、甲の承諾を得なければ、当該学校施設の原状を変更することができないものとする。

第 7 条（原状回復義務）

乙は、使用期間が満了したとき又は使用許可が取り消されたときは、変更した学校施設や設備等を原状に復するものとする。

また、使用に際し学校施設や設備等を破損等した場合は、乙の責任において原状に復する。この場合にあっては、乙は甲が学校施設の使用を開始するまでに修繕又は更新するよう努めなければならない。

第 8 条（施設使用料の免除）

甲は、学校施設の使用料を免除するものとする。

第 9 条（費用の負担）

当該学校施設の付帯設備の使用に要した経費は、原則として乙の負担とする。

ただし、甲が特に必要と認めるときはこの限りではない。

第 10 条（覚書等の遵守）

乙は、学校施設の使用に当たっては、甲の定める規程及び本覚書に定める事項を遵守しなければならない。

第 11 条（鍵の貸与）

甲は、災害等発生時に備え、乙に借用書のとおり鍵を貸与し、乙は貸与された鍵を適切に保管するものとする。

第 12 条（許可の取り消し）

甲が、当該学校施設を学校再開のため本来の利用目的に供する必要が生じたとき又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の使用許可の取消により生じた損失は補償しないものとする。

第 13 条（覚書の有効期限）

この覚書は、当該学校施設の形状変更等により避難施設としての要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。

ただし、甲乙が協議し、当該施設が避難施設として不適当又はその必要がないと認める場合はこの限りではない。

2 当該学校施設の形状変更等により避難施設としての要件を欠く事由が発生した場合、直ちに甲は乙に対し、文書をもって連絡するものとする。

第 14 条（連絡先等の確認）

乙は、毎年度当初、以下の事項について甲に対して照会し、現状を把握するものとする。

① 施設の管理者、同代理者及び連絡すべき職員の氏名、住所及び電話番号

② 第 11 条により借用している鍵の変更等

③ 工事予定等施設使用時に影響のある事項

2 甲は、以下の事項について乙に対して照会し、現状を把握できるものとする。

① 防災危機管理課長、地区担当職員の氏名、住所及び電話番号

② 第 11 条により貸与している鍵の保管状況及び管理責任者

第 15 条（その他）

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

令和 2 年 6 月 1 日

甲 富士市平垣町 1 番 1 号
静岡県富士見中学校・高等学校

校 長 袴 田 四 郎

乙 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地

富士市長 小 長 井 義 正

学校等の施設を避難施設として使用することに関する覚書

覚 書

静岡県立〇〇高等学校長（以下「甲」という。）と富士市長 鈴 木 清 見（以下「乙」という。）との間に、静岡県行政財産 静岡県立〇〇高等学校（以下「行政財産」という。）を避難施設として使用することについて次のとおり定める。

- 第 1 条（目的）
甲は、その所管する行政財産のうち、避難地として校庭等の屋外施設を、避難所として体育館等の屋内施設を、乙に使用させるものとする。
- 第 2 条（定義）
第 1 条に示す避難地および避難所の定義は以下のとおりとする。
(1)避難地
東海地震の警戒宣言が発せられたとき又は地震が発生したときに、要避難地区の住民が避難する場所で、原則として校庭等の屋外施設とする。
ただし、例外として、災害弱者等を収容するために、甲乙協議のうえ、条件付きで屋内施設の使用を認める場合がある。
（詳細については、静岡県地域防災計画東海地震対策編「東海地震対策 避難計画策定指針」を参照。）
(2)避難所
地震以外の災害時に危険区域に居住する者および地震災害発生後に住居等を失った者が避難する施設で、体育館等の屋内施設。
- 第 3 条（申請等）
乙は、行政財産を使用する場合で緊急を要するときは、事前に電話等で甲に要請するものとする。
この場合は、遅滞なく静岡県財産規則（昭和 3 9 年静岡県規則第 1 4 号）に定める行政財産使用許可申請書を甲に提出するものとする。
2 乙は、行政財産を使用する場合で緊急を要しないときは、事前に前項の行政財産使用許可申請書を甲に提出するものとする。
- 第 4 条（許可等）
甲は、前条第 1 項により電話等で要請を受けたときは、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を承諾するものとし、乙に電話等で連絡するものとする。
2 甲は、乙から行政財産使用許可申請書が提出された場合は、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、乙に行政財産使用許可書を交付してその使用を許可するものとする。
- 第 5 条（期間）
使用期間は 7 日間以内とする。ただし、必要により甲乙協議して最大限 7 日間以内の延長ができるものとする。また、使用終了の際、乙は甲に、「〇年〇月〇日〇時に使用終了した」旨を文書にて通知する。
- 第 6 条（原状変更の制限）
乙は、行政財産を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ、当該行政財産の原状を変更することができないものとする。
- 第 7 条（原状回復義務）
乙は、試用期間が満了したとき又は、使用許可が取り消されたときは、当該行政財産を原状に復するものとする。
- 第 8 条（施設使用料の免除）
甲は、行政財産の使用料条例（昭和 3 9 年静岡県条例第 2 0 号）第 4 条に基づき、使用料を免除するものとする。

- 第 9 条（費用の負担）
当該行政財産の付帯設備の使用に要した経費は原則として乙の負担とする。
ただし、知事が特に必要と認めるときはこの限りではない。
- 第 10 条（規則等の遵守）
乙は、行政財産の使用に当たっては、前各条のほか、静岡県財産規則及び許可条件を遵守しなければならない。
- 第 11 条（許可の取り消し）
甲が、当該行政財産を公用又は公共用に供する必要性が生じたとき又は、乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は使用許可を取り消すことができる。
2 甲は、乙に対し前項の使用許可の取消により生じた損失は保証しないものとする。
- 第 12 条（覚書の有効期間）
この覚書は、当該行政財産の形状変更等により避難施設としての用件を欠く事由が発生しない限り有効とする。
ただし、甲乙が協議し、当該施設が避難施設として不適当又は、その必要がないと認める場合はこの限りではない。
2 当該行政財産の形状変更等により避難施設としての要件を欠く事由が発生した場合、直ちに甲は乙に対し、文書をもって連絡するものとする。
- 第 13 条（連絡先等の確認）
乙は、毎年度当初、以下の事項について甲に対して照会し、現状を把握するものとする。
① 施設の管理者、同代理者（県事務所における次長、県立高校における教頭等）及び当該行政財産近辺に居住する職員（施設使用時に市職員とともに施設管理を行うことのできる役付職員）の氏名、住所及び連絡先。
② 工事予定等施設使用時に影響のある事項。
- 第 14 条（その他）
この覚書に定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。

平成〇年〇月〇日

甲 所在地 〇〇〇〇〇〇
静岡県立〇〇高等学校
学校長 〇 〇 〇 〇

乙 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地
富士市長 〇 〇 〇 〇

覚書の締結先

No.	施設名称	所在地	締結年月日
1	静岡県立富士高等学校	富士市松本 1 7 番地	平成 9 年 9 月 3 日
2	静岡県立吉原高等学校	富士市今泉 2 1 6 0 番地	平成 9 年 8 月 1 2 日
3	静岡県立富士東高等学校	富士市今泉 2 9 2 1 番地	平成 9 年 9 月 3 日

※締結年月日は、平成 6 年 3 月 10 日付け消第 974 号、静岡県総務部防災局長、総務部長、教育長の連名通知、「災害時等における県有施設の使用に関する要領の改正について」を受け、再締結した年月日。

災害時における要配慮者の緊急受入れ及び連携等に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と、●●法人●●（以下「乙」という。）は、災害時における要配慮者の緊急受入れ及び連携等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、大規模な地震等の災害により要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙の運営する社会福祉施設等に対し協力を要請すること及び甲乙間の円滑な連携が図られるよう、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この協定において「要配慮者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 障害者手帳所持者
- (3) 上記に準じる者
- (4) その他必要と認める者

（避難施設）

第 3 条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

▲▲

（対応責任者）

第 4 条 甲及び乙は、災害時等における対応が円滑に行われるよう、それぞれ責任者を定めるものとする。

（対応体制等の相互連絡）

第 5 条 甲及び乙は、災害時等における連絡体制、対応窓口及び連絡方法について定めるとともに、前条の責任者と併せて、毎年 4 月 1 日及び変更の都度、相互に書面で通知するものとする。

（災害時の情報提供）

第 6 条 乙は、災害時等に乙の施設の被害状況、地域の状況等あらかじめ甲乙が協議して定める事項についてとりまとめのうえ、定期的に甲に連絡するものとする。

2 甲は、災害時等に市内の被害状況、被災住民の状況、復旧の見込み、他の社会福祉施設等の被害状況等あらかじめ甲乙が協議して定める事項についてとりまとめのうえ、定期的に乙に連絡するものとする。

（災害時等の受入れ）

第 7 条 甲は、居宅で居住困難となり、市指定避難場所では対応が困難な要配慮者のために、乙に対して緊急の受入れ要請をできるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するように努めるものとする。

（手続き等）

第 8 条 甲は、前条により乙に受入れを要請する場合は、あらかじめ電話等の情報手段により、受入れ可能人数を確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 要配慮者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

（受入れ可能人数等）

第 9 条 甲は、乙の協力のもとに本協定締結後、施設の要介護者等の受入れ可能人員、介護支援者数及び必要物資等について把握するものとする。

（災害時等の人的支援）

第 10 条 甲は、災害時等に専門的な介護者、ボランティアの把握、確保を行うものとする。

2 乙は、災害時等に施設運営に必要な職員又は被災した他施設に派遣可能な職員について、甲に報告するものとする。

3 甲は、自主的に又は乙からの要請により、専門的な介護者、ボランティア又は他施設職員を乙に派遣するものとする。

4 乙は、甲から他施設へ職員派遣を要請された場合、速やかに受託するよう努めるものとする。

（災害時等の物的支援）

第 11 条 甲は、災害時等に援助物資及び搬送手段の把握、確保を行うものとする。

2 甲は、自主的に又は乙からの要請により、援助物資を乙に搬送するものとする。甲が援助物資を搬送することが困難な場合には、乙が援助物資の保管場所において援助物資を受け取り搬送を行うものとする。

（要配慮者の搬送）

第 12 条 乙は、甲からの要請により乙の所有する車両を使用して、要配慮者の搬送を行うものとする。

（災害時等の被災状況等記録）

第 13 条 乙は、災害時等において可能な限り写真等を用いて、被災状況等を記録するものとする。

（訓練）

第 14 条 甲及び乙は、毎年度、合同で災害時等における対応についての訓練を行うものとする。

（意見交換会等）

第 15 条 甲及び乙は、毎年度、本協定の実施について必要な意見交換会等を開催するものとする。

（協定の見直し）

第 16 条 甲及び乙は、毎年度、この協定について次に掲げる事項について検証を行い、必要があれば随時見直しを行うものとする。

- (1) 第 5 条の規定に基づく、連絡体制、対応窓口及び連絡方法について
- (2) 第 6 条の規定に基づく、災害時等の報告及び連絡内容、様式等について
- (3) 第 7 条、第 8 条、第 9 条の規定に基づく、要配慮者の受入れについて
- (4) 第 10 条の規定に基づく、専門的な介護者、災害ボランティア及び派遣可能な他施設職員の把握、確保及びその活動内容等について
- (5) 第 11 条の規定に基づく、援助物資及び搬送手段等について
- (6) 第 12 条の規定に基づく、要配慮者の搬送手段等について
- (7) 第 13 条の規定に基づく、被災状況等の記録について
- (8) 第 14 条の規定に基づく、甲及び乙合同による災害時の対応訓練について
- (9) その他必要な事項について

（費用の負担）

第 17 条 甲は乙に対し、当該要配慮者が期間内に要した経費について、適正な負担を行うものとする。

（他市町村からの受入）

第 18 条 甲及び乙は、他の市町村からの要配慮者の受入れの要請がなされた場合、直ちに緊急性、施設の状況等について協議し、可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（疑義の解決）

第 19 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第 20 条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない限り継続するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

（甲） 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地
富士市長 小長井 義正

（乙） 富士宮市 ●●
●●法人 ●●
理事長 ■■

富士市 ●●
▲▲
施設長 ■■

災害時に要介護者等避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定済施設

覚 書

No.	施 設 名 称	所 在 地	運営主体	施 設 内 容
1	天 間 荘	富士市天間1602	信 愛 会	特別養護老人ホーム
2	富 士 楽 寿 園	富士市大淵4632-1	誠 信 会	特別養護老人ホーム
3	鑑 石 園	富士市原田1350-16	鑑 石 園	特別養護老人ホーム
4	岩 本 園	富士市岩本1184-1	岳 陽 会	特別養護老人ホーム
5	す だ の 杜	富士市増川510-1	美 芳 会	特別養護老人ホーム
6	富 士 の 里	富士市天間1626	博 美 会	軽 費 老 人 ホ ー ム
7	く め ぎ の 里	富士市大淵14282-1	富 士 厚 生 会	障 害 者 支 援 施 設
8	き ぼ う の 里	富士市大淵14283-1	富 士 厚 生 会	障 害 者 支 援 施 設
9	富 士 和 光 学 園	富士市大淵4632-6	誠 信 会	障 害 者 支 援 施 設
10	富 士 本 学 園	富士市大淵4632-7	誠 信 会	障 害 者 支 援 施 設
11	誠信少年少女の家	富士市比奈1354	誠 信 会	児 童 養 護 施 設
12	岩 倉 学 園	富士市大淵4632-5	誠 信 会	児 童 養 護 施 設
13	ひ ま わ り 園	富士市今泉2221	芙 蓉 会	児 童 養 護 施 設
14	み ど り 園	富士市今泉2220	芙 蓉 会	乳 児 院
15	加 島 の 郷	富士市水戸島7-8	真 澄 会	特別養護老人ホーム
16	コフレ・アソート® 富士	富士市岩本1020-1	岳 陽 会	軽 費 老 人 ホ ー ム
17	ミ ズ ホ 園	富士市瓜島町173-1	御 山 会	在 宅 複 合 型 施 設
18	み ぎ わ 園	富士市今泉2210	芙 蓉 会	特別養護老人ホーム
19	Jはアソ吉永在宅複合施設	富士市比奈159-21	協同福祉会	在 宅 複 合 型 施 設
20	ヴィラージュ富士	富士市厚原359-8	秀 生 会	特別養護老人ホーム
21	シャローム富士川	富士市北松野1071	富 士 厚 生 会	特別養護老人ホーム
22	富 士 見 学 園	富士市大淵2158	あした太陽の丘	障 害 者 支 援 施 設
23	で ら へ と	富士市伝法86-3	インクルふじ	障 害 者 支 援 施 設
24	かたくら明和園	富士市大淵2710-1	誠 信 会	特別養護老人ホーム
25	丘 ホ ー ム	富士市厚原672-1	信 愛 会	特別養護老人ホーム
26	な か ざ と	富士市中里2593-5	富 士 厚 生 会	特別養護老人ホーム
27	松 野 の 里	富士市南松野2604-1	富 士 厚 生 会	特別養護老人ホーム
28	富 士 ま か ど	富士市間門226-1	鑑 石 園	特別養護老人ホーム
29	ウエルビーイング富士	富士市厚原1192-1	(株)ウエルビーイング	介護付有料老人ホーム
30	ウエルビーイング富士三ツ倉	富士市大淵2447-1	(株)ウエルビーイング	介護付有料老人ホーム
31	す る が 荘	富士市原田2030-32	美 芳 会	養 護 老 人 ホ ー ム
32	風 の 杜	富士市原田2030-1	美 芳 会	特別養護老人ホーム
33	月 の あ か り	富士市大淵847-4	湖 成 会	特別養護老人ホーム
34	あ お ぼ	富士市五味島285-1	岳 陽 会	特別養護老人ホーム
35	ケアハウス慈恩	富士市五味島281	岳 陽 会	軽 費 老 人 ホ ー ム

静岡県立富士特別支援学校長（以下「甲」という。）と富士市長 鈴木尚（以下「乙」という。）との間に、静岡県行政財産 静岡県立富士特別支援学校（以下「行政財産」という。）を福祉避難所として使用することについて次のとおり定める。

第1条（目 的）

甲は、その所管する行政財産を災害時における住民の福祉避難所として乙に使用させるものとする。

第2条（定 義）

前条に示す福祉避難所の定義は以下のとおりである。

福祉避難所とは、避難所での生活に支障をきたす人のための2次的な避難所であり、市が必要に応じて設置する。対象者は、高齢者及び障害のある人で、避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

第3条（申 請）

乙は、行政財産を使用する場合で緊急を要するときは、事前に電話等で甲に申請するものとする。

この場合は、遅滞なく静岡県財産規則（昭和39年静岡県規則第14号）に定める行政財産使用許可申請書を甲に提出するものとする。

2 乙は、行政財産を使用する場合で緊急を要しないときは、事前に前項の行政財産使用許可申請書を甲に提出するものとする。

第4条（許可等）

甲は、前条第1項により電話等で申請を受けたときは、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を承諾するものとし、乙に電話等で連絡するものとする。

2 甲は、乙から行政財産使用許可申請書が提出された場合は、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、乙に行政財産使用許可書を交付してその使用を許可するものとする。

第5条（期 間）

使用の期間は7日以内とする。ただし、必要により甲乙協議して最大限7日間以内の延長ができるものとする。また、使用終了の際、乙は甲に「○年○月○日○時に使用終了した」旨を文書にて通知する。

第6条（原状変更の制限）

乙は、行政財産を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ、当該行政財産の現状を変更することができないものとする。

第7条（原状回復義務）

乙は、使用期限が満了したとき又は、使用許可が取り消されたときは、当該行政財産の原状に復するものとする。

第8条（施設使用料の免除）

甲は、行政財産の使用料条例（昭和39年静岡県条例第20号）第4条に基づき、使用料を免除するものとする。

第9条（費用の負担）

当該行政財産の付帯設備の使用に要した経費は原則として乙が負担する。

ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りではない。

第10条（規則等の遵守）

乙は、行政財産の使用に当たっては、前各条のほか、静岡県財産規則及び許可条例を遵守しなければならない。

第11条（許可の取り消し）

甲が、当該行政財産を公用又は公共用に供する必要が生じたとき又は、乙にこの覚書に違反する行為があると認められるときは、甲は使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対して前項の使用許可の取り消しにより生じた損失は、保証しないものとする。

第 12 条（覚書の有効期限）

この覚書は、当該行政財産の形状変更等により福祉避難所としての要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。

ただし、甲乙が協議し、当該施設が福祉避難所として不適当又は、その必要がないと認める場合はこの限りではない。

- 2 当該行政財産の形状変更等により福祉避難所としての要件を欠く事由が発生した場合、直ちに甲は乙に対し、文書を以て連絡するものとする。

第 13 条（連絡先等の確認）

乙は、毎年度当初、以下の事項について甲に対して照会し、現状を把握するものとする。

- (1) 施設の管理者、同代理者（県事務所における次長、県立学校における教頭等）及び当該行政財産近辺に居住する職員（施設使用時に市職員とともに施設管理を行うことのできる役付職員）の氏名、住所及び連絡先。
- (2) 工事予定等施設使用時に影響のある事項。

第 14 条（その他）

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

平成 1 6 年 9 月 2 1 日

（甲） 富士市大淵 3 7 7 3 番地の 1

静岡県立富士特別支援学校

校長 名倉 慎一郎

（乙） 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地

富士市長 鈴木 尚

漁船による緊急輸送活動に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と富士市（以下「乙」という。）と田子の浦漁業協同組合（以下「丙」という。）とは、地震による災害が発生した場合における漁船による緊急輸送活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

- 第 1 条 この協定は、静岡県地震対策推進条例（平成 8 年 3 月 22 日条例第 1 号）第 29 条第 3 項及び第 35 条の規定に基づき、甲又は乙が、丙に対し、緊急輸送活動への協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

- 第 2 条 甲は、地震による災害が発生し、海上における緊急輸送が最適と判断した場合であって、漁船以外の船舶の確保が困難であると認めるときは、丙に対し、緊急輸送活動への協力を要請することができる。

2. 乙は、地震による災害が発生し、海上における緊急輸送が必要であると認めるときは、丙に対し、緊急輸送活動への協力を要請することができる。

（要請の方法）

- 第 3 条 前条の規定による要請は、様式第 1 号により緊急輸送活動の内容及び期間等を指定して、文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2. 甲からの丙に対する要請は、乙を経由して行うものとする。

（緊急輸送活動）

- 第 4 条 甲又は乙が、丙に対して協力を要請する緊急輸送活動は、次に掲げる活動とする。

- (1) 被災者（滞留者を含む。）の輸送活動
- (2) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動
- (3) 災害応急対策の実施のために必要な人員、資機材等の輸送活動

（緊急輸送活動の実施）

- 第 5 条 丙は、第 2 条の規定による要請を受けたときは、所属する組合員（准組合員を含む。以下同じ。）のうち漁船を所有する者の協力を得て、当該要請に基づく緊急輸送活動を実施するものとする。

（活 動 報 告）

- 第 6 条 丙は、前条の緊急輸送活動を実施したときは、当該活動の終了後速やかに、様式第 2 号によりその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2. 甲に対する前項の規定による報告は、乙を経由して行うものとする。

（費用の負担）

- 第 7 条 第 2 条第 1 項の規定による要請によって実施した緊急輸送活動に要した人件費、燃料費その他の費用は、甲又は甲に緊急輸送の確保を求めた市町村が負担するよう措置する。

2. 第 2 条第 2 項の規定による要請によって実施した緊急輸送活動に要した人件費、燃料費その他の費用は、乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第 8 条 丙は、緊急輸送活動の終了後、当該活動に要した前条第 1 項の費用については甲に、前条第 2 項の費用については乙に請求するものとする。

2. 甲又は乙は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。
(従事者の災害補償)

第 9 条 甲は、この協定に基づく緊急輸送活動の実施により、当該活動に従事した丙の組合員が当該業務のために損害を被った場合には、静岡県地震対策推進条例第 34 条第 1 項の規定を適用する。
(損害賠償の負担)

第 10 条 甲は、この協定に基づく緊急輸送活動の実施により、当該活動に従事した丙の組合員が当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合において、その者の責任に係る損害賠償の額が確定したときは、静岡県地震対策推進条例第 34 条第 2 項の規定を適用する。
(協力組合員名簿の提出)

第 11 条 丙は、所属する組合員のうち、漁船を所有する者であって、この協定に基づく緊急輸送活動に協力できるものの名簿を、毎年 1 回乙に提出するものとする。

2. 乙は、前項の規定により提出された名簿の写しを甲に提出するものとする。
(協 議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。
(有効期間)

第 13 条 この協定は、平成 10 年 8 月 20 日から、その効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 10 年 8 月 20 日

(甲) 静岡県追手町 9 番 6 号
静岡県知事 石 川 嘉 延

(乙) 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地
富 士 市 長 鈴 木 清 見

(丙) 富士市前田新田 8 6 6 番地の 6
田子の浦漁業協同組合
代表理事組合長 深 澤 治 雄

災害時の緊急協力に関する協定書

富士市水道事業管理者 富士市長 鈴木 尚(以下「甲」という。)と富士市水道指定工事店協同組合 理事長 遠藤 正三(以下「乙」という。)とは、富士市における地震災害及び風水害等(以下「災害」という。)による水道災害時の緊急協力に関し、次の事項により協定を締結する。

(目 的)

第 1 条 この協定書は、富士市内に災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合(以下「災害時」という。)における緊急協力に関して、必要な事項を定める。

(協力の要請)

第 2 条 甲は、災害時において、緊急に協力が必要と認めたときは、次に掲げる事項について、乙に対して協力を要請することができる。

- (1) 水道施設及び給水装置等の応急復旧
- (2) 応急運搬給水及び当該給水のための車両の提供並びに配水池での応急給水
- (3) 自家発電機の運転
- (4) その他甲が必要と認めた事項

2 甲は、協力を要請するに当たっては、場所、状況、作業内容その他必要と認める事項を文書をもって行うものとする。ただし緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく協力)

第 3 条 乙は、甲の協力要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに組合員及び資機材等を活用し、協力活動をするものとする。

(費用の負担)

第 4 条 甲は、乙に対してこの協力要請の実施に対する費用を負担するものとし、その費用は災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第 5 条 この協定は、協定の成立の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

(報 告)

第 6 条 乙は、毎年 4 月 1 日現在の組合員名簿及び災害時に協力できる資機材、車両及び人員等を甲に報告するものとする。

(その他)

第 7 条 この協定に定めのない事項又は疑義のある事項については、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自その 1 通を保有する。

平成 15 年 8 月 29 日

甲 富士市永田町 1 丁目 100 番地
富士市水道事業管理者
富士市長 鈴木 尚

乙 富士市永田北町 10 番 25 号
富士市水道指定工事店協同組合
理事長 遠藤 正三

災害時に必要な機器の調達に関する協定書

富士市水道事業管理者富士市長 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、災害時に必要な機器 (以下「機器」という。)の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第 1 条 甲は、富士市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、機器を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する機器の供給を要請するものとする。

(調達機器の範囲)

第 2 条 甲が乙に供給を要請する機器は、次に掲げるもののうち、乙が保有する機器とする。

(1) 発電機一式

(2) その他甲が指定する機器

(要請の方法)

第 3 条 第 1 条の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲 (担当水道部水道総務課長) の意思を確認の上、第 4 条の措置をとるものとする。

(要請に基づく協力の実施)

第 4 条 第 1 条の規定による要請を受けたときは、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置状況を第 3 条第 2 項に掲げる者に通知するものとする。

(賃借料)

第 5 条 賃借料は、災害発生直前時に適正な価格 (引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格) を基準として、甲乙協議して定める。

(機器の引渡し)

第 6 条 機器の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し機器を確認の上、引き取るものとする。

(賃借料の支払)

第 7 条 賃借料の支払は、乙の請求に基づき、甲は所定の手続により速やかに支払うものとする。

(保有数量の報告)

第 8 条 乙は、この協定の成立の日及び毎年 4 月 1 日現在の機器の保有数量を別紙「機器保有数量報告書」により甲に報告するものとする。

(協議)

第 9 条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議して定める。

(有効期間)

第 10 条 この協定は、協定の成立の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が第 2 条に掲げる機器を取り扱わなくなったときは、この協定は、効力を失う。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は、甲に文書をもって通知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 7 年 4 月 1 日

甲 所在地

富士市水道事業管理者
富士市長 鈴 木 清 見

乙 所在地

名 称

代表者名

災害時等に必要な機器の調達に関する協定業者

協定業者名称		所 在 地	電 話 番 号
1	大興産業㈱リース事業部 富士営業所	富士市日之出町 1 5 5	5 3－3 1 8 6
2	新日本建販㈱静岡リースセンター	富士市依田橋 9 4－1	5 3－3 1 0 0

災害復旧に必要な資材の調達に関する協定書

富士市長 小長井 義正（以下「甲」という。）と安田株式会社静岡支店 支店長 高井 洋和（以下「乙」という。）との間に、災害復旧に必要な水道資材（以下「資材」という。）の調達に関し、次の通り協定する。

- （協力要請）
- 第 1 条 甲は、富士市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、資材を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する資材の供給を要請することができる。
- （調達資材の範囲）
- 第 2 条 甲が乙に供給を要請する資材は、次に掲げるもののうち、乙が保有する資材とする。
- （1）水道管及び継手、バルブ類一式
- （2）その他甲が指定する資材
- （要請の方法）
- 第 3 条 第 1 条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
- 2 前項ただし書きの場合にあつては、乙は、甲の意志を確認のうえ第 4 条の措置をとるものとする。
- （要請に基づく協力の実施）
- 第 4 条 第 1 条の要請を受けたときは、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を上下水道部上下水道営業課長に連絡するものとする。
- （経費の負担）
- 第 5 条 この協定に基づき、乙が協力のために要した経費は甲の負担とし、その経費は甲乙協議して定める。
- （資材の引渡し）
- 第 6 条 資材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、資材の確認のうえ引き取るものとする。
- （保有資材の報告）
- 第 7 条 乙は、この協定の成立の日及び毎年 4 月 1 日現在の「資材の保有数量報告書」により甲に報告するものとする。
- （協議）
- 第 8 条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議して定める。
- （有効期間）
- 第 9 条 この協定は、協定の成立の日からその有効を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が第 2 条に掲げる資材を取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失う。

この協定の成立を証するため、この本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

この協定書は、平成 9 年 9 月 1 日に富士市水道事業管理者と安田株式会社富士営業所との間で取り

交わした「災害復旧に必要な資材の調達に関する協定書」を引き継ぐものとする。

平成 2 6 年 7 月 1 7 日

甲	富士市青島町 1 9 1 番地 富士市長 小長井 義 正
乙	静岡市駿河区豊田三丁目 7 番 5 号 安田株式会社 静岡支店 支店長 高 井 洋 和

災害発生時における富士市と富士市内郵便局の協力に関する協定

静岡県富士市（以下「甲」という。）と富士市内郵便局（以下「乙」という。別表のとおり。）は、富士市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第 1 条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（協力要請）

第 2 条 甲及び乙は、富士市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
 - （2）甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - （3）郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - （4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除
 - （5）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
 - （6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項^(注)
 - （7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
 - （8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
- （注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第 3 条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第 4 条 第 2 条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 富士市 総務部 防災危機管理課長
乙 日本郵便株式会社 吉原郵便局長 (総務部長等)

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成29年8月21日

甲 住所 富士市永田町1丁目100番地
富士市
市長 小長井 義正 印

乙 住所 富士市国久保2丁目1-25
日本郵便株式会社 吉原郵便局
局長 齋藤 敦史 印

住所 富士市伝法2776-15
日本郵便株式会社 富士伝法郵便局
局長 須田 直文 印

(別 表)

吉原郵便局	富士郵便局	静岡郵便局
鈴川郵便局	富士富士岡郵便局	大淵郵便局
今泉郵便局	富士依田橋郵便局	吉原原田郵便局
広見郵便局	吉原中央町郵便局	富士富士見台郵便局
富士北郵便局	岩松郵便局	富士柳島郵便局
田子浦南郵便局	富士伝法郵便局	富士横割郵便局
富士水戸島郵便局	富士松岡郵便局	富士市役所前郵便局
富士宮島郵便局	富士川郵便局	松野郵便局
清水郵便局(富士川・松野地域に限る)		

災害時における応急対策業務に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と富士市建設業組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により甲の所管する道路、河川、上下水道等の施設（以下「公共施設」という。）に被害が発生した場合又はそのおそれがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条 この協定は、富士市地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な人命救助活動及び救護活動並びに復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共施設の被害状況を把握するとともに、甲の出動要請に基づき災害応急復旧工事（以下「応急復旧工事」という。）を行うことにより公共施設の機能確保を図ることを目的とする。

（対象となる災害）
第2条 この協定の対象となる災害は、富士市の区域内において発生し、又はそのおそれがある大規模な災害で、甲が公共施設の応急復旧を必要と認める場合のものとする。

（災害応急対策協力者）
第3条 乙は、この協定に賛同する組合員のうちから災害応急対策協力者（以下「協力者」という。）をとりまとめ、災害応急対策協力者名簿を「災害時における応急対策業務に関する協定」の運用を参考に作成するものとする。

2 乙は、協力者ごとの災害時出動態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量をとりまとめ、編成人員・資機材報告書を作成するものとする。
3 乙は、第1項の災害応急対策協力者名簿及び前項の編成人員・資機材報告書についてこの協定の締結時及び毎年9月1日時点の状況について速やかに甲に提出するものとする。その内容に変更が生じたとき又は甲が特に提出を求めたときも、同様とする。
（災害応急対策区域及び被災情報収集区域）

第4条 甲は、あらかじめ乙の協力を得て、地域の実情を考慮した災害応急対策区域及び被災情報収集区域を設定し、それぞれの区域内の協力者の中から災害応急対策区域担当者及び被災情報収集区域担当者を定めるものとする。

2 前項の災害応急対策区域は、応急復旧工事を施工する区域とし、被災情報収集区域は、公共施設の被害状況を調査する区域とする。
（被災状況の報告）

第5条 被災情報収集区域担当者は、災害の発生後は、自己の責任において速やかに公共施設の被害状況を調査し、被害状況報告書（第3号様式）により甲及び乙に報告するものとする。
（工事施工者）

第6条 甲は、災害の発生後応急復旧工事が必要な箇所について、災害応急対策区域担当者のうちから、災害応急復旧工事施工者（以下「施工者」という。）を決定する。ただし、甲が必要と認める場合は、災害応急対策区域担当者以外の者から施工者を決定することができる。

（出動要請）

第7条 甲は、応急復旧工事が必要であると認めたときは、施工者に対し、出動要請書（第4号様式）により出動を要請する。

2 前項の規定にかかわらず緊急を要する場合は、電話等の通信手段により出動を要することができる。この場合において、甲は、遅滞なく前項の手続を行うものとする。

3 第1項の出動要請書は、甲及び施工者が各自その1通を保管する。
（工事の実施）

第8条 施工者は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに応急復旧工事に着手するものとする。

2 前項の応急復旧工事は、公共施設の機能確保に関わる必要最小限度の範囲内において行うものとする。

3 施工者は、応急復旧工事の施工に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 施工者は、業務従事者の労働災害補償のため労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続をとるものとする。

5 施工者は、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜応急復旧工事の進捗状況及び完成を甲に報告するものとする。

（請負契約の締結）
第9条 甲は、施工者からの前条第5項の資料をもとに速やかに請負契約を締結するものとする。

（協定の効力）
第10条 この協定の締結期間は、締結の日から平成26年 3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。
（疑義の解決）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成25年5月29日

甲	富士市永田町1丁目100番地 富士市長 鈴木 尚
乙	富士市本市場町770番地 富士市建設業組合 井出 勇次

大規模災害時等における派遣警察部隊集結地
の使用にかかる協定書

(目的)

第 1 条 富士市長（以下「甲」という。）は、東海地震等の大規模災害発生時等において、静岡県富士警察署長（以下「乙」という。）に対し、派遣警察部隊集結地として富士市立少年自然の家（富士市大淵 10847 番地の 1。以下「当該施設」という。）を使用させるものとする。

(要請)

第 2 条 乙は、当該施設を使用する場合は、事前に電話等で富士市災害対策本部に要請するものとし、その後、遅滞なく、別紙「行政財産使用許可申請書」を甲に提出するものとする。

(期間)

第 3 条 使用期間は、1 か月以内とし、必要に応じ甲乙協議の上、延長ができるものとする。

(現状の変更)

第 4 条 乙は、現状を変更する場合は、甲の承諾を得るものとし、使用期間が満了したときに原状を回復するものとする。

(費用の負担)

第 5 条 当該施設の付帯設備の使用に要した経費は、原則として乙の負担とする。ただし、甲が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(その他)

第 6 条 その他当該施設の使用について、疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

平成 1 5 年 5 月 1 日

甲 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地
富士市長 鈴木 尚
乙 富士市荒田島 1 6 6 番地
静岡県富士警察署長 良知 義 廣

災害時等に必要な資機材の調達に関する協定書

富士市長 鈴木尚（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、災害時に必要な資機材（以下「資機材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第 1 条 甲は、富士市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、資機材を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する資機材の供給を要請するものとする。

(調達資機材の範囲)

第 2 条 甲が乙に供給を要請する資機材は、仮設トイレ、テント、発動発電機その他乙が保有する資機材のうち、甲が指定する資機材とする。

(要請の方法)

第 3 条 第 1 条の規定による要請は、第 1 号様式の文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(引き渡し及び返却)

第 4 条 資機材の引き渡し及び返却の場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、資機材を確認の上、引き取り及び返却をするものとする。

2 甲は、乙が指定する書式に必要な事項を記入の上、資機材を賃借するものとする。

(賃借料)

第 5 条 賃借料（運賃及び次項に規定する損害保険に要する金額を含む。以下同じ。）は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して定める。

2 乙は、甲に引き渡す資機材の紛失等に備え、資機材の損害保険に加入するものとする。

3 資機材が紛失等した場合は、前項の損害保険で対応する。ただし、損害保険で対応できない破損等については、原則として甲の負担とする。

(賃借料の支払)

第 6 条 甲は、乙の請求に基づき、速やかに前条の賃借料を支払うものとする。

(保有数量の報告)

第 7 条 乙は、この協定の成立の日及び毎年 4 月 1 日現在の資機材の保有数量を第 2 号様式「資機材保有数量報告書」により甲に報告するものとする。

(有効期間)

第 8 条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

(協議)

第 9 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義がある事項については、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地

富士市長

乙

災害時等に必要な資機材の調達に関する協定業者

協定業者名称		所 在 地	電 話 番 号
1	太陽建機レンタル㈱	静岡市曲金 6 丁目 1-46 (富士市島田 2-19)	054-287-1300 (53-1299)
2	レント㈱富士営業所	富士市米之宮町 116	62-7101
3	アクティオ㈱	富士市宮島 811-1	62-1411
4	㈱レンタルのニッケン	富士市津田 259-5	53-1070
5	プランニング富士㈱	富士市日乃出町 86	53-3430
6	㈱富士クリーンサービス	富士市元町 4-13	61-0768

災害時の医療救護活動に関する協定書（富士市医師会）

災害時等における医療救護活動の万全を期するため、富士市（以下「市」という。）と一般社団法人富士市医師会（以下「医師会」という。）との間に、次のとおり協定を締結する。
（総則）

第 1 条 この協定は、富士市地域防災計画に基づき市が災害時に行う医療救護活動に対する医師会の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する災害には、集団的に死傷者等が発生する大規模な車両事故、航空機事故その他の重大な事故を含むものとする。
（医療救護活動への協力）

第 2 条 市は、災害が発生した場合において、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、医師会に対し医師の派遣を要請するものとする。

2 医師会は、前項の規定により市から要請を受けた場合には、速やかに医師を市の指定した救護所等に派遣するものとする。

3 医師会は、災害が発生したときは、速やかにその被害状況について情報の収集に努めるものとし、その情報により医療救護活動に協力する必要があると認めたときは、第 1 項の規定による要請がなくても医師会の判断により医師を救護所等に派遣することができる。

4 医師会は、前項の規定により医師を派遣したときは、速やかに市に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、市が承認した医師の派遣は、市の要請に基づく医師の派遣とみなす。
（医療救護活動計画の策定）

第 3 条 医師会は、前条に定める医療救護活動を行うため「富士市医師会災害時医療救護体制要綱（地震対策編）」並びに「富士市医師会災害時医療救護体制要綱（一般対策編）」を策定し、これに基づく医療救護活動を行うものとする。

（医師の職務）

第 4 条 医師の職務は、次のとおりとする。

- （1） 傷病者に対する応急処置及び医療
 - （2） 傷病者の救護病院への収容指示
 - （3） 死体の検案
 - （4） その他状況に応じ必要と認められる処置
- （医師に対する現場における調整等）

第 5 条 医療救護活動の連絡調整は、市が指定する者が行うものとする。この場合において、市が指定する者は、医師会が派遣する医師の意見を尊重するものとする。
（医師の輸送等）

第 6 条 市は、医師会が派遣する医師の移動及び通信手段の確保その他医師会の行う医療救護活動への協力の円滑な実施について必要な措置を講ずるものとする。

2 救護所で使用する医薬品等については、派遣される医師が携行するもののほか、市がその供給について必要な措置を講ずるものとする。
（扶助金の支給）

第 7 条 市は、災害救助法第 2 4 条（救助業務従事命令）若しくは第 2 5 条（救助業務への協力命令）の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には災害救助法第 2 9 条（扶助金の支給）及び同法施行令第 1 3 条（扶助金の種目）から第 2 1 条（打切扶助金）の定めるところにより扶助金を支給する。

なお、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて市が支給する。
（実費弁償）
第 8 条 市は、災害救助法第 24 条（救助業務従事命令）若しくは第 25 条（救助業務への協力命令）の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、災害救助法第 33 条（費用の支弁区分）及び同法施行令第 11 条（実費弁償）の定めるところにより弁償する。
なお、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて市が支給する。
（医療事故等）
第 9 条 救護活動による医療事故等については、医師が災害時の緊急下において善意に基づいて行った医療行為については、市が責任をもって処理するものとする。
（協定の有効期間）
第 10 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前 1 箇月までに、市、医師会いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。
（その他）
第 11 条 この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じた事項については、その都度、市と医師会が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、市及び医師会の記名押印のうえ各自その 1 通を保管する。

平成 30 年 3 月 1 日

富士市永田町 1 丁目 100 番地
富士市長 小長井 義正

富士市伝法 2850 番地
一般社団法人 富士市医師会
会 長 磯部 俊一

災害時の医療救護活動に関する協定書（富士市歯科医師会）

災害時等における医療救護活動の万全を期するため、富士市（以下「市」という。）と一般社団法人富士市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）との間に、次のとおり協定を締結する。
（総則）
第 1 条 この協定は、富士市地域防災計画に基づき市が災害時に行う医療救護活動に対する歯科医師会の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
2 前項に規定する災害には、集団的に死傷者等が発生する大規模な車両事故、航空機事故その他の重大な事故を含むものとする。
（医療救護活動への協力）
第 2 条 市は、災害が発生した場合において、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、歯科医師会に対し歯科医師の派遣を要請するものとする。
2 歯科医師会は、前項の規定により市から要請を受けた場合には、速やかに歯科医師を市の指定した救護所等に派遣するものとする。
3 歯科医師会は、災害が発生したときは、速やかにその被害状況について情報の収集に努めるものとし、その情報により医療救護活動に協力する必要があると認めたときは、第 1 項の規定による要請がなくても歯科医師会の判断により歯科医師を救護所等に派遣することができる。
4 歯科医師会は、前項の規定により歯科医師を派遣したときは、速やかに市に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、市が承認した歯科医師の派遣は、市の要請に基づく歯科医師の派遣とみなす。
（医療救護活動計画の策定）
第 3 条 歯科医師会は、前条に定める医療救護活動を行うため「富士市歯科医師会災害時医療救護体制要綱（地震対策編）」並びに「富士市歯科医師会災害時医療救護体制要綱（一般対策編）」を策定し、これに基づく医療救護活動を行うものとする。
（歯科医師の職務）
第 4 条 歯科医師の救護所等における職務は、次のとおりとする。
（1） 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置及び治療
（2） 歯科医療を要する傷病者の救護病院等への収容調整
（3） トリアージの実施への協力
（4） 身元不明遺体の検案
（5） その他状況に応じ必要と認められる処置
（歯科医師に対する現場における調整等）
第 5 条 医療救護活動の連絡調整は、市が指定する者が行うものとする。この場合において、市が指定する者は、歯科医師会が派遣する歯科医師の意見を尊重するものとする。
（歯科医師の輸送等）
第 6 条 市は、歯科医師会が派遣する歯科医師の移動及び通信手段の確保その他歯科医師会の行う医療救護活動への協力の円滑な実施について必要な措置を講ずるものとする。
2 救護所等で使用する医薬品等については、派遣される歯科医師が携行するもののほか、市がその供給について必要な措置を講ずるものとする。
（扶助金の支給）
第 7 条 市は、災害救助法第 24 条（救助業務従事命令）若しくは第 25 条（救助業務への協力命令）

の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては災害救助法第29条（扶助金の支給）及び同法施行令第13条（扶助金の種目）から第21条（打切扶助金）の定めるところにより扶助金を支給する。

なお、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて市が支給する。

（実費弁償）

第8条 市は、災害救助法第24条（救助業務従事命令）若しくは第25条（救助業務への協力命令）の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、災害救助法第33条（費用の支弁区分）及び同法施行令第11条（実費弁償）の定めるところにより弁償する。

なお、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて市が支給する。

（医療事故等）

第9条 医療救護活動による医療事故等については、歯科医師が災害時の緊急下において善意に基づいて行った医療行為については、市が責任をもって処理するものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1箇月までに、市、歯科医師会いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じた事項については、その都度、市と歯科医師会が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、市及び歯科医師会の記名押印のうえ各自その1通を保管する。

平成30年3月1日

富士市永田町1丁目100番地
富士市長 小長井 義正

富士市伝法2850番地の3
一般社団法人 富士市歯科医師会
会 長 大 村 仸

災害時の医療救護活動に関する協定書（富士市薬剤師会）

災害時等における医療救護活動の万全を期するため、富士市（以下「市」という。）と一般社団法人富士市薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）との間に、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、富士市地域防災計画に基づき市が災害時に行う医療救護活動に対する薬剤師会の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する災害には、集団的に死傷者等が発生する大規模な車両事故、航空機事故その他の重大な事故を含むものとする。

（医療救護活動への協力）

第2条 市は、災害が発生した場合において、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、薬剤師会に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 薬剤師会は、前項の規定により市から要請を受けた場合には、速やかに薬剤師を市の指定した救護所等に派遣するものとする。

3 薬剤師会は、災害が発生したときは、速やかにその被害状況について情報の収集に努めるものとし、その情報により医療救護活動に協力する必要があると認めたときは、第1項の規定による要請がなくても薬剤師会の判断により薬剤師を救護所等に派遣することができる。

4 薬剤師会は、前項の規定により薬剤師を派遣したときは、速やかに市に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、市が承認した薬剤師の派遣は、市の要請に基づく薬剤師の派遣とみなす。

（医療救護活動計画の策定）

第3条 薬剤師会は、前条に定める医療救護活動を行うため「富士市薬剤師会災害時医療救護体制要綱（地震対策編）」並びに「富士市薬剤師会災害時医療救護体制要綱（一般対策編）」を策定し、これに基づく医療救護活動を行うものとする。

（薬剤師の職務）

第4条 薬剤師の救護所等における職務は、次のとおりとする。

- （1）医薬品の服薬指導及び相談業務
 - （2）医薬品等の管理業務
 - （3）医薬品等の調達、供給への協力
 - （4）トリアージの実施への協力
 - （5）その他状況に応じ必要と認められる処置
- （薬剤師に対する現場における調整等）

第5条 医療救護活動の連絡調整は、市が指定する者が行うものとする。この場合において、市が指定する者は、薬剤師会が派遣する薬剤師の意見を尊重するものとする。

（薬剤師の輸送等）

第6条 市は、薬剤師会が派遣する薬剤師の移動及び通信手段の確保その他薬剤師会の行う医療救護活動への協力の円滑な実施について必要な措置を講ずるものとする。

2 救護所等で使用する医薬品等については、派遣される薬剤師が携行するもののほか、市がその供給について必要な措置を講ずるものとする。

（扶助金の支給）

第7条 市は、災害救助法第24条（救助業務従事命令）若しくは第25条（救助業務への協力命令）

の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては災害救助法第29条（扶助金の支給）及び同法施行令第13条（扶助金の種目）から第21条（打切扶助金）の定めるところにより扶助金を支給する。

なお、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて市が支給する。

（実費弁償）

第8条 市は、災害救助法第24条（救助業務従事命令）若しくは第25条（救助業務への協力命令）の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、災害救助法第33条（費用の支弁区分）及び同法施行令第11条（実費弁償）の定めるところにより弁償する。

なお、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて市が支給する。

（医療事故等）

第9条 医療救護活動による医療事故等については、薬剤師が災害時の緊急下において善意に基づいて行った医療行為については、市が責任をもって処理するものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1箇月までに、市、薬剤師会いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じた事項については、その都度、市と薬剤師会が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、市及び薬剤師会の記名押印のうえ各自その1通を保管する。

平成30年3月1日

富士市永田町1丁目100番地

富士市長 小長井 義正

富士市伝法2851番地

一般社団法人 富士市薬剤師会
会 長 秋山 将寛

災害時における緊急解体業務に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と富士市解体業協会（以下「乙」という。）及び一般社団法人静岡県解体工事業協会（以下「丙」という。）とは、富士市内に大規模な地震、風水害等が発生した場合（以下「災害時」という。）における業務協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が行なう被災建築物等の緊急解体工事及び災害廃棄物の撤去（以下「緊急解体業務」という。）を、乙及び丙の協力のもとに迅速かつ的確に実施し、住民の生命の安全及び交通の確保並びに災害応急対策の強化を図ることを目的とする。

（協力業務）

第2条 この協定の対象となる業務は、次の各号に該当するもので、甲が必要と認めたものとする。

- （1）甲が管理する道路に倒壊した建築物等の緊急解体業務
- （2）消火活動を円滑に遂行するための建築物等の緊急解体業務
- （3）人命救助を円滑に遂行するための建築物等の緊急解体業務
- （4）前各号に定めるもののほか甲が必要と認めるもの

（協力業者）

第3条 乙及び丙は、会員の中から前条各号に規定する協力業務を実施できる資格及び能力を有する業者（以下「協力業者」という。）を様式1号「緊急解体業務協力業者名簿」に取りまとめ、協定締結後、速やかに甲に提出する。

2 乙及び丙は、協力業者毎の災害時に出動できる建設資機材の数を様式第2号「資機材保有状況報告書」に取りまとめ、前項に定める名簿とともに甲に提出する。

3 第1項に定める乙の協力事業者の資格は、甲の当該年度における建設工事入札参加資格の内とび・土工（解体）に登録のある者とする。

（出動の要請）

第4条 甲は、乙に対し様式第3号「緊急解体業務出動要請書」をもって第2条各号に規定する協力業務の実施を要請することができる。

2 第1項の要請は、緊急を要する場合には、電話等の申し入れで行うことができるものとするが、後日、速やかに「緊急解体業務出動要請書」を提出しなければならない。

3 乙及び丙は、東海地震予知情報が発表された時または震度6弱以上の地震が発生し

た時は、甲からの要請に備えて出動態勢を整えるとともに建設資機材等の確保に努めるものとする。

（緊急解体業務の実施）

第5条 乙は、前条第1項の規定による甲からの要請があったときは、業務内容と協力業者の能力を考慮し、最も適切な担当施工業者（以下「施工業者」という。）として選定する。ただし、乙の協力業者だけでは要請に応じることができないと判断した場合、丙に対し、協力を依頼するものとする。

2 乙及び丙は、施工業者を選定したときは、甲に対し様式第4号「施工業者選定報告書」を提出する。

3 甲は、緊急解体業務の箇所・範囲を施工業者に指示し、施工業者は甲に指示された場所に適した工法で、緊急解体業務に着手しなければならない。

4 施工業者は、緊急解体業務を実施するにあたっては、施工計画を定め、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払わなければならない。

5 施工業者は、被災者等が取り残されていないか特段の注意を払いながら緊急解体業務を実施しなければならない。

6 施工業者は、必要に応じて、緊急的に通行規制や立入禁止規制等の緊急措置を行うとともに、通行車輛や地域住民への周知を行うものとする。

7 施工業者は、すでに危険を防止するための通行規制や立入禁止規制等の措置が行われている場合、周囲の状況と安全を確認のうえ、業務を開始するものとする。

8 施工業者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。

9 施工業者は、工事請負契約の根拠とするため、業務内容が判定できる写真等の資料を整備し、甲に提出しなければならない。

10 施工業者は、業務完了の確認書として、様式第5号「業務完了報告書」に次のアからオの資料を添付して甲及び乙に提出しなければならない。

ア 工事記録写真 施工段階（施工前、施工中、施工完了等）の写真、廃棄物の種類、工事数量、使用資機材等が確認可能な写真、運搬状況、処理状況の確認可能な写真、安全管理、環境対策の状況が確認可能な写真等

イ 工事数量表

ウ 工事資機材一覧表

エ 工事日報

オ その他甲が必要とする資料

（契約の締結）

第6条 甲は、前条第9条に規定する資料をもとに、速やかに、施工業者と随意契約を

締結する。

2 乙及び丙は前項の契約について、甲及び施工業者それぞれに協力するものとする。

（費用負担）

第7条 緊急解体業務に要する費用は、施工業者との契約に基づき甲が負担する

（甲への報告）

第8条 乙及び丙は、第3条の規定による協力業者の名簿内容及び建設資機材等の数量について、毎年9月1日までに甲に報告するものとする。ただし、内容に変更が生じない場合はこの限りではない。

2 乙及び丙は前項の報告内容に変更が生じた場合は、変更後30日以内に甲に変更した内容を報告するものとする。

（協定の解除等）

第9条 甲は、乙、丙及び施工業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

（1） 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所等の事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律[平成3年法律第77号]第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（2） 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（3） 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

（4） 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているとみとめられるとき。

（5） 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（6） 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（7） 第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）

において、甲が乙、丙及び施工業者に対して当該契約に解除を求め、乙、丙及び施工業者がこれに従わなかったとき。

2 乙、丙及び施工業者は、この協定に係る業務の遂行に当って暴力団員等による不当な行為を受けたときは、甲に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(協力の効力)

第 1 0 条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了日前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らかの意思表示がないときは、この協定は更に 1 年間延長されるものとし、以後この例による。

(雑則)

第 1 1 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書 3 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

平成 2 7 年 3 月 2 4 日

(甲) 富士市永田町 1－1 0 0
富士市長 小長井 義正

(乙) 富士市川成島 7 3 9－8
富士市解体業協会
会 長 片岡 成男

(丙) 静岡市駿河区南町 4－3 9
一般社団法人静岡県解体工事業協会
理事長 妻形 克和

災害時に必要な医薬品等の調達に関する協定書

富士市立中央病院 (以下「甲」という。)と テルモ株式会社 静岡支店 (以下「乙」という。)とは、災害時に必要な医薬品等 (以下「医薬品等」という。)の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第 1 条 甲は、富士市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、医薬品等を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する医薬品等の供給を要請することができる。

(調達医薬品等の範囲)

第 2 条 甲が乙に供給を要請する医薬品等は、医薬品、診療材料、その他乙が保有する医薬品等とする。

(要請の方法)

第 3 条 第 1 条の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあつては、乙は、甲の意思(担当事務部総務課長)を確認のうえ第 4 条の措置をとるものとする。

(要請に基づく協力の実施)

第 4 条 第 1 条の要請を受けたときは、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を事務部総務課長に連絡するものとする。

(価格)

第 5 条 医薬品等の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格(引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格)を基準として、甲乙協議して定める。

(引渡し)

第 6 条 医薬品等の引渡し場所は、テルモ株式会社富士物流センターとし、甲は、当該場所に職員を派遣し医薬品等を確認のうえ引き取るものとする。

(代金の支払い)

第 7 条 甲が引き取った物資の代金は、乙の請求に基づき、甲は所定の手続きにより速やかに支払うものとする。

(協議)

第 8 条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議して定める。

(有効期限)

第 9 条 この協定は、協定の成立の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、この本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 1 7 年 1 1 月 1 8 日

甲 富士市高島町 5 0 番地
富士市立中央病院
富士市長 鈴木 尚

乙 静岡市葵区栄町 4 番地 1 0
静岡栄町ビル 6 階
テルモ株式会社 静岡支店
支店長 筒井 和 實

非常事態に係る緊急放送に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と富士コミュニティエフエム放送株式会社（以下「乙」という。）は、非常事態に係る緊急放送（以下「緊急放送」という。）に関して、以下のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、富士市域に非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、緊急放送を通じて、住民に迅速かつ正確な情報を提供することにより、市民生活の安全・安心の確保及び秩序の維持に寄与することを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この協定における用語の意義は次のとおりとする。

- （1） 非常事態 地震、台風、洪水、津波、火山噴火等の自然災害、大規模な火災及び市民生活を脅かす大規模な事態等が発生し、又は発生するおそれがある状態をいう。
- （2） 緊急放送 前条の目的を達成するため、甲の要請に基づき乙が必要と認めたとき、乙の行う他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

（非常事態時の番組編成）

第 3 条 乙は、非常事態の場合、甲の要請及び乙が人命に関わる重要な情報と認めた内容について、次の各号の放送番組を編成するものとする。

- （1） 平常番組編成を尊重し、非常事態に即応した放送
- （2） 平常番組を全て中止し、非常事態に即応した放送
- （3） 乙の放送スタジオが無人となる時間の非常事態に即応した放送

（運 用）

第 4 条 乙は、緊急放送を実施する場合、災害の警報、住民の避難誘導など、人命に関する緊急情報を他の放送に優先し、次により放送するものとする。

- （1） 前条第 1 号の場合
甲の要請及び乙が必要と認めた情報において、乙は甲に確認の上、平常番組を優先した中で適時繰り返し放送を行うものとする。
- （2） 前条第 2 号の場合
地震等の非常事態により市内に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、甲の要請により、乙は平常番組を全て中止し、緊急放送に切り替えるものとする。その際、乙は甲及び防災関係機関等と密接な連携を図った放送を行うものとする。
- （3） 前条第 3 号の場合
ア 乙の生放送時間以外の時間、又は特別な事情により乙の放送スタジオが無人となる時間に、緊急放送が必要であるときは、原則として、甲は、乙に放送の了解を得た上で、緊急放送を行うことができる。なお、甲は、緊急放送を行ったときは、その実施日時及び内容を速やかに文書により乙に報告するものとする。
イ 前条第 3 号の場合は、甲が、乙に放送業務全般を要請することができる。その際、乙は甲及び防災関係機関等と密接な連携を図った放送を行うものとする。

（費用の負担）

第 5 条 緊急放送に関する費用の負担は、次のとおりとする。

- （1） 第 4 第 1 号及び第 3 号アに要する費用は、乙は甲に請求しないものとする。
- （2） 第 4 第 2 号及び第 3 号イに要する費用は、甲が要請した放送に対しては甲が負担するものとしその額については、甲乙協議して定めるものとする。
- （3） 緊急放送の実施により、同時刻に予定していた番組、又はコマーシャル等が放送できなかったときは、乙と当該広告主等との協議により、その解決を図るものとする。

（有効期間）

第 6 条 この協定の有効期間は、締結の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、有効期間が満了する日の 1 月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、引き続き 1 年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の改定）

第 7 条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議の上改定するものとする。

（協 議）

第 8 条 この協定に定めのない事項が生じたときは甲乙双方が誠意をもって協議の上決定する。この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 1 0 月 1 5 日

甲	富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地
	富 士 市 長 小 長 井 義 正 ㊞
乙	富士市吉原 2 丁目 1 0 番 2 0 号 富士コミュニティエフエム放送株式会社
	代表取締役社長 小 沢 教 司 ㊞

関係法令抜粋

＜放送法＞

（災害の場合の放送）

第 6 条の 2 放送事業者は、国内放送を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

＜電波法＞

（非常の場合の無線通信）

第 74 条 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。

2 総務大臣が前項の規定により無線局に通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

（非常の場合の通信体制の整備）

第 74 条の 2 総務大臣は、前条第 1 項に規定する通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかななければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する措置を講じようとするときは、免許人の協力を求めることができる

消防相互応援協定一覧

名 称	締結年月日	協定市町村	応援内容
静岡県消防相互応援協定	S62. 4. 1	県下全市町	すべての災害
富士市と静岡市における消防相互応援に関する協定	H29. 3. 22	富士市 静岡市	〃
富士市・沼津市消防相互応援協定	S47. 5. 19	富士市 沼津市	〃
富士市・富士宮市消防相互応援協定	H27. 8. 17	富士市 富士宮市	〃
東名高速道内の富士・清水インターチェンジ間における消防相互応援協定	H20 11. 1	富士市 静岡市	高 速 道 路
東名高速道内の富士・沼津インターチェンジ間における消防相互応援協定	S44. 3. 19	富士市 沼津市	〃
新東名高速道路における消防相互応援に関する協定	H24. 4. 14	富士市 静岡市 富士宮市	〃
新東名高速道路における消防相互応援に関する協定	H24. 4. 14	富士市 沼津市 長泉町	〃

ガス事故の防止に関する協定書

富士市消防本部、静岡県富士警察署、大富士ガス株式会社、社団法人静岡県プロパンガス協会東部支部富士地区会及び東京電力株式会社富士営業所（以下「関係機関」という。）は、ガス事故防止対策について、次のとおり協定する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、ガス漏れ事故等の発生に際して、関係機関が相互に協力し、通報連絡、現場の任務分担等を定め、ガス爆発事故等を未然に防止し、被害を軽減することを目的とする。

（通報の取扱い）

第 2 条 ガス洩れ等の通報をうけた関係機関は、次の各号について確認する。

（1）通報者（当事者か、第三者）

（2）発生日時、場所

（3）ガス洩れ等の状況

2．通報をうけた関係機関は、次の各号の必要事項について、通報者に指示するものとする。

（1）ガス栓、メーターコック、L P ガス容器バルブ等の閉止

（2）着火源となるおそれのある裸火、又は電気火花生ずる機械器具等の使用禁止又は制限

（3）その他着火源の排除等必要と認められる事項

3．関係機関は、通報をうけた事故状況をガス事故受信票（別記方式）に記録する。

（関係機関の連絡通報体制）

第 3 条 ガス洩れ等の通報をうけた関係機関は、速やかに消防本部（以下「消防」という。）に即報するものとする。

2．ガス洩れ等の通報又は関係機関からの即報をうけた消防は、速やかにガス事故連絡票（別表 1）に定める方法により、各機関に即報するものとする。

（関係機関の出動体制）

第 4 条 ガス洩れ等の通報をうけた関係機関は、直ちに現場に出動するものとする。

2．関係機関の出動人員及び装備資機材は、それぞれの機関が定める。

（現場協議）

第 5 条 現場に出動した関係機関の責任者は、消防が設置した現場本部に集合して対策を協議し、必要な措置を実施するものとする。

2．消防の現場本部が設置されていないときは、現場の消防出動隊の上級指揮者と協議するものとする。

3．協議事項は、次の各号のとおりとする。

（1）情報の交換

（2）電源などのしゃ断

（3）ガス供給の停止、漏洩ガス濃度測定及び滞留ガスの処理

（4）火災警戒区域の設定

（5）住民等に対する広報

（6）避難、退避等の指示、誘導及び交通規制等

（7）事故現場等への進入方法

（8）その他、安全確保上必要な事項

（現場における関係機関の任務分担）

第 6 条 関係機関の現場における任務分担は、関係機関任務分担表（別表第 2）のとおりとする。

2．前項に定める任務分担の行動基準は、それぞれの機関で定める。

3．現場に出動した関係機関は、それぞれ担当する業務について、相互に協力するものとする。

(資料の整備等)

第7条 大富士ガス株式会社(以下「大富士ガス」という。)及び社団法人静岡県プロパンガス協会東部支部富士地区会(以下「地区会」という。)は、取扱うガスの性質及び安全確保の措置等の資料を整備し、準備するとともに、次の各号の資料を消防長に提出するものとする。

- (1) 大富士ガスは、ガス管網図並びに遮断弁等の位置、構造及び形状等の図書
- (2) プロパンガスの集合配管で、消防長の指定する施設の管網図、並びに遮断弁の位置、構造及び貯蔵量の図書
- (3) 前各号の図書は、毎年度4月に3部を消防長に提出する。
ただし、既に提出した図書に変更のない時は、この限りでない。
2. 消防長は、前項第3号に定める図書が提出されたときは、1部を警察署長に送付する。
3. 大富士ガスは、事故発生の際、ガス管網図を現場に携行するものとする。

(訓練)

第8条 ガス事故を想定して、関係機関相互の通報連絡、現場活動等について必要により、合同訓練を実施するものとする。

(事故処理)

第9条 事後の事故処理については、関係機関がそれぞれ必要に応じて処理するものとする。

附 則

この協定は、昭和56年2月5日から施行する。

注：「関係機関」の名称は協定書締結当時の名称。

「大富士ガス株式会社」は、現「静岡ガス株式会社富士支社」。

「社団法人静岡県プロパンガス協会」は、現「静岡県LPガス協会富士地区会」。

「東京電力株式会社富士営業所」は、現「東京電力パワーグリッド株式会社富士支社」。

環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定

環富士山火山防災連絡会(以下「連絡会」という。)を構成する山梨県側市町村の富士吉田市、都留市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町と静岡県側市町村の沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町、(以下「構成市町村」という。)は、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、構成市町村内に富士山火山災害、地震災害、風水害その他の災害が発生し、又は発生することがあらかじめ予想される場合において、構成市町村が相互に応援・協力することにより、被災した市町村又は被災があらかじめ予想される市町村(以下「被災市町村等」という。)に対して、迅速な応援を行うことで、地域住民はもとより、登山者及び観光客の安全に資することを目的とする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災が予想される圏域外への避難誘導活動
- (2) 被災者及び避難者(以下「被災者等」という。)の救出・救護活動
- (3) 被災者等受入施設の提供
- (4) 被災者等への食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (5) 被災市町村等災害対策本部等の設置に対する施設の提供
- (6) 応急復旧活動
- (7) 長期の避難生活が見込まれる被災者等(以下「長期避難生活世帯」という。)への(仮設)住宅の提供
- (8) 長期避難生活世帯の児童・生徒の受入れ
- (9) 災害ボランティアのあっせん
- (10) 前各号の活動に必要な人材の派遣並びに資機材及び車両の提供
- (11) その他要請のあった事項

(相互応援)

第3条 応援を要請された市町村(以下「応援市町村」という。)は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(連絡担当部局)

第4条 構成市町村は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

(応援要請手続)

第5条 被災市町村等の長が他の構成市町村の長に応援を求める場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、衛星電話等をもって要請し、事後において速やかに文書を提出するもの

とする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を要請する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請する事項

(派遣された職員の指揮)

第6条 応援のために派遣された職員（以下「応援職員」という。）は、原則として被災市町村等の長の指揮の下に活動するものとする。

(応援の自主出動)

第7条 構成市町村は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的判断により被災地に対し応援を行うことができる。

- 2 自主出動した構成市町村は、情報収集を行うとともに、被災市町村に応援内容と情報の提供をできるだけ早期に行うよう努める。
- 3 第1項の規定により職員を派遣した場合には、被災市町村から第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、被災市町村等で負担するものとする。

- 2 被災市町村等が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町村等から要請があった場合には、応援市町村は、当該経費を一時立替支弁するものとする。
- 3 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。
- 4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災市町村等がその損害を賠償する。
- 5 前各項に定めるもののほか、応援に係る経費の負担については、被災市町村等及び応援市町村が協議して定める。

(平常時における火山防災相互協力)

第9条 構成市町村は、平常時における火山災害の防災対策の充実や防災意識の啓発等を図るため、連絡会規約の所掌事項について相互に協力するものとする。

(市町村合併による取扱い)

第10条 構成市町村が合併した場合は、合併した市町村がこの協定を継承するものとする。

(実施の細目)

第11条 この協定実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、構成市町村が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第12条 この協定は、平成28年5月23日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書16通を作成し、各市町村長署名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年5月23日

山梨県側市町村

富士吉田市 市長 印

都留市 市長 印

西桂町 町長 印

忍野村 村長 印

山中湖村 村長 印

富士河口湖町 町長 印

鳴沢村 村長 印

身延町 町長 印

静岡県側市町

沼津市 市長 印

三島市 市長 印

富士宮市 市長 印

富士市 市長 印

御殿場市 市長 印

裾野市 市長 印

長泉町 町長 印

小山町 町長 印

施行時特例市災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 本協定に参加するいずれかの市（以下「協定市」という。）の区域において、地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた協定市（以下「被災市」という。）が、独自では十分な災害応急対策が実施できない場合に、被災市以外の協定市が相互に救援協力し、被災市の災害応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 災害応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、被災市が特に必要と認めるもの

(ブロック体制)

第3条 応援を円滑に遂行するためブロック体制を整備し、各ブロックには、代表市及び副代表市を置く。

2 各ブロックの代表市及び副代表市は、ブロックを構成する協定市の中から決定する。

3 副代表市は代表市を補佐し、代表市が欠けたとき又は代表市に被災があったときにはその代理を務める。

(幹事市等)

第4条 本協定を有効に運用するため、幹事市及び副幹事市を置く。

2 幹事市及び副幹事市は各ブロックの代表市による互選により決定する。

3 幹事市は本協定に係る総合調整を行うこととする。

4 幹事市は各ブロックの代表市及び副代表市が決定したときには、これを全協定市に通知する。

5 副幹事市は幹事市を補佐し、幹事市が欠けたとき又は幹事市に被災があったときにはその代理を務める。

(応援要請の手続き)

第5条 被災市が、応援の要請をしようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、被災市の属するブロック（以下「被災ブロック」という。）の代表市に、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数

量等

- (3) 第2条第3号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種及び人数並びに被災市での業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援体制)

第6条 被災ブロックの代表市は、被災市から応援の要請を受けたときは、被災ブロック内の協定市による応援体制をとることを基本とする。ただし、被災ブロックの代表市が、ブロックを越えた応援体制にすることが必要と判断するときは、幹事市に他ブロックからの応援を要請することができる。

2 前項の規定により応援の要請を受けた幹事市は、被災ブロック以外の協定市に対し、被災市への応援を要請する。

(応援の実施)

第7条 被災ブロックの代表市又は幹事市から要請を受けた協定市は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

2 前項の規定により応援する協定市は、災害発生直後、応援活動のため職員等を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(自主的活動)

第8条 激甚な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第5条の規定に基づく応援要請がない場合、被災ブロックの代表市はブロック内の協定市と協力し、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

2 被災ブロックの代表市は、前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災市と連絡ができない場合は、自ら第6条に規定する応援体制をとることができる。

3 前2項の対応は、他のブロック代表市も同様に行うことができるものとする。

4 自主的な応援活動中に、被災市から第5条の規定に基づく応援要請を受けたときは、前条の規定に基づく応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第9条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。

2 応援職員が第2条第3号の応援（以下「応援業務」という。）により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市が、被災市への往復の途中におい

て生じたものについては応援する協定市が、それぞれ負担するものとする。

4 前各項に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、被災市及び応援する協定市が協議して定めることができる。

(連絡担当部局)

第 1 0 条 協定市は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

2 幹事市は、前項の連絡担当部局の確認を行うこととする。

(情報交換)

第 1 1 条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年 1 回、原則として幹事市において意見交換会を開催することとする。

2 前項の意見交換会に係る庶務は幹事市が行う。

(脱退)

第 1 2 条 協定市がこの協定から脱退をしようとするときは、その 3 か月前までに幹事市に対し書面にて申し出ることとする。

2 幹事市は前項の申し出があったときは、速やかに協定市へ周知し、必要に応じて本協定及びブロック体制の改定等を行うこととする。

(協議)

第 1 3 条 本協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市が協議して定めるものとする。

附 則

1 本協定の締結にあたっては、協定参加同意書の提出をもって、協定が成立したものと見なす。

2 本協定は、令和 2 年 4 月 1 日より効力を有する。

令和 2 年 2 月 1 7 日

別表 1

(第 1 条関係)

つくば市	伊勢崎市
太田市	熊谷市
所沢市	春日部市
草加市	平塚市
茅ヶ崎市	厚木市
大和市	松本市 R3. 04. 01中核市移行
沼津市	富士市
春日井市	四日市市
岸和田市	茨木市
加古川市	宝塚市

別表 2

(第 3 条関係)

施行時特例市災害時相互応援に関する協定 ブロック体制

Aブロック	Bブロック	Cブロック
つくば市	平塚市	春日井市
伊勢崎市	茅ヶ崎市	四日市市
太田市	厚木市	岸和田市
熊谷市	大和市	茨木市
所沢市	松本市 R3. 04. 01中核市移行	加古川市
春日部市	沼津市	宝塚市
草加市	富士市	—

富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村
災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議に参加する市町村（以下「協定市町村」という。）は、いずれかの協定市町村の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を受けた若しくは受けるおそれのある協定市町村（以下「被災市町村」という。）が、独自では十分な応急措置が実施できない若しくは実施できないと判断される場合に、災害対策基本法第67条に規定する趣旨に基づき、相互に応援協力し、被災市町村の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 被災者を一時受入れるための施設の提供
- (4) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の要請)

第3条 被災市町村は応援の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行うものとする。

(自主的活動)

第4条 災害の際に通信途絶等により被災市町村から前条の要請がない場合は、他の協定市町村は、自主的に応援に必要な活動を実施することができるものとする。

なお、自主的な応援活動の実施に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として被災市町村の負担とする。

2 被災市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町村から要請があった場合は、応援する協定市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(指揮権)

第6条 被災市町村から応援要請を受け派遣された職員は、現地に到着後、被災市町村の長の指揮下にて活動するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市町村の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援する協定市町村が賠償の責めを負うものとする。

3 前各項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費は、被災市町村及び応援する協定市町村が協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定市町村が別に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定並びに水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(実施細部)

第9条 この協定に定めるもののほか、相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める実施細目による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、当該協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議会長市町村への同意書の提出をもって、協定が成立したものと見なす。

平成18年11月30日

静岡県	沼津市
静岡県	熱海市
静岡県	三島市
静岡県	富士宮市
静岡県	伊東市
静岡県	富士市
静岡県	御殿場市
静岡県	下田市
静岡県	裾野市
静岡県	伊豆の国市
静岡県	河津町
静岡県	南伊豆町
静岡県	松崎町
静岡県	函南町
静岡県	清水町
静岡県	長泉町
静岡県	小山町
神奈川県	小田原市
神奈川県	南足柄市

神奈川県 中 井 町
神奈川県 大 井 町
神奈川県 松 田 町
神奈川県 山 北 町
神奈川県 開 成 町
神奈川県 箱 根 町
神奈川県 真 鶴 町
神奈川県 湯 河 原 町
山 梨 県 富 士 吉 田 市
山 梨 県 身 延 町
山 梨 県 道 志 村
山 梨 県 西 桂 町
山 梨 県 忍 野 村
山 梨 県 山 中 湖 村
山 梨 県 鳴 沢 村
山 梨 県 富 士 河 口 湖 町

災害時の緊急協力に関する協定書

富士市(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)は災害時における緊急協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定書は、市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における環境保全、公衆衛生、健康管理の緊急性を考慮し、し尿及び浄化槽に係る汚泥(以下「し尿等」という。)の処理に関して、甲が乙に協力の要請を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

- 第2条 甲は、災害時において次に掲げる事項について、乙に要請することができる。
- (1) 甲の指定避難所及び病院等(富士市地域防災計画医療救護計画に掲げる救護所及び救護病院に限る。以下、指定避難場所及び病院を併せて「指定避難場所等」という。)、その他甲が指定する場所におけるし尿等の収集及び運搬に関すること。
 - (2) 甲が指定する場所への仮設トイレの運搬及び撤去に関すること。
 - (3) 甲が指定する場所の仮設トイレへの衛生用品の補充。
 - (4) その他上記に類する作業。

(支援協力の要請手続)

第3条 甲は、乙に協力を要請するに当たり、電話等で協力内容、方法等について連絡するものとし、同内容を後日書面により乙に通知するものとする。

(要請に基づく措置)

- 第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、相互に協力して業務にあたり、指定避難場所等におけるし尿等の処理を優先的に講ずるとともに、後日書面により甲に通知するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請に基づき職員を派遣する場合には、当該職員に安全保護用具を携行させるなど安全策を講ずるものとする。

(経費負担)

第5条 甲の要請に基づく活動に伴う経費は、乙の平時における費用を基準として、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担する。

(災害補償等)

第6条 甲の要請に伴い、乙の派遣した職員(以下「派遣職員」という。)が、その業務により死亡又は負傷若しくは疾病となった場合の本人又はその遺族に対する補償は、甲乙協議の上決定するものとする。

2 派遣職員が、その業務により第三者に損害を与えた場合において、その者が負うべき賠償額が確定したときは、甲乙協議の上その賠償を負うものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、災害時において円滑な活動が行えるよう必要に応じ情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし期間満了の日の1月前までに、甲又は乙が書面をもって協定終了を相手方に通知しない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和2年10月 1日

甲 富士市永田町一丁目100番地

富士市長 小長井 義正

乙

災害時の緊急協力に関する協定業者

協力締結業者	住所
(有)マツナガ	富士市鈴川東町 8-9
(株)エイコウサービス	富士市厚原 2022-1
吉原衛生運輸(株)	富士市伝法 2883-2
(有)池谷企業	富士市中之郷 140
(有)不二設備保全	富士市南松野 2819-5
(有)蒲原工業	静岡市清水区蒲原 5011-69
(有)由比環境保全センター	静岡市清水区由比 77-2
(有)大沼興業	静岡市清水区蒲原 1-2

第 2 条に対する各社の対応可否

(1)指定避難所及び病院等、その他甲が指定する場所

(2)仮設トイレの運搬及び撤去

(3)衛生用品の補充

協力締結業者	(1)	(2)	(3)
(有)マツナガ	○	○	○
(株)エイコウサービス	○(※)	×	×
吉原衛生運輸(株)	○	×	○
(有)池谷企業	○(※)	×	×
(有)不二設備保全	○	×	○
(有)蒲原工業	○	×	○
(有)由比環境保全センター	○	×	○
(有)大沼興業	○	○	○

(※)その他甲が指定する場所は除く。

災害時における応急対策業務に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と富士地区鳶工業連合会（以下「乙」という。）とは、市内において生じた大規模地震等（風水害、その他の災害を含む。）により甲の所管する道路、河川、下水道等の施設（以下「公共施設」という。）に被害が発生した場合又はそのおそれがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

- （目的）
- 第1条 この協定は、富士市地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な人命救助活動及び救援活動並びに復旧活動に資するため、甲の出動要請に基づき災害応急復旧工事（以下「応急復旧工事」という。）を行うことにより公共施設の機能確保を図ることを目的とする。
（対象となる災害）
- 第2条 この協定の対象となる災害は、富士市の区域内において発生し、又はそのおそれある大規模な災害で、甲が公共施設の応急復旧を必要と認める場合のものとする。
（災害応急対策協力者）
- 第3条 乙は、会員の中から本協定に協力できる災害応急対策協力業者（以下「協力業者」という。）を名簿（第1号様式）にまとめ、協定締結後、速やかに甲に提出する。
- 2 乙は、緊急時の連絡体制を確保するため、協力業者の連絡網を作成し前項の名簿とともに甲に提出する。
- 3 乙は、協力業者毎に災害時に協力できる建設資機材等の数量を取りまとめ資機材保有状況報告書（第2号様式）を第1項の名簿とともに甲に提出する。
（出動の要請）
- 第4条 甲は、応急復旧工事が必要であると認めたときは、乙に対し出動要請書（第3号様式）により出動を要請し乙は応諾する。
- 2 前項の要請で、緊急を要する場合は、電話等により要請することができることとするが、この場合も速やかに出動要請書を交わすものとする。出動要請書は2通作成し、甲及び乙各々が1通を保有する。
- 3 乙及び協力業者は、東海地震注意情報が発表されたとき及び市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、甲からの要請に備え、出動態勢を整えると共に、応急復旧用重機等の確保に努める。
（工事の実施）
- 第5条 乙は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、協力業者の中から担当施工業者（以下「施工業者」という。）を決定し甲に通知する。
- 2 施工業者は、甲の指示に従い、速やかに応急復旧工事に着手するものとする。
- 3 施工業者は、応急復旧工事の施工にあたって、第三者に損害を与えないように施工計画を定め、特段の注意を払うものとする。
- 4 施工業者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられ

るように手続きを取るものとする。

- 5 施工業者は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、応急復旧工事の進捗状況及び完成を甲と乙に報告する。

（請負契約の締結）

- 第6条 甲は、担当施工業者からの前条第5項の資料をもとに速やかに当該施工業者と随意契約を締結する。

（報告）

- 第7条 乙は、第3条の規定による協力業者の名簿及び資機材保有状況報告書を毎年9月1日に甲に提出し、その内容に変更が生じたとき、又は、甲が特に報告を求めたときは速やかに報告する。

（協定の効力）

- 第8条 この協定の期間は、締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからでも、それぞれ相手方に対して文書により申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

（疑義の解決）

- 第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年12月21日

（甲） 富士市永田町1丁目100番地

富士市長 鈴木 尚

（乙） 富士宮市杉田1351番地
富士地区鳶工業連合会

会長 後藤 善考

災害時における入浴施設等の使用に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と、湯屋プランニング株式会社 鷹の湯（以下「乙」という。）とは、地域防災対策における民間協力の一環として、災害時における入浴支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、富士市内で災害が発生し、乙の所有する施設が使用可能な場合において、乙の積極的な協力を得ることにより、避難生活で入浴が困難な被災者に対し入浴支援を行うことで、心身の安寧を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 入浴を支援する対象となる被災者とは、平時において乙の定める施設利用対象者であり、災害による家屋の倒壊、焼失等により、避難所等で生活している者、又は自宅の入浴設備が被災するなどして入浴が困難となった者をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害の発生により必要であると認めるときは、乙に対し、乙の所有する施設において、被災者への入浴支援の協力を要請するものとする。
2 前項による要請は、災害時入浴施設等使用要請書（様式1）による要請を原則とする。ただし、文書による要請のいとまがないときは、口頭で要請し、事後、文書をもって処理するものとする。

（協力の内容）

第4条 乙は、富士市内に災害が発生したときに、甲の要請により、被災者に対し次の各号に掲げる支援を実施するものとする。
（1）施設を開放した入浴支援
（2）休憩スペースの利用
（3）その他支援が可能な事項

（入浴施設の運営）

第5条 前条に掲げる支援に係る施設等の運営管理は乙が行う。
2 その他の運用については甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用負担）

第6条 第4条の規定による乙の入浴支援等により発生した費用は、甲が負担するものとする。
2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、災害の発生直前における価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（請求及び支払い）

第7条 乙は、前条に規定する費用については、災害時入浴施設等利用者台帳（様式2）及び災害時施設等使用状況報告書（様式3）を添えて請求書（様式4）により請求するものとする。
2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、当該費用を支払うものとする。
（協議）

第8条 この協定の内容について疑義が生じたとき、又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定期間及び更新）

第9条 この協定は、協定の成立の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、この本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和4年12月21日

甲 富士市永田町1丁目100番地
富士市長 小長井 義正

乙 富士市久沢786番地の1
湯屋プランニング株式会社
鷹の湯
代表取締役 吉崎 恵一

災害時における浴場の使用に関する協定業者

協定業者名称		所在地	電話番号
1	湯屋プランニング株式会社 鷹の湯	富士市久沢786番地の1	73-1526
2	株式会社エイワンスポーツプラザ 富士湯らぎの里	富士市蓼原227番地の1	63-2641
3	清武総業株式会社 野草風呂よもぎ湯	富士市大淵1565番地の2	35-6666

災害救助に必要な飲料の供給に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）の間に、災害救助に必要な飲料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、富士市内に災害が発生し、飲料を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する飲料の供給を要請することができる。

（供給飲料の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるものとする。

- (1) ミネラルウォーター
- (2) その他飲料

（要請の方法）

第3条 第1条に規定する要請は、別紙1「飲料供給要請書」をもって行うものとする。ただし、文書で要請することができないときは、口頭で要請し、その後すみやかに「飲料供給要請書」を提出するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲の意思を確認のうえ、第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条に規定する要請を受けたときは、乙はすみやかに供給可能な飲料の数量、運送可能な場所・日時等を別紙2「供給可能数量報告書」により甲に通知するとともに、飲料供給を実施するための措置をとるものとする。

（連絡窓口）

第5条 この協定に関する連絡窓口は、別紙3「災害時緊急連絡体制表」のとおりとする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び運搬費用等の乙が供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、飲料供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害時直前における適正な対価・費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

（引渡し）

第7条 飲料の引渡し場所は、甲が指定するものとし、当該場所に職員を派遣し数量等を確認のうえ引取るものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議して定める。

（有効期限）

第9条 この協定は、協定の成立の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。ただし、乙が第2条の供給飲料の範囲に掲げる物資を取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年3月24日

甲 静岡県富士市永田町1丁目100番地
富士市長 鈴木 尚

乙 東京都港区台場2丁目3番3号
サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長 引 田 耕 治

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

富士市・富士宮市（以下「甲」という。）と静岡県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査への協力）

第1条 甲は、甲の行政区域内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査を実施する。

（認定調査の内容）

第2条 乙及び乙の会員が実施する認定調査の内容は、次に掲げるものとする。

(1)災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づき、甲の職員と連携して、甲の行政区域内の家屋を調査すること。

(2)甲が発行した、り災証明について住民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された会員の人件費を負担しない。

2 甲は、認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

（研修会への参加）

第4条 甲は、認定調査に必要な知識を提供するため、必要に応じて研修会を開催するものとし、乙の会員は、当該研修会に参加することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。認定調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲乙いずれからも異議の申出がないときは、この協定は更に1年間

延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（定めない事項等の処理）

第8条 この協定に定めない事項及び疑義を生じた事項については、法令の定めるもののほか、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を4通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成21年3月30日

（甲）富士市永田町1丁目100番地
富士市長

富士宮市弓沢町150番地
富士宮市長

（乙）静岡市駿河区曲金六丁目16番10号
静岡県土地家屋調査士会
会長

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、富士市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第 2 条 整備局長及び市長の情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 富士市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 富士市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第 3 条 整備局長及び市長の情報交換の内容は次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第 4 条 第 2 条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長の災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第 5 条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第 6 条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は 2 通作成し、整備局長及び市長が各 1 通を保有する。

平成 23 年 4 月 26 日

名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番地 1 号
国土交通省 中部地方整備局長 富田 英治

静岡県富士市永田町 1 丁目 100 番地
富士市長 鈴木 尚

災害廃棄物の収集運搬に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と富士市一般廃棄物協同組合（以下「乙」という。）は、災害廃棄物の収集運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定書は、市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における環境保全、公衆衛生、健康管理の緊急性を考慮し、災害廃棄物の処理に関して、甲が乙に協力の要請を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第 2 条 甲は災害時に、災害廃棄物の収集運搬が必要になったときは乙に対し協力の依頼をするものとする。

2 甲は、前項の依頼する場合は、災害廃棄物収集運搬協力依頼書（第 1 号様式）に次の事項を記載して乙に提出するものとする。ただし、緊急の場合は、依頼を電話等で行い、後日災害廃棄物収集運搬協力依頼書を乙に提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 災害廃棄物の具体的内容及び状況
- (3) 災害廃棄物収集運搬の実施地区
- (4) 災害廃棄物収集運搬の期間
- (5) その他必要な事項

（収集運搬の実施）

第 3 条 乙は、前条第 1 項の依頼に基づき必要な人員、車両等を調達し、甲の指示に従い災害廃棄物の収集運搬を実施するものとする。

2 甲は、乙の災害廃棄物の収集・運搬が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、災害廃棄物の収集運搬に当たっては周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮するものとする。

4 乙は、災害廃棄物の収集運搬が終了したときは、速やかにその実施状況について災害廃棄物収集運搬実施状況報告書（第 2 号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第 4 条 甲の要請に基づく活動に伴う経費は、乙の平時における費用を基準として、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担する。

（請求及び支払）

第 5 条 乙は、甲の負担する災害廃棄物の収集運搬に要した費用が確定したときは、経費明細書を添

えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から費用の請求があったときは、その内容を確認し、その日から起算して 3 0 日以内に当該費用を支払うものとする。ただし、当該費用の支払に甲の予算上の措置を必要とする場合は、費用の支払いの時期についてはこの限りでない。

（災害補償等）

第 6 条 甲の依頼に基づき乙が派遣した従業員（以下「派遣従業員」という。）が災害廃棄物収集運搬業務に従事した際にその者の責に帰することができない理由により負傷し、疾病にかかり、障害が生じ又は死亡した場合の本人又は遺族に対する補償については、甲乙協議して決定するものとする。

2 派遣従業員が、その業務により第三者に損害を与えた場合において、その者が負うべき賠償額が確定したときは、甲乙協議の上その賠償を負うものとする。

（協定の有効期間）

第 7 条 この協定の有効期間は、令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までとする。

2 協定期間満了の日の 1 月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、この協定の有効期間はさらに 1 年間延長されたものとみなし、その後においても同様とする。

（協議）

第 8 条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、この協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 5 年 8 月 3 1 日

甲 富士市永田町 1 丁目 100 番地

富士市

富士市長 小長井 義正

乙 富士市厚原 131 番地の 1

富士市一般廃棄物協同組合

理 事 長 加藤 修

津波避難ビルとしての使用に関する協定書

富士市 災害廃棄物 収集運搬協力車両一覧

車両種類 会社名	バ ッカー			平ボデー			ダンプ・コンテナ車			ヒアブ			車両計
	呼称	最大積載量	台数	呼称	最大積載量	台数	呼称	最大積載量	台数	呼称	最大積載量	台数	
安藤紙業㈱	大型	4.50t	1				4 t	3.75t	1				5
	〃	6.60t	1										
	4 t	1.45t	1										
	〃	1.80t	1										
市栄産業㈱	大型	3.50t	1				大型	5.30t	1				2
施原興産㈱	大型	5.70t	1	4 t	3.50 t	1	大型	7.80t	2				6
				4 t ユニツク	3.50 t	1	4 t	3.00 t	1				
岳陽産業㈱				3 t	3.00t	1	4 t	3.75t	1				2
㈱環境衛生サービス	4 t	2.00t	1	3 t	3.00t	1							3
	3 t	3.00t	1										
きしょう産業㈱				4 t	3.50t	1							1
久保田運送㈱	3 t	2.85t	1										1
㈱熊王産業	4 t	6.20t	1	4 t	6.90t	1	大型	11.80t	1	大型平	8.70t	1	7
							〃	10.40t	1	4 t フム	6.30t	1	
							〃	12.60t	1				
㈱グリーンコンクリートサービス	4 t	2.00t	2	大型	7.50t	1	大型	6.50t	2				12
	3 t	2.50t	1	4 t	3.50t	2	〃	10.00t	2				
							4 t	3.00t	2				
さとう産業㈱	4 t	2.15t	1	4 t ユニツク	2.10t	1	4 t	3.80t	1				4
	3 t	2.60t	1				2 t	2.00t	1				
山根興業㈱	4 t	1.95t	1	2 t	2.00t	1							4
	3 t	2.45t	2										
シーズイシハラ㈱	大型	3.00t	1				4 t	3.95t	1				3
	3 t	2.00t	1										
㈱静岡総合処理センター	4 t	1.75t	1	4 t	3.80t	1	大型	8.60t	1				5
	3 t	2.80t	1				2 t	2.00t	1				
シセア環境サービス㈱	3 t	3.30t	1										1
㈱東亜塗装	3 t	3.15t	1	2 t	2.00t	1	4 t	4.00t	1				6
							4 t	3.70t	2				
							3 t	3.00t	1				
日本トリートメント産業㈱	2 t	2.00t	1	3 t	3.00t	1	4 t	3.00t	1				4
							2 t	2.00t	1				
㈱富士清掃センター	4 t	4.00t	1	2 t	2.00t	1	大型	7.90t	2				6
	3 t	3.00t	1				3 t	3.00t	1				
㈱富士塗装	4 t	1.75t	1				大型	8.10t	1				2
㈱渡総業	4 t	2.00t	1				4 t	3.95t	1				2
合計		80.00t	29台		42.30t	15台		133.90t	31台		15.00t	2台	77台

富士市（以下「市」という。）と株式会社〇〇（以下「所有者」という）と〇〇自主防災会（以下「自主防災会」という。）、は、富士市沿岸に津波が発生し、又は発生するおそれがあり、地域住民が緊急に避難しなければならない場合に、所有者が所有する建物を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第 1 条

所有者が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、市及び自主防災会ならびに地域住民に使用を許可するものとする。

- （1） 所 在 地：富士市〇〇
- （2） 所 有 者：株式会社〇〇
- （3） 名 称：株式会社〇〇
- （4） 構 造 等：鉄筋コンクリート造 鉄骨造
- （5） 使用場所：屋上 〇〇㎡
- （6） 収容人数：約 〇〇人収容（収容人員は1人当たり1㎡で計算した値とする）

2 市及び自主防災会は、前項に規定する津波避難ビルに避難した際に必要となる用具等を設置する場合は、所有者の了解を得て行うものとする。

（使用期間）

第 2 条

津波避難ビルの使用期間は、大津波警報及び津波警報の発表時もしくは緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれのある時から、津波警報等が解除された時までとする。

（目的外使用の禁止）

第 3 条

市及び自主防災会は、当該建物を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第 4 条

施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第 5 条

市及び自主防災会は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）この際、地域住民等が破損しなければ避難が困難であり、やむを得ず破損したことが明らかな箇所がある場合は、その回復に要する費用の負担について、市、所有者、自主防災会で協議を行うものとする。

（利用者責任）

第 6 条

自主防災会及び地域住民等は、津波避難ビルを使用する場合には、建物等を破損しないよう細心の注意を払うものとする。

2 所有者は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(相互協力)

第 7 条

市と自主防災会は、避難時に地域住民等や施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう日頃から交流及び情報交換を行うよう努める。また、東海地震等が発生した場合は、当該地域に在住しない人々に対しても地域住民と同様に扱い、一人でも多くの命を守ることができるよう努める。

(津波避難ビルの表示及び公開)

第 8 条

市は、所有者と自主防災会の協力関係、施設の使用箇所等を確認したうえで津波避難ビルとして指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、市のウェブサイト等を用いて市民に対して周知するものとする。

(有効期限)

第 9 条

この協定は、平成 2 4 年 月 日からその効力を有するものとし、所有者が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第 1 0 条

この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、市、所有者、自主防災会が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、市、所有者、自主防災会は記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

富士市永田町 1－1 0 0

富士市長 鈴木 尚

(建物所有者)株式会社〇〇

富士市〇〇

代表取締役

(自主防災会代表) 〇〇自主防災会

富士市〇〇

自主防災会長

(令和 7 年 4 月 現在)

No.	建物名称	所在地	避難場所
1	村松組	宮島 4 3 2－1	屋上
2	新富士ビル	川成島 6 4 4－3	3・4 階、屋上
3	マンションコーポペルライズ	柳島 1 5 3－1	3・4 階、屋上
4	旭化成大志寮	中丸 1 4 0－1	3・4・5 階通路、外階段
5	旭化成アパート富士寮	中丸 1 4 0－1	3 階通路、3 階踊場
6	池辺クリニック	川成新町 2 5 0	屋上
7	マルハン吉原店立体駐車場	八代町 1 2－1 2	3 階、屋上
8	山清第 1 倉庫	今泉 1 8 7－1	屋上
9	飯田工業薬品	依田橋 7 1－1	3・4 階
10	鈴厚ビル	依田橋町 1 3－2 4	屋上
11	ダイオーペーパープロダクツ	依田橋町 7－3 4	3 階、屋上
12	アスカム (ダスキン)	今泉 4 2 9－3	外階段
13	山清第 7 倉庫	今泉 6 4 3－2	屋上
14	ジャトコ	今泉 7 0 0－1	2 階以上 (避難スペースに警備担当が指す)
15	中村組	田中新田 2 7 5－1 2	4 階会議室
16	かぐや富士	中里 2 5 4 6－7	3 階、屋上
17	田中町公会堂	田中新田 2 1 3－2	3 階
18	ニトリ	宮島 8 4 1－1	屋上
19	静清亜鉛	五貫島 9 7 1	屋上
20	サクレビル新富士 ウィンフォート	宮島 4 6 6－1	3～8 階通路、踊場
21	アイマンション	荒田島町 9－7	3 階通路
22	メゾンタケミネ	荒田島町 5－3	3・4 階通路
23	マルハン吉原寮	八代町 8－1 4	3・4 階通路
24	ラウンドワン立体駐車場	八代町 4－1 5	3・4 階、屋上
25	富士化工	前田 9 0	2 階屋上・3 階屋上
26	マルスン駿河企業アパート	依田橋町 9－3 4	屋上

災害時等における自動車教習所一時使用等に関する協定

（協定の趣旨）

第 1 条 この協定は、富士市内で地震等による大規模災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、富士市（以下「市」という。）が、富士市内自動車教習所（以下「教習所」という。）に対し、施設の一時使用等に関する協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（業務内容）

第 2 条 この協定による要請は、災害時等に教習所が対応可能な次の各号に掲げるものとする。

- （１）住民等が一時的な避難に使用する場所の提供
- （２）市が要請した救助隊等の活動拠点に使用する場所の提供
- （３）教習所周辺の目視情報の伝達
- （４）A E D や車両等の提供
- （５）その他両者が必要と認める事項

（要請）

第 3 条 市は、前条各号に関する業務の必要があると認めたときは、教習所に対しその業務を要請することができるものとする。

2 市は、前項の規定により要請を行うときは、次の事項を明らかにして文書により教習所に要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により連絡し、後日、文書を提出するものとする。

- （１）災害等の概要
- （２）要請内容、要請の対象となる地域、施設使用希望期間
- （３）担当者連絡方法
- （４）その他必要事項

3 教習所は、市から要請があった場合は、対応が可能な範囲で要請に応じるものとする。

（費用負担）

第 4 条 この協定に基づく施設の使用は無償とし、水道・電気の費用等施設使用に伴い通常生じると考えられる経費は教習所の負担とする。

（損害賠償責任）

第 5 条 教習所は、この協定に基づく業務実施中に、教習所の責に帰する事由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（連絡責任者）

第 6 条 この協定に係る市の連絡責任者は富士市災害対策本部総括班班長とし、教習所の連絡責任者は各施設の代表者または管理者とする。

（協議）

第 7 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、両者が協議のうえ定めるものとする。

（効力）

第 8 条 この協定は、協定の成立の日から、効力を生ずるものとし、両者が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、両者署名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 2 3 年 1 0 月 2 0 日

富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地

富士市長 鈴 木 尚 ㊞

協定を締結する富士市内の自動車教習所

協定施設名称	所在地	電話番号
昭和自動車学校	富士市比奈字赫夜姫2220-1	(0545)38-0110
吉原自動車学校	富士市伝法906-3	(0545)71-2345
静岡県中央自動車学校	富士市入山瀬4-1-7	(0545)71-1110
静岡県富士自動車学校	富士市柚木207-1	(0545)61-6161

災害時における応急対策業務に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部静岡県部会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生し、又は、発生するおそれがある場合における災害応急対策活動（以下「応急活動」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、富士市内において、大規模災害により、下水道施設に甚大な被害が生じた場合の緊急協力に関して、必要な事項を定める。

（協力要請）

第 2 条 甲は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に下水道施設の応急活動に関して協力が必要と認めたときは、乙に対して応急活動を要請することができる。
2 甲は、乙に対して応急活動を要請するときは、応急活動協力要請書（第 1 号様式）により、災害の状況、応急活動日時、応急活動場所、応急活動内容等を指示して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（応急活動の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定に基づき応急活動の要請を受けたときは、直ちに応急活動場所に出動し、甲の職員の指示に基づき、応急活動を実施するものとする。ただし、応急活動場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い、自らの判断により応急活動を開始するものとする。

（応急活動の報告）

第 4 条 乙は、応急活動終了後、速やかに甲に対し応急活動実施報告書（第 2 号様式）を提出するものとする。

（費用の負担）

第 5 条 甲は、乙に対して応急活動に要した費用を負担するものとする。
2 前項の費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（損害賠償）

第 6 条 甲又は乙は、応急活動に際し、その責めに帰すべき理由により、この協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（協力会員名等の報告）

第 7 条 乙は、毎年 4 月 1 日現在の協力会員名簿並びに大規模災害に使用可能な資機材、車両及び人員等を甲に報告するものとする。

（協力事業者の表示）

第 8 条 乙は、甲の承諾を得て、乙の事務所及び乙の会員の事業所に「富士市下水道災害活動協力事業者」の表示を掲示することができる。

（協議）

第 9 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第 10 条 この協定は、平成 2 5 年 2 月 4 日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印し、各自 1 通を保有する。

平成 2 5 年 2 月 4 日

甲 富士市永田町 1 丁目 100 番地
富士市長 鈴木 尚

乙 浜松市中区布橋二丁目 6 番 1 号
公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
中部支部 静岡県部会
部会長 岡本 彦一

災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 富士市と雪石町は(以下「協定自治体」という。)、いずれかの行政区域において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号で規定する災害が発生した場合に、被害を受けた自治体(以下「被災自治体」という。)の要請により、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時的に収容するための施設の提供
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童・生徒の受け入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

(応援の要請手続き)

第3条 被災自治体は、次の事項を明確にして、応援を行う自治体(以下「応援自治体」という。)に対し、応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資及び資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第3号掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第4に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 前条の規定により応援を要請された自治体は、極力これに応じるものとする。

2. 応援自治体は前条の規定による被災自治体からの応援要請がない場合においても、大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断に基づき自主応援活動を実施するものとする。
3. 応援自治体は、災害直後において職員等を派遣する場合は、派遣職員自ら消費または使用する物資等を携行させるものとする。

(応援のために派遣された職員の指揮)

第5条 応援のために派遣された職員は、被災自治体の長の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、原則として被災自治体の負担とする。

2. 被災自治体が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合は、応援を要請された自治体は、一時立替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第7条 協定自治体は、相互応援の窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。
2. 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(体制の整備)

第8条 協定自治体は、この協定に基づいて応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

第9条 協定自治体は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする。

(細目協定)

第10条 この協定の細目については、別に定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から2014年(平成26年)3月31日までとする。
ただし、この期間満了の日の1月前までに協定自治体のいずれの自治体から申し出がないときは、この期間は更に3年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

2013年(平成25年) 7月 30日

静岡県富士市永田町一丁目100番地

富士市

富士市長

岩手県岩手郡雪石町千刈田5番地1

雪石町

雪石町長

災害時における傷病者等の搬送業務及び情報通信に関する協定書

富士市（以下「市」という。）と商業組合静岡県タクシー協会富士・富士宮支部（以下「タクシー協会富士・富士宮支部」という。）とは、市内において生じた大規模な災害（地震、風水害、その他の災害を含む。）発生時における傷病者等の搬送業務及び情報通信に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

- 第 1 条 この協定は、富士市地域防災計画に基づき、市が行う災害時の医療救護活動に係るタクシー協会富士・富士宮支部の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 前項に規定する災害には、集団的に死傷者等が発生する大規模な車両事故、航空機事故その他の重大な事故を含む。

（協力要請）

- 第 2 条 市は、災害が発生した場合において、医療救護活動を行う必要があると認めるときは、タクシー協会富士・富士宮支部に対し次の各号のいずれかに該当する業務への協力を要請する。
- (1) 傷病者及び医療従事者の医療救護所及び医療機関への緊急搬送
- (2) タクシー協会富士・富士宮支部に所属する事業者の無線局及び無線通信体系（タクシー無線）による情報通信
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、市が必要と認めるもの

（要請手続）

- 第 3 条 市は、タクシー協会富士・富士宮支部に対して前条の規定により協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。ただし、書面で要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。
- (1) 要請の理由
- (2) 要請する車両台数
- (3) 要請の期間
- (4) 配車場所
- (5) その他必要な事項

（協力の実施）

- 第 4 条 タクシー協会富士・富士宮支部は、第 2 条各号に掲げる事項について市から協力の要請を受けたときは、可能な範囲で協力するものとする。

（費用負担）

- 第 5 条 第 2 条各号に掲げる事項に係る業務に要する費用（以下「費用」という。）については、市が負担する。
- 2 費用の金額は、第 2 条各号に掲げる事項に係る業務を実施した日における通常価格を基礎として、市及びタクシー協会富士・富士宮支部で協議の上決定する。

（費用の支払い）

- 第 6 条 タクシー協会富士・富士宮支部は、災害が収束した時点で、書面により費用の支払いを市に請求する。

- 2 市は、前項の規定による請求があったときは、タクシー協会富士・富士宮支部に対し速やかに当該請求に係る費用を支払う。

（損害補償）

- 第 7 条 市は、第 2 条の規定により要請した業務（以下「要請業務」という。）に従事した者が、これがため死亡し、負傷し、又は障害の状態となり損害を被ったときは、災害救助法の規定に基づき、その損害を補償する。なお、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて市が支給するものとする。
- 2 要請業務に従事したことにより、車両に損害が発生したときは、市及びタクシー協会富士・富士宮支部で協議の上、補償額を決定し、市が支給する。

（平時の対応）

- 第 8 条 市は災害時における市とタクシー協会富士・富士宮支部との間の連絡方法を整備する。

（協定の効力）

- 第 9 条 この協定の期間は、締結の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間満了の日の 30 日前までに、市及びタクシー協会富士・富士宮支部いずれからも、それぞれ相手方に対して申出がないときは、さらに 1 年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

（疑義の解決）

- 第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、市及びタクシー協会富士・富士宮支部で協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、市及びタクシー協会富士・富士宮支部で記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 5 年 8 月 2 日

富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地

富 士 市 長 鈴 木 尚

商業組合 静岡県タクシー協会
富士・富士宮支部 支部長
富士市本町 1 2 番 4 号
岳南自動車株式会社 代表取締役

米 山 政 司

災害時等に必要な資機材の調達に関する協定書

平成 2 5 年 6 月 3 日

富士市長 鈴木尚（以下「甲」という。）と株式会社ナガワ（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な資機材（以下「資機材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第 1 条 甲は、富士市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、資機材を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する資機材の供給を要請するものとする。

（調達資機材の範囲）

第 2 条 甲が乙に供給を要請する資機材は、仮設ハウス、暖房機器、冷却機器、その他乙が保有する資機材のうち、甲が指定する資機材とする。ただし、応急仮設住宅については、本協定から除く。

（要請の方法）

第 3 条 第 1 条の規定による要請は、第 1 号様式の文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（引き渡し及び返却）

第 4 条 資機材の引き渡し及び返却の場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、資機材を確認の上、引き取り及び返却をするものとする。

2 甲は、乙が指定する書式に必要な事項を記入の上、資機材を賃借するものとする。

（賃借料）

第 5 条 賃借料（運賃及び次項に規定する損害保険に要する金額を含む。以下同じ。）は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して定める。

2 乙は、甲に引き渡す資機材の紛失等に備え、資機材の損害保険に加入するものとする。

3 資機材が紛失等した場合は、前項の損害保険で対応する。ただし、損害保険で対応できない破損等については、原則として甲の負担とする。

（賃借料の支払）

第 6 条 甲は、乙の請求に基づき、速やかに前条の賃借料を支払うものとする。

（保有数量の報告）

第 7 条 乙は、この協定の成立の日及び毎年 4 月 1 日現在の資機材の保有数量を第 2 号様式「資機材保有数量報告書」により甲に報告するものとする。

（有効期間）

第 8 条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

（協議）

第 9 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義がある事項については、その都度甲乙協議して定める。

甲 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地

富士市長 鈴木 尚

乙 埼玉県さいたま市大宮区桜本町一丁目 1 0 番地 1 7 号

株式会社 ナガワ

代表取締役社長 高橋 修

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

災害の発生時における輸送業務等の協力に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県トラック協会（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する物資等の緊急・救援輸送等の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、静岡県内に災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う災害時等の物資の緊急・救援輸送業務等に関する協力要請に対し必要な事項を定める。

（業務の内容）

第 2 条 甲が乙に対し協力要請する業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）物資の緊急・救援輸送（車上受け、車上渡しを原則とする。）
- （2）資機材の提供
- （3）緊急・救援輸送業務に関する情報収集

（輸送等）

第 3 条 乙又は乙の会員は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において協力し、輸送業務等を行うよう努める。

（要請の手続き）

第 4 条 甲は、第 2 条の規定により要請するときは、緊急・救援輸送要請書（様式 1）を乙に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する等やむを得ないときは、甲は、口頭又は電話等により要請を乙又は乙の会員に行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後すみやかに緊急・救援輸送要請書を乙に提出するものとする。

3 甲は、乙の会員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

4 乙は、甲の要請により輸送業務を行ったときは、輸送内容を緊急・救援輸送実施報告書（様式 2）により甲に提出するものとする。

5 前 4 項を行うため、甲及び乙は、本協定に関する担当部署等を定めるとともに、電話番号その他連絡に必要な事項を連絡体制表（様式 3）によりあらかじめ相互に通知するものとする。

（経費の負担）

第 5 条 第 2 条の規定による要請業務に係る経費のうち、甲の負担する額は、災害が発生する直前における国が告示した標準的な運賃及び附帯する料金とし、使用した資機材費用については、甲乙協議して定めるものとする。

（損害賠償）

第 6 条 甲は、その責に帰する理由により、事業用自動車及び作業時に使用する資機材を損傷又は滅失した時は、その損害を補償する。

（災害補償）

第 7 条 甲は、甲の指示により、第 2 条の規定による業務以外の業務に従事した乙の会員が、業務に従事したことに起因し、当該乙の会員の責に帰することが出来ない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「富士市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年富士市条例第 42 号）」に基づきその損害を補償する。ただし、甲は、当該従事者（乙の会員）が他の法令等により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者からの損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協定の有効期間）

第 8 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、有効期間満了の 3 0 日前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示を書面をもってしない限りは、期間満了の翌日から起算して 1 年間、この協定と同一の条件をもって更新され、以降同様とする。

（疑義等の決定）

第 9 条 この協定に定めのない事項については、当該運送事業者が定めた運送約款（標準貨物自動車運送約款を含む。）を準用するほか、疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附則

本協定発効と同時に平成 2 6 年 4 月 2 3 日付で締結した緊急物資荷さばき・輸送業務に関する協定書は、その効力を失う。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 1 月 1 9 日

甲 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地
富士市長 小 長 井 義 正

乙 静岡県静岡市駿河区池田 1 2 6－4
一般社団法人静岡県トラック協会
会 長 佐 野 寛

災害又は事故における測量設計等業務委託に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県測量設計業協会（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する道路、河川及び急傾斜地崩壊防止などの施設等（以下「公共土木施設等」という。）に災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の測量、設計、用地測量及び用地調査業務（以下「測量設計等業務」という。）の実施について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な市民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て災害応急復旧工事又は緊急的な事故応急対策等に必要な測量設計等業務を迅速に実施することにより、公共土木施設等の機能の確保又は回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第 2 条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく富士市災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（応急対策業務協力者）

第 3 条 本協定に賛同できる協会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

2 乙は協力者をとりまとめた名簿を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の名簿の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿を修正した上で甲に提出するものとする。

4 第 8 条の規定により、この協定の期間が延長された場合には、乙は、第 2 項の名簿を毎年 6 月 1 日までに甲に提出するものとする。

5 前 3 項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

（業務実施要請）

第 4 条 甲が緊急に測量設計等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合、甲は、業務実施要請書により必要な測量設計等業務の実施

を受託者に要請することができる。

2 第 1 項の業務実施要請書は 2 通作成し、甲と受託者が各自その 1 通を保管するものとする。

3 第 1 項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく業務実施要請書を交わすものとする。

（業務の実施）

第 5 条 受託者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な測量設計等業務に着手するものとする。

2 前項の測量設計等業務の範囲は、当該要請のあった公共土木施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

4 受託者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

5 受託者は、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、業務の進捗状況及び完成を甲あて書面にて適宜報告するものとする。

（業務委託契約の締結）

第 6 条 甲は、受託者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

（実施細目）

第 7 条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

（協定の効力）

第 8 条 この協定の期間は、協定締結の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間満了の日の 30 日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に 1 年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様する。

（疑義の解決）

第 9 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成25年12月12日

(甲) 静岡県富士市永田町1丁目100番地

富士市長 鈴木 尚

(乙) 静岡市葵区常磐町 2 丁目13番 4 号

一般社団法人 静岡県測量設計業協会

会 長 鶴田 忠男

大規模災害時における司法書士相談業務の支援に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と静岡県司法書士会（以下「乙」という。）は、富士市内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のため、必要な司法書士業務（以下「司法書士業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、混乱する被災地において被災者を支援するため、甲の要請に基づき乙が実施する司法書士業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第 2 条 甲は、大規模な災害時に富士市災害対策本部等を設置し、かつ、富士市内に災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）が適用された場合で、司法書士業務の必要性が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から支援要請を受けた場合は、速やかに相談担当司法書士（以下「相談員」という。）の派遣計画を策定し甲に報告する。

3 乙は、前項に規定する派遣計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

（司法書士業務の範囲）

第 3 条 前条の規定による甲の要請により、相談員が行う司法書士業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 相続に関する相談
- (2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- (3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- (4) 成年後見制度に関する相談
- (5) その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請手続等）

第 4 条 第 2 条に規定する甲の要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を明らかにした別紙「大規模災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに要請書を送付するものとする。

2 乙は、前項に規定する要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第 5 条 乙は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め、業務に支障を来さないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、甲、乙協議の上、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

(費用負担)

第 6 条 第 3 条に規定する司法書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

(相談者の負担)

第 7 条 甲の要請に基づく司法書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

(資料の交換及び協議)

第 8 条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行えるよう、随時、次に掲げる資料を交換するとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(1) 地域防災計画

(2) 被災地想定資料

(3) その他必要な資料

(損害の補償)

第 9 条 甲の要請に基づく司法書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

(連携)

第 1 0 条 乙は、甲の要請に基づく司法書士業務を行う際、他機関等と連携して業務を行う必要がある場合、甲、他機関等と調整を行った上で、業務を行うものとする。

(協議)

第 1 1 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 1 2 条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了日前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に 1 年間延長されるものとし、その後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙署名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 2 6 年 8 月 2 7 日

(甲) 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地
富士市長 小 長 井 義 正

(乙) 静岡県駿河区稲川一丁目 1 番 1 号
静岡県司法書士会
会長 西 川 浩 之

大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と静岡県行政書士会（以下「乙」という。）は、甲市内に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、甲が同法第 23 条の 2 の規定に基づき甲市地域防災計画の定めによるところにより甲市災害対策本部を設置した場合（以下「市災害対策本部」という。）において、乙が実施する被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 甲乙は、災害において、乙が被災者に対して行う被災者支援を円滑、かつ、適切に実施するため、以下の条項を定める。

(要請)

第 2 条 甲は、災害が発生し、市災害対策本部が設置され、かつ、甲市内において災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合で、行政書士による支援活動が必要なときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 甲が、災害時に、乙に被災者支援を要請する場合、大規模災害時支援協力要請書（以下「要請書」という。）を乙に送付する。

3 甲が要請書を送付することが困難な状況であるときは、適宜、要請を行い、その後に速やかに要請書を送付する。

4 乙は、甲から被災者支援の要請を受けた場合は、乙の会員の中から支援活動にあたる担当者を選任し、派遣する。

(実施期間)

第 3 条 被災者支援の実施期間は、甲乙協議の上、定める。

(乙が行う支援活動)

第 4 条 甲の要請書により乙が行う支援活動は、次のとおりとする。

(1) 被災者支援に係る窓口相談業務

(2) 甲乙が、協議の上、必要と判断した事項

(費用負担)

第 5 条 相談会場の使用料金、光熱費及び物件費は、甲が全額負担する。

2 第 4 条に規定する支援活動の人件費及び物件費は、乙が全額負担する。

3 その他必要な費用を生じたときは、その都度、協議の上、定める。

(危険の情報共有)

第 6 条 甲乙は、甲乙に危険が及ぶおそれがあるとする情報に接した場合は、直ちに、危険回避を行った後、市災害対策本部及び乙の事務局に連絡を相互行う。

2 乙は、前項の規定により、危険を回避することができないと判断した場合は、直ちに支援活動を終了し、安全確保に努める。

（体制整備）

第 7 条 乙は、第 2 条による体制の確立が速やかに行えるよう整えるとともに、甲乙は、連絡担当者
を定め、適宜、平時から連絡を密にし、情報交換及び連絡調整に努める。

（訓練参加）

第 8 条 乙は、甲が主催する災害相談窓口の受付訓練について、参加するよう努める。

2 前項の規定は、第 4 条の規定を念頭に置き、訓練を行うものとする。

（静岡県災害対策士業連絡会との関係）

第 9 条 静岡県災害対策士業連絡会（以下「士業連絡会」という。）のもと災害支援が開始された場合
は、乙は、基本的に士業連絡会の構成団体の一つとして支援活動を行う。ただし、甲が第 4 条の規
定に基づき、引き続き支援活動を希望する場合は、乙は可能な限り支援活動を行う。

（支援活動中の災害補償）

第 10 条 乙の会員がこの協定による支援活動により負傷し又は死亡した場合は、乙が付保する保険の
範囲内で、乙が補償する。ただし、甲の責めに帰すべき事由があるときは、この限りでない。

（疑義の解決）

第 11 条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義を生じたときは、甲乙は、法令及び信義則に
従い、協議の上、解決するものとする。

（有効期間）

第 12 条 本協定は、従前に甲乙間で締結した協定の有効期間及び本協定締結日付にかかわらず令和 7
年 1 月 1 日から効力を生ずる。

2 本協定の有効期間は、協定の効力発生の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、有効期
間満了の日から 1 か月前までに、甲乙のいずれからも更新拒絶の意思表示がない場合は、有効期間
満了の日の翌日から起算して 1 年間、本協定を延長するものとし、その後も同様とする。

本協定成立の証として本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通ずつ所持する。

令和 7 年 1 月 1 日

（甲） 静岡県富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地
富士市長 小長井 義正

（乙） 静岡県静岡市葵区駿府町 2 番 113 号
静岡県行政書士会 会長 平岡 康弘

大規模災害時における医療救護活動の実施に関する協定書

富士市（以下「市」という。）と学校法人森島学園 富士リハビリテーション専門学校（以
下「富士リハビリテーション学校」という。）とは、富士市内に大規模な地震、風水害、その
他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における医療救護活動の実施に関し、次
のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、富士市地域防災計画に基づき災害時の傷病者等の救命及び救護を図るた
め、市の要請により、富士リハビリテーション学校の学生（以下「学生」という。）がボラ
ンティアとして参加する医療救護活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（体制の確保）

第 2 条 富士リハビリテーション学校は、本協定の十分な運用を図るため、学生に対し、本
協定の内容について啓発を行うとともに、災害時に開設される医療救護所での医療救護活
動の補助業務を担う「富士市医療救護所サポーター」への学生の登録を取りまとめ、登録
者を市に報告するものとする。

（協力の要請）

第 3 条 市は、災害時に医療救護活動を行う必要があると認めるときは、次の各号に掲げる
医療救護所における業務について、富士リハビリテーション学校に協力を要請するものと
する。

- (1) 傷病者のトリアージ補助
- (2) 傷病者の応急処置補助
- (3) 治療待機者及び既治療者の経過観察補助
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、医療救護所運営責任者が必要と認めるもの

2 前項の要請は、「富士市医療救護所サポーター」登録済の学生に対し、富士市職員防災情
報メール及び富士市同報無線等により行うものとする。

（協力の実施）

第 4 条 前条の要請を受けた「富士市医療救護所サポーター」登録済の学生は、自らの被災
状況等を勘案し可能な範囲で協力するものとする。

（損害補償）

第 5 条 市は、医療救護活動を原因として学生が負傷し、疾病し若しくは死亡したとき又は
障害の状態となったときは、市民活動総合補償制度の適用範囲内で必要な損害補償を行う
ものとする。

（有効期間）

第 6 条 本協定の有効期間は、締結日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間
満了日の 3 0 日前までに、本協定の解除又は変更について、両者のいずれからも何らかの
意思表示がないときは、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第 7 条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、両者がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日

富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地

富士市伝法 2 5 2 7 番地の 1
学校法人森島学園
富士リハビリテーション専門学校

富士市長 小長井 義 正

理事長 森 島 宏 光

下水道施設における災害時緊急応援に関する協定書

富士市（以下「市」という。）と株式会社ウォーターエージェンシー（以下「協力者」という。）とは、地震、風水害その他の自然災害により、市の所管する下水道施設（処理場及びマンホールポンプ）が被災した場合（以下「災害時」という。）における緊急応援に関し、下水道法第 1 5 条の 2 に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、市が協力者に対して要請する緊急応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第 2 条 市は、災害時において実施する下水道施設の災害応急対策に協力者の応援が必要であると判断したときは、協力者に対し応援要請を行うものとする。

2 協力者は、前項の応援要請を受けたときは、特段の事情がない限り、そのときにおける協力者の規模及び能力に応じてこれに協力するものとする。

（応援要請の手続き）

第 3 条 前条に基づく応援要請は、災害時の状況により最善かつ迅速、正確な手段と判断される通知方法により市より協力者に行うものとし、口頭による通知の場合は、市は要請後に「災害時緊急応援要請書」（様式第 1 号）により協力者に正式な要請を行う。

（応援要員の派遣）

第 4 条 協力者は前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに第 5 条に規定する緊急応援活動業務を行う体制を整え、必要な人員、資機材等を出動させ、市が行う復旧作業に協力するものとする。

2 前項の規定による緊急応援活動業務にあたり、協力者は、市の職員の指示に従うものとする。

（緊急応援活動業務）

第 5 条 協力者が行う緊急応援活動業務（以下「応援業務」という。）は概ね次のとおりとする。

- （１） 下水道施設の被害状況調査
- （２） 簡易な施設の応急修繕の実施及び施設修繕工事の立会い
- （３） 下水道施設の運転操作
- （４） 前各号に掲げるもののほか特に市から要請のあった事項

（実施体制）

第 6 条 市及び協力者は、災害情報の伝達を正確に行うため、この協定締結後速やかに

災害対策連絡網を整備するものとする。

(補償)

第 7 条 この協定に基づいて応援業務に従事した協力者の従業員が、応援業務に起因して負傷若しくは罹患、死亡（以下併せて「業務災害」という。）した場合の補償については、協力者の責任において行うものとする。但し、業務災害の原因が市の職員の指示による場合には、市の責任において補償を行うものとする。

(費用負担)

第 8 条 この協定に基づき、協力者が応援業務の実施にあたり要した費用は市が負担するものとする。

(報告事項)

第 9 条 協力者は応援業務終了後、市に対して文書により次の事項について報告するものとする。

- (1) 作業の日時及び場所
- (2) 作業内容
- (3) 作業で必要とした資材及び員数
- (4) その他必要事項

(損害の賠償)

第 1 0 条 協力者は応援業務の実施にあたり、協力者の責に帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合には、市から必要な指示を受け、協力者の責任と負担において処理しなければならない。

2 応援業務の実施にあたり、市、協力者双方の責に帰すべからざる事由により第三者に損害を与えた場合、又は市若しくは協力者の保有する機械器具等に損害が生じた場合には、その処置について、市、協力者協議し決定するものとする。

(防災訓練等)

第 1 1 条 協力者は、災害時における応援業務が円滑に遂行できるよう、市の行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(協定期間)

第 1 2 条 この協定の期間は、協定締結の日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに、市、協力者の一方から相手方に対し、更新拒絶の申し出がない場合、この協定は 1 年間更新するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第 1 3 条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、市、協力者双方による協議のうえ決定するものとする。

(違反した場合の処置)

第 1 4 条 市と協力者のいずれの当事者も、他方の当事者がこの協定上の義務に違反し、3 0 日間の期間を定めて催告したにもかかわらず、なおその期間内に違反事項の是正

を行わないときは、相互協議の上、この協定を解除できるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、市、協力者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 2 8 年 7 月 1 日

所 在 地	富士市青島町 1 9 1 番地
氏 名	富士市長 小長井 義正 ㊞

所 在 地	東京都新宿区東五軒町 3 番 2 5 号
氏 名	株式会社ウォーターエージェンシー 代表取締役社長 榊原 秀明 ㊞

災害時における下水道電気設備の応援協定に関する協定書

富士市（以下「市」という。）と株式会社東芝 静岡支店（以下「協力者」という。）は、協力者が平成 27 年 5 月 8 日付で提出した「富士市下水道電気設備の災害協力行動の提案」に基づく災害復旧活動を実施することに関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第 1 条 市は、富士市内に地震被害、風水害及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれのあるときは、協力者に対し、協力者が施工した下水道電気設備の被害状況調査、応急復旧作業及び災害の状況に応じた災害復旧活動（以下「復旧活動」という。）の実施について、協力を要請するものとする。

2 市は、協力者に対し前項の協力を要請するときは、復旧活動日時、復旧活動場所、復旧活動内容及びその他必要と認める事項に関して、要請書（第 1 号様式）をもって要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力）

第 2 条 協力者は、前条の協力要請があったときは、復旧活動に従事し、資機材、車両及び労力の提供を行うものとする。

（協力体制の整備）

第 3 条 協力者は、第 1 条に規定する復旧活動を実施するため、毎年 4 月 1 日現在の協力体制、緊急時の連絡体制、資機材及び車両等の一覧表を市に提出するものとする。

2 協力者は、前項の一覧表において変更があった場合は、遅滞なく文書により市に届け出るものとする。

（活動の実施）

第 4 条 協力者は、第 1 条の協力要請を受けたときは、速やかに指定の集合場所に出勤し、市の職員の指示に基づき、復旧活動を実施するものとする。

（活動報告）

第 5 条 協力者は、復旧活動を行った場合は、速やかに市に対し報告書（第 2 号様式）をもって報告するものとする。

（費用の負担）

第 6 条 市の要請により、協力者が復旧活動に要した費用は、市の定める基準により、市が負担するものとする。

（費用の支払い）

第 7 条 市は、第 5 条の報告書を確認し、適正と認めたときは、協力者の請求により、前条の費用を支払うものとする。

（労災補償）

第 8 条 復旧活動により協力者の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、協力者の労災保険等により補償するものとする。

（定めのない事項の処理）

第 9 条 この協定に定めのない事項については、市、協力者協議の上、処理するものとする。

（有効期間）

第 10 条 この協定は、協定の成立の日から実施し、期間は協定の成立の日から 1 年とする。ただし、この協定の満了前日までに市又は協力者から協定解除の申し出がないときは、さらに 1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、市、協力者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 27 年 6 月 22 日

市 静岡県富士市青島町 191 番地
富士市長 小長井 義正

協力者 静岡県静岡市葵区追手町 3－11
（静岡信用日生ビル）
株式会社東芝 静岡支店

富士市下水道電気設備の災害協力行動の提案

1. 協力者：株式会社東芝 静岡支店
2. 協定者：富士市（富士市下水道事業）
3. 想定災害：地震災害ほか、津波、風水害、火山活動その他の自然災害など。
4. 目的：保安処置及び応急復旧作業の協力とする。
5. 協力内容
 - ・警戒宣言時における基幹施設の点検及び保安処置
 - ・下水道電気設備の被害状況調査、応急復旧作業
 - ・復旧資機材の提供協力
6. 対象設備：主に(株)東芝が施工した電気設備
 - ・対象機場
 - 1) 富士市西部浄化センター
 - 2) 富士市東部浄化センター
 - ・対象機器
 - 1) 受変電設備、自家発電設備
 - 2) 監視制御設備
 - 3) 運転操作設備
 - 4) ポンプ動力設備 ほか
 - ・その他、市の要請する電気設備等についても臨機応変に対処する。
7. 業務体制
 - ・(株)東芝 静岡支店に窓口を設置、大規模災害時は本社に災害対策室を設置する。
 - ・地震等発生に伴う災害が発生した時は、速やかに協力体制を図り最優先で協定者の災害協力業務を行う。
 - ア) 日常勤務時間および勤務時間外においても災害発生時は、静岡支店に災害対応窓口を設置する。
 - イ) 社内及び協力会社の安全等を確認し、速やかに協力体制を構築する。
 - ・地震災害に関する警戒宣言発令時及び震度 6 強以上の地震発生時においては直ちに災害窓口を設置し協力体制を図る。
8. 協力体制
 - ・窓 口：(株)東芝 静岡支店 静岡市葵区追手町 3-1-1
 - ・社内協力業者：東芝電機サービス 静岡市葵区追手町 3-1-1
 - ・社内協力業者：東芝プラントシステム 川崎市
 - ・社内協力業者：富士市内に協力会社を設定
9. 連絡体制（要請手続きなど）：連絡体制一覧表[緊急時連絡先]を参照
 - ・電話番号：054-273-4515
 - ・FAX：054-255-3639
 - ・その他：衛星電話、電子メール 等

10. 業務の要請、出動
 - ・日時、場所、内容及びその他必要と定める事項を記載した書面で要請を受ける。
 - ・緊急時は口頭依頼でも良いとし、追って書面要請書を受ける。
 - ・協力要請を受けたときは、速やかに協力体制を整え指定の集合場所に出動する。
11. 連絡不通時出動
 - ・地震災害に関する警戒宣言発令時及び震度 6 強以上の地震が発生し市と連絡不通時は要請が無くとも技術者をあらかじめ指定された場所に出動させる。
12. 費用の負担：協力費用は市の負担とする。
 - ・費用は次のときに発生する。
 - ア) 市の要請により協力者の作業員が現地に出動し業務を実施したとき。
 - イ) 市の要請により協力者が復旧資機材の提供協力したとき。
 - ・作業を伴わない被害状況の確認、情報収集及び上記 1-1 項の連絡不通時出動は協力者の費用とする。
 - ・項目 1-6 の日常の災害予防協力は協力者の負担とする。
13. 業務の実施：報告書の提出
 - ・作業後、市指定様式の書面にて報告書を提出する。
 - ・作業中において市職員の立会がないときは定期的に報告する。
14. 被害が生じた時の措置
 - ・市の指示のもと復旧順位により実施する。
15. 災害補償
 - ・協力者の労災保険等により補償する。
16. 日常の災害予防協力
 - ・災害時の緊急時操作マニュアルや点検マニュアルの作成など協力する。
17. 本提案書は協定書の補足資料とし、変更があれば直ちに報告する。

報告日 平成 27 年 5 月 8 日

静岡市葵区追手町 3-1-1
報告者 株式会社 東芝 静岡支店
支店長 小 暮 明

担 当 静岡水・環境システム課
菅原 孝志

電 話 054-273-4515

富士市下水道電気設備に関する災害協力行動の提案

株式会社東芝 静岡支店（以下、「協力者」という。）は、富士市（以下、「協定者」という。）に対して、協力者及び協定者間で平成 27 年 6 月 22 日に締結された「災害時における下水道電気設備の応援協力に関する協定書」以下、当該協定書に付随して締結される覚書等を含めて、「協定書」という。）に関する具体的協力行動等を定めることを目的として、以下の通り、この提案書（以下、「本提案書」という。）によりご提案致します。

1. 総則

- (1) 本提案書は協定書の補足資料とし、内容においては協定者と協議の上変更することができる。本提案書を変更した場合、協力者は遅滞なく協定者に変更した提案書を送付する。
- (2) 本提案書に定めるものを除いては、協定書の内容はなんら変更されない。
- (3) 本提案書に定めるものを除いては、用語の定義は協定書の定めるところによる。
- (4) 本提案書は提案日より有効とし、協定書が効力を失うと同時に本提案書もその効力を失う。

2. 協力内容

(1) 復旧活動の内容

① 対象設備

復旧活動の対象は、以下の㈱東芝が施工した電気設備とする。但し、別途協定者が要請を行った場合は、協力者は可能な限りこれに応じる。

ア 対象機場

- ・ 富士市西部浄化センター
- ・ 富士市東部浄化センター

イ 対象機器

- ・ 受変電設備、自家発電設備
- ・ 監視制御設備
- ・ 運転操作設備
- ・ ポンプ動力設備

② 受入準備

災害が発生した場合又は警戒宣言発令等により災害の発生が具体的に予見された場合、協力者は窓口を設置し、協定者の要請受入準備を行う。大規模災害時には、協力者の本社に設置される災害対策室と適宜連携を取る。

③ 非常災害時の受入準備

前号の場合において、暴風雨時等における非常災害（河川の洪水やはん濫警戒、内水位災害等をいう。）の発生が特に想定される場合は、協力者は対象設備への雨水流入による浸水被害をも想定して、要請受入準備を行う。

④ 協力要請の方法

ア 協定者は、協力者に協力を要請する場合は、協力が必要な日時、場所、対象、復旧させるべき設備の優先順位その他協力者の活動に必要な事項をメール又は書面により協力者に通知する。

イ 前項の通知は、メール又は書面を作成する暇のない緊急時には口頭による要請でも足りる。この場合、協定者は事後に遅滞なく書面により要請する。

⑤ 協力業務

協定者からの要請があった場合、協力者は対象設備に関して以下の復旧活動を行う。

- ・ 基幹施設の点検及び保安処置
- ・ 下水道電気設備の被害状況調査、応急復旧作業
- ・ 復旧資機材の提供

⑥ 連絡不通時出動

地震災害に関する警戒宣言発令がなされた場合又は震度 6 強以上の地震が発生した場合において、協定者の具体的指示権限を持つ者と連絡が取れないときは、協力者は協定者からの要請が無くとも協力者の技術者を協定者があらかじめ指定した場所に出動させる。

(2) 復旧活動の協力体制

- ・ 窓 口 : ㈱東芝 静岡支店 静岡市葵区追手町 3－11
- ・ 社内協力業者：東芝電機サービス 静岡市葵区追手町 3－11
- ・ 社内協力業者：東芝プラントシステム 川崎市
- ・ 社内協力業者：富士市内に協力会社を設定

(3) 日常の災害予防協力

協定者は、具体的に災害発生が予見されない場合であっても、日常の災害予防協力として、災害時の緊急時操作マニュアルや点検マニュアルの作成などに協力する。

2. 協力者の報告

- (1) 協力者が協定者の職員の立会がなく復旧活動を行う場合は、適宜進捗状況を協定者に報告する。
- (2) 協力者が復旧活動を行いこれが終了した場合、協定者指定様式の書面にて協定者に報告書を提出する。

3. 費用の負担

協定書第 6 条の規定にかかわらず、以下の各号に定める費用は、協力者の負担とする。

- ① 作業を伴わない被害状況の確認、情報収集に要した費用
- ② 連絡不通時出動に要した費用
- ③ 日常の災害予防協用に要した費用

提案日 平成27年12月11日

報告者	静岡市葵区追手町3-11
	株式会社 東芝 静岡支店
	支店長 小 暮 明
担 当	静岡水・環境システム課 菅原 孝志
電 話	054-273-4515

広域物資拠点の代替・補完施設に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）、富士市（以下「乙」という。）及び富士中央青果株式会社（以下「丙」という。）との間に、大規模災害時に緊急に必要な食料や生活必需品等の荷さばき及び輸送を行う広域物資拠点の代替・補完施設（以下「代替・補完施設」という。）として、岳南富士地方卸売市場（以下「卸売市場」という。）を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 丙は、大規模災害時において、卸売市場を広域物資拠点の代替・補完施設として甲及び乙に使用させるものとする。ただし、被災等により甲の定める広域物資拠点の使用ができない場合及び運営に支障が生じた場合に限る。

（要請）

第2条 甲及び乙は、卸売市場を使用する場合は、別紙1の文書をもって丙に要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（承認）

第3条 丙は、前条の規定による要請を受けたときは、卸売市場の用途又は目的を妨げない限度において、別紙2の使用承認書を甲及び乙に交付して、その使用を承認するものとする。ただし、文書をもって承認するいとまがないときは、電話等で承認し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（期間）

第4条 卸売市場の使用の期間は、30日以内とする。ただし、必要により、甲、乙及び丙が協議の上、期間の延長ができるものとする。

2 甲及び乙は、卸売市場の使用を終了したときは、速やかに丙に対しその旨を文書で報告するものとする。

（現状変更の制限）

第5条 甲及び乙は、卸売市場を使用するに当たっては、丙の承認を得なければ卸売市場の現状を変更することができないものとする。

（原状回復義務）

第6条 甲及び乙は、使用の期間が満了したとき又は使用承認が取り消されたときは、卸売市場を原状に回復して返還しなければならないものとする。

（運営への協力）

第 7 条 丙は、甲及び乙の要請に基づき、卸売市場の付帯設備や機器の使用及びそれらの操作者の派遣に関して、可能な限り協力するものとする。

（費用の負担）

第 8 条 卸売市場、その他付帯設備及び機器の使用等に要した費用は、原則として甲及び乙の負担とする。ただし、丙が特に必要ないと認めるときは、この限りではない。

2 前項の費用については、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（承認の取消）

第 9 条 丙が対象施設を使用する必要が生じたとき又は甲若しくは乙にこの協定に違反する行為があると認められるときは、丙は、使用承認を取り消すことができる。

（有効期間）

第 10 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の 1 月前までに、甲、乙又は丙のいずれかの者が書面をもってこの協定を終了する旨の意思表示をしない限りは、期間満了の翌日から起算して 1 年間、更新されるものとし、それ以降も同様とする。

（定めのない事項）

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

上記協定の成立を証するため、この協定書 3 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 年 月 日

（甲） 静岡市葵区追手町 9 番 6 号
静岡県知事 川勝 平太

（乙） 静岡県富士市永田町 1 丁目 100 番地
富士市長 小長井 義正

（丙） 静岡県富士市田島 100 番地
富士中央青果株式会社
代表取締役 坂野 友廣

災害時被災者支援活動に関する富士市と静岡県弁護士会との協定書

富士市（以下「甲」という。）と静岡県弁護士会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法第 2 条第 1 号の災害（以下「災害」という。）が発生し、甲が、同法第 2 3 条の 2 の規定に基づき富士市地域防災計画の定めるところにより災害対策本部を設置した場合（以下「災害時」という。）において、乙が実施する被災者法律相談等の被災者支援活動（以下「被災者支援活動」という。）の事前準備及び取扱等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時において被災者を支援するため、甲の要請に基づき、乙が被災者に対して行う被災者支援活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（被災者支援活動従事者の派遣）

第 2 条 乙は、甲から被災者支援活動実施の要請を受けた場合、速やかに乙及び他弁護士会所属弁護士の中から被災者支援活動担当者を選出し、派遣するものとする。

（実施期間）

第 3 条 被災者支援活動の実施期間は、甲乙協議して定めるものとする。

（被災者支援活動担当者の業務）

第 4 条 被災者支援活動担当者は、乙が定める災害マニュアル第 3 8 条に基づく被災者法律相談その他の被災者支援活動を実施するものとする。

2 乙は、甲に対し、被災者の被災により発生する法的問題についての解決支援に資する目的のため、甲の求めに応じ、前項の被災者支援活動の実施状況を適宜報告するものとする。

（要請手続及び広報）

第 5 条 甲が乙に対し、被災者支援活動を要請する場合には、派遣日、派遣時間及び派遣場所その他必要事項等を明らかにした別紙「弁護士派遣要請書」（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに要請書を送付するものとする。

2 乙は、前項に規定する要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、回答書を甲に通知するものとする。

3 甲は、乙が実施する被災者法律相談の開催場所及び開催日時を、可能な限り広報するものとする。

（事前協議）

第 6 条 甲及び乙は、災害時において実施する被災者支援活動を円滑かつ効果的に行えるよう、平時において次に掲げる資料を相互に提供するとともに、必要に応じて、継続的に協議を行うものとする。

(1) 地域防災計画

- (2) 被害想定資料
 (3) その他必要な資料
 (災害時 Q & A 集の活用等)

第 7 条 甲及び乙は、被災者に対し災害時に必要な情報を効果的に提供するため、乙が作成する災害時 Q & A 集（静岡県弁護士会ニュース）の活用並びに市民及び甲職員等への周知について、相互に協力するものとする。

（有効期間）

第 8 条 本協定は、締結日から効力を有するものとする。

2 本協定の有効期間は、協定の効力発生の日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲または乙から文書により相手方に対して異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間本協定を延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第 9 条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して解決するものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通ずつを所持する。

平成 2 8 年 1 1 月 9 日

（甲） 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地
 富士市長
 小長井義正

（乙） 静岡市葵区追手町 1 0 番
 静岡県弁護士会長
 洞江 秀

災害時における量の提供等に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と 5 日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他大規模災害が発生した又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）における量の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時に、甲の要請に応じ、乙が避難所等で使用する量を提供することにより、避難所等における生活改善等を目的とする。

（要請）

第 2 条 災害時において、量を必要とするときは、甲は乙に対し、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、緊急の場合、要請がなくても協力できるものとする。

（協力内容）

第 3 条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、量の提供に努めるものとする。

2 次に掲げる作業については、その都度甲乙協議の上、協力して行うものとする。

（1）乙は、量の調達を行う。

（2）乙は、避難所等までの量の輸送を行う。

（3）甲は、利用後の量の処分を行う。

（費用の負担）

第 4 条 乙が甲に提供する量に係る費用は無償とし、その他量の提供にあたり生じる費用は、甲乙協議して、定めるものとする。

（情報交換）

第 5 条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素より情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第 6 条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を別途定めるものとする。なお、連絡先等の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（協議）

第 7 条 この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期限）

第 8 条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協議の解除を通知しない限り、その効力を維持するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 2 9 年 3 月 2 3 日

(甲) 富士市永田町一丁目 1 0 0 番地

富 士 市 長

(乙) 静岡県静岡市駿河区登呂一丁目 1 7 番 2 号

5 日で 5 0 0 0 枚の約束。プロジェクト実行委員会

東海地区委員長

《富士市との連絡窓口店》

静岡県富士市石坂 2 0 2 番地の 7

田中豊工業 田中 秀幸

災害時における避難所用電器資機材等の設置支援に関する協定書

富士市（以下、「甲」という。）と静岡県電機商業組合富士支部（以下、「乙」という。）とは、災害が発生し、甲により避難所が設置されたとき、避難所における情報収集や避難生活が長期化した際の環境向上のために必要となる電器資機材の調達及び設置の支援について、次のとおり協定する。

（対象災害）

第 1 条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）

第 2 条第 1 号に定めるものとする。

（要請及び要請に基づく乙の措置）

第 2 条 甲が開設した避難所において、テレビ等の電器資機材の必要性が生じたときは、第 1 号様式により乙に対して協力を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項に規定する要請を受けた電器資機材の設置が完了したときは、速やかに第 2 号様式により甲に報告するものとする。

（業務範囲）

第 3 条 甲の要請により乙が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- （1）電器資機材（テレビ・冷暖房器具・洗濯機等）の調達
- （2）前条に掲げる避難所への電器資機材の設置
- （3）同条第 1 号に掲げる電器資機材の設置に必要なケーブル等の敷設
- （4）その他甲が必要と認める業務

（対応体制の整備等）

第 4 条 乙は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制の確保に努める。

2 乙は、前項の体制の確保に資するため、平常時から、連絡体制、連絡方法、連絡手段、業務責任者等を定め、業務に支障をきたさないよう連絡調整に努める。

（訓練協力）

第 5 条 乙は、甲の実施する防災訓練等に参加を要請された場合は、必要により協議のうえ、これに協力するものとする。

（費用負担）

第 6 条 第 3 条に規定する業務にかかる費用については、甲の負担とする。また、電器資機材については、原則借り上げとするが、緊急に借り上げることが困難な場合、あるいは、借り上げ費より購入費が安価な場合は購入するものとする。また、その費用

については、災害発生時の直前における当該地域の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(損害補償)

第 7 条 甲の要請により、第 3 条各号に掲げる業務に従事した者が当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害賠償は、労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）により行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法が適用されない場合は、甲乙協議のうえ行うものとする。

2 乙は、前項の事実が発生したときは、速やかにその状況を書面により甲に報告するものとする。

(有効期間)

第 8 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、協定期間満了の 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定の解除、変更等について申し出がないときは、この協定は期間満了の翌日から起算してさらに 1 年間延長するものとし、以後同様とする。

(その他)

第 9 条 この協定に定めがない事項、又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日

甲	富士市永田町 1 丁目 100 番地 富士市長
乙	富士市今泉 5 丁目 8 番 10 号 静岡県電機商業組合富士支部 支部長

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）は、第 1 条第 1 項第 1 号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第 2 条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

(目 的)

第 1 条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第 2 条第 1 項に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したとき又は災害対策本部運営訓練（以下「防災訓練」という。）実施時の、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定める。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、防災力の向上に努める。

(定 義)

第 2 条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、富士市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、富士市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

(地図製品等の供給の要請等)

- 第 3 条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
- (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

- 第 4 条 乙は、第 3 条第 1 項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第 5 条 甲は、災害対策本部を設置したとき又は防災訓練実施時は、災害応急対策、災害復旧・復興及び防災訓練にかかる資料として、第 3 条又は第 4 条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中又は防災訓練実施時の閲覧
 - (2) 災害対策本部設置期間中又は防災訓練実施時、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第 1 項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第 6 条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第 7 条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から 1 年間とする。但し、当該有効期間満了の 3 ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に 1 年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第 8 条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 29 年 6 月 20 日

甲) 静岡県富士市永田町 1-100
富士市長
小長井 義正

乙) 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-13-13
株式会社ゼンリン
神奈川・静岡エリア統括部
部長 佐々木 斉
上記代理人
静岡県駿東郡清水町伏見 614-11
株式会社ゼンリン東海
代表取締役社長 石原 拓也

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

(定 義)

第 1 条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

- (1) 「ID 等」
本サービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいいます。
- (2) 「アクセス権者」
対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。
- (3) 「対象機器」
甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。
- (4) 「本サービス」
乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。
- (5) 「本システム」
本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。
- (6) 「本データ」
本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第 2 条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第 3 条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第 4 条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第 5 条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

- (1) 対象機器上で閲覧すること。
- (2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器に PDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。
- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第 6 条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

資料 8－52

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

災害時における施設利用に関する協定書

信栄製紙株式会社（以下「甲」という。）と富士川地区区長会（以下「乙」という。）及び富士市（以下「丙」という。）は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、地区住民及び帰宅困難者等（以下「住民等」という。）が緊急に待避しなければならないときに、甲が所有する施設（以下「いつとき待避所」という。）を住民等が一時的に使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 乙及び丙は、甲が所有する次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）をいつとき待避所として、甲の使用に支障の無い範囲において、住民等が使用できるものとする。

- | | |
|------------|--|
| (1) 所在地 | 富士市中之郷 575 番 1 |
| (2) 所有者 | 信栄製紙株式会社 |
| (3) 名 称 | 信栄製紙株式会社 富士工場 |
| (4) 構造・面積等 | 鉄骨造 2 階建て、延床面積 23,708.4 m ²
(内いつとき待避所提供分約 300 m ²) |
- 但し、待避する人員が多いときには、工場内の安全な場所についても提供することができるものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、災害が発生し、又は発生する恐れがある時から、甲乙丙がいつとき待避所としての役割の終了を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 乙は、対象施設をいつとき待避所以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条 対象施設の使用料は、無料とする。

（原状回復義務）

第5条 乙及び丙は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、災害により被災した部分を除くものとする。

2 住民等が対象施設をいつとき待避所として使用した場合において、やむを得ず破損した施設等の回復に要する費用については、甲乙丙が協議して定めるものとする。

（利用者責任）

第6条 甲はいつとき待避所に住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

2 待避の際に必要な用具がある場合は各自持参するものとする。

(相互協力)

第 7 条 甲と乙は、災害が発生し、又は発生するおそれがある時、住民等の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努めるものとする。

(いつとき待避所の公開)

第 8 条 甲はいつとき待避所としてウェブサイト等を用いて公開すると共に住民に対して周知するものとする。

(有効期限)

第 9 条 この協定は、平成 27 年 7 月 3 日からその効力を有するものとし、甲乙丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(その他)

第 10 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙で署名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

2015 年（平成 27 年）7 月 3 日

甲	信栄製紙株式会社 代表取締役社長	黒 崎 暁
乙	富士川地区区長会 会 長（相生町）	斎 藤 臣 弘
	副会長（舟山町）	花 田 偉 男
	副会長（中之郷川坂）	若 月 正 人
	副会長（大楽窪）	北 澤 洋 一
	東町 1 区区長	曾 我 進
丙	富士市長	小長井義正

災害に係る情報発信等に関する協定

富士市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第 1 条（本協定の目的）

本協定は、富士市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、富士市が富士市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ富士市の行政機能の低下を軽減させるため、富士市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第 2 条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、富士市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、富士市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、富士市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 富士市が、富士市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 富士市が、富士市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 富士市が、災害発生時の富士市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 富士市が、富士市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて富士市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 富士市が、富士市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 富士市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、富士市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

資料 8－5 4

減災を目的とした防災ARに関する協定書

第 3 条（費用）

前条に基づく富士市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第 4 条（情報の周知）

ヤフーは、富士市から提供を受ける情報について、富士市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第 5 条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、富士市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第 6 条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第 7 条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、富士市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、富士市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2015 年 8 月 11 日

富士市：富士市永田町 1 丁目 100 番地

富士市長 小長井 義正

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮 坂 学

富士市（以下「甲」という。）および一般社団法人全国防災共助協会（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第 1 条（本協定の目的）

甲及び乙は協働して、災害時の減災を目的に、市民に対し、市内の気象情報、地震津波情報及び災害時避難場所など、必要な防災情報の提供を行うと共に、平常時からの防災意識の向上を図る取組みを行うため、本協定を締結する。

第 2 条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。
 - (1) 甲が、市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、甲乙が協力し、ステッカーを配布し、端末装置（スマートフォン）にて利用される防災ARシステム（以下「本システム」という）にて、これらの情報を平常時から掲載するなどして、一般に広く周知する。
 - (2) 乙は、甲に、災害時の市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報、及び、被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報、必要な救援物資に関する情報などを市民に広く周知させる事ができる本システムを提供する。
 - (3) 乙が提供する本システムは、甲の市民に対して、平常時は防災への備蓄を施し、災害時には、現時点からの最寄りの避難場所へ誘導する情報を提供する。
2. 前項各号の取組みの具体的な内容及び方法については、災害の状況等を考慮に入れ、甲および乙の両者の協議により決定するものとする。
3. 甲および乙は、第 1 項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
4. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。
5. 本システムは、あくまで情報の提供が主であるが、利用状況下が災害時である為、情報の信頼性、本システムの可動に関して甲乙は責任を負わない。また利用者にもその旨を利用規約にて明記する。
6. 本システムにより、広告情報を提供する場合は、別途、「広告掲載要綱」等を取り決め、その内容を満たすものとする。

第 3 条（責任の範囲）

1. 甲及び乙は、前条の取組みに関し、第三者からの苦情及び何らかの問題（以下「苦情等」という。）が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとする。
2. 甲は、乙に提供した情報に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。
3. 乙は、前項以外の本システムに係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。
4. 本システムの窓口は乙とする。

第 4 条（費用）

前条に基づく 甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第 5 条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第 6 条（本協定の公表）

本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第 7 条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から 1 年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第 8 条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2014年9月1日

甲 静岡県富士市永田町1-100
富士市長 小 長 井 義 正

乙 滋賀県大津市一里山1-16-1
一般社団法人 全国防災共助協会
代表理事 池 光 博 明

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

富士市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 本覚書は、災害発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 本覚書に規定する「災害発生時」とは、大規模災害時等の発生により静岡県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、あらかじめ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第 3 条 甲は、本覚書に基づき、災害発生時に速やかに利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第 4 条 甲は、特設公衆電話の新規配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に速やかに利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 前項に規定する屋内配線が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、修復に係る費用は、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の新設）

第 5 条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を「別紙 1 の 1」、「別紙 1 の 2」に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第 6 条 甲は、特設公衆電話の新設された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第9条 特設公衆電話の利用の開始は乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、甲と乙の双方で連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

（特設公衆電話の利用）

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用の終了を通知する前に、避難場所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（目的外利用の禁止）

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験、防災訓練及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

（協議事項）

第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成27年 月 日

（甲） 富士市永田町1丁目100番地
富士市長 小長井義正 印

（乙） 静岡市葵区城東町5番1号
西日本電信電話株式会社 静岡支店
支店長 相浦司 印

大規模災害時における鍼灸・マッサージ施術等の支援に関する協定

富士市（以下「甲」という。）、公益社団法人静岡県鍼灸マッサージ師会富士市地方師会（以下「乙」という。）、及び、公益社団法人静岡県鍼灸師会東部支部（以下「丙」という。）は、富士市内に大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者への鍼灸・マッサージ施術等を実施するため、相互協力の精神に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲の要請に基づき乙及び丙が実施する鍼灸・マッサージ施術等に関し、被災者の支援に大きく寄与できるよう、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第 2 条 甲は、災害時に富士市災害対策本部を設置した場合で、被災者の健康管理のため鍼灸・マッサージ施術等が必要であると判断したときは、乙及び丙に対して協力を要請するものとする。

（鍼灸・マッサージ施術等の範囲）

第 3 条 前条の規定による甲の要請により、乙及び丙が行う鍼灸・マッサージ施術等は、次に掲げる業務とする。

- （1）避難所及び甲が必要とする場所における鍼灸・マッサージ施術
- （2）避難所及び甲が必要とする場所におけるエコノミークラス症候群等の予防指導
- （3）災害対応従事者の疲労回復の支援
- （4）前 3 号に定めるもののほか、甲が必要と認める業務

（要請手続き等）

第 4 条 第 2 条の要請は、「大規模災害時支援協力要請書（様式第 1 号）」（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、当該要請書により要請することができないときは、電話及び対面により要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

2 震度 6 弱以上の地震が発生した場合において、甲から要請の連絡がない場合には、乙及び丙は、甲へ電話連絡又は災害対策本部に出向き、要請の要否を確認するものとする。

3 乙及び丙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲でその要請を実施するための措置を行うとともに、その実施結果を「鍼灸・マッサージ施術等実施結果報告書（様式第 2 号）」により甲に報告するものとする。

（災害時の体制整備等）

第 5 条 乙及び丙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙及び丙は、前条の要請を実施できる体制を確保するため、連絡体制、連絡方法、連絡手段及び担当責任者について、平時から共有するものとする。

3 乙及び丙は、甲から要請を受けた場合において、乙及び丙のみでは対応できないときは、乙及び丙の関係団体への支援の要請に努めるものとする。

（費用負担）

第 6 条 第 3 条に規定する鍼灸・マッサージ施術等で必要となる人件費及び物件費は、原則、乙及び丙が負担するものとする。ただし、乙及び丙の実費の負担が非常に大きい場合には、甲乙丙協議のうえ、甲に負担を求めるものとする。

（被災者の負担）

第 7 条 甲の要請に基づく鍼灸・マッサージ施術等は無料とし、被災者は負担を負わないものとする。

（情報の交換）

第 8 条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく業務が円滑に行えるよう定期的に市内の指定避難所、福祉避難所の位置及びその他必要な情報を共有するものとする。

（損害補償）

第 9 条 甲の要請に基づく鍼灸・マッサージ施術等を行う際に、乙及び丙の会員が死亡し、負傷し又は疾病にかかった場合における災害補償については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 10 条 この協定の有効期間は、協定の締結日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間終了の 1 ヶ月前までに、甲、乙又は丙から何らかの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第 11 条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保管する。

平成 2 9 年 1 0 月 1 9 日

（甲） 富士市永田町 1 丁目 100 番地
富士市長 小長井 義正

（乙） 富士市本市場 422-10
公益社団法人 静岡県鍼灸マッサージ師会富士市地方師会
会 長 宮本 孝之

（丙） 駿東郡清水町伏見 14-12
公益社団法人 静岡県鍼灸師会東部支部
支部長 鈴木 光一郎

災害時における無人航空機による活動に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と企業組合フジヤマドローン（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害、その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、市内における被害の軽減及び早急な復旧復興に資するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害が発生した場合に、無人航空機による災害情報の収集等の活動に関し、甲が乙に協力要請をする場合の必要な事項を定めるものとする。

（活動内容）

第 2 条 活動の内容は、次に掲げる項目とする。

- （１）空撮画像の提供等による被害状況の調査に関すること
- （２）救助活動における必要な情報収集に関すること
- （３）応急物資（医薬品、応急用資機材、食糧等）の運搬に関すること
- （４）前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（要請手続き）

第 3 条 甲は、災害時において、乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対し無人航空機による活動要請書（別記様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、口頭で要請し、その後速やかに同要請書を提出するものとする。

（要請に基づく活動の実施）

第 4 条 甲は、乙が要請に基づく活動を円滑に実施されるよう必要な処置を講ずるものとする。

（報告）

第 5 条 乙は、要請に基づく活動を実施した際、当該活動の完了後速やかに、実施した内容を甲に報告するものとする。

（連絡窓口）

第 6 条 災害時等に甲と乙が連絡を取り合う際は、それぞれの代表者が予め定める者を通じて行うこととする。

（活動に要する費用負担）

第 7 条 この協定に基づき乙が実施した活動に要した費用については、当該災害の直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定し甲が支払うものとする。

（補償）

第 8 条 この協定に基づく協力に伴い、明らかに甲の責任に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙に損害が生じたときは、甲がこれを負担する。

２ この協定に基づく協力に伴い、明らかに乙の責任に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙に損害が生じたときは、乙がこれを負担する。

３ この協定に基づく協力に伴い、甲乙いずれの責にも帰することができない原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙に損害を生じたときは、乙はその事実を遅滞なく甲に報告するとともに、その負担については、甲乙協議の上、決定する。

（平常時における協力体制）

第 9 条 災害時に相互協力が円滑に行えるよう、平常時において、甲の要請により活動できる内容及び連絡体制を乙に照会するものとする。

また、連絡会議を開催するなどして、情報の共有等の交流その他防災に関する相互協力を積極的に進めるよう努める。

（協定期間）

第 1 0 条 この協定期間は、平成 2 9 年 1 0 月 1 7 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までとし、期間満了 1 ヶ月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示が無い場合は、期間満了の翌日より 1 年間延長し、その後も同様とする。

（協議）

第 1 1 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、それぞれ各 1 通を保有するものとする。

平成 2 9 年 1 0 月 1 7 日

（甲） 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地
富士市長 小長井 義正

（乙） 富士市中柏原新田 1 0 6 番地の 3
企業組合フジヤマドローン
代表理事 望月 紀志

災害時における飲料水等の供給に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と旭化成株式会社（以下「乙」という。）は、富士市内における地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、市民の飲料水等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第 1 条 甲は、災害時において市民の飲料水等の確保を図る必要があると認めたときは、乙に対し、乙が運営管理する専用水道設備（以下「専用水道設備」という。）により得られる水（以下「処理水」という。）の提供を要請することができるものとする。なお、要請の方法は、飲料水供給要請書（別記様式）によるものとするが、緊急を要する場合においては口頭で要請し、その後速やかに同要請書を提出するものとする。

（要請に対する協力）

第 2 条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、専用水道設備が毀損した場合、専用水道設備の運転に要する原水又は用役の供給が困難な場合、専用水道設備に要する人員の確保が困難な場合、又は乙の業務の継続に重大な支障が生じている場合その他乙が当該要請に応じることが困難な事情が存しない限り、速やかにこれに応じ、可能な範囲において協力するものとする。

2 本協定書に従い乙が甲に提供する処理水の対価は無償とする。

（飲料適性の判断）

第 3 条 処理水が飲料水として適するかどうかについては、甲が判断するものとする。なお、乙は、甲の要請を受けた場合には、乙が専用水道設置者として実施している水質に関する下記検査データを甲に提供するものとする。ただし、甲の判断により下記以外の検査データを必要とする場合は、甲が自ら検査を行う。

- (1) 直近の処理水 5 0 項目分析結果
- (2) 直近の処理水 9 項目分析結果（一般細菌、大腸菌、色度、濁度、臭気、味、pH、塩素イオン、有機物（TOC））
- (3) 直近の処理水 3 項目分析結果（色度、濁度、残留塩素）
- (4) 要請を受けた後、測定した処理水 3 項目の分析結果

（飲料水等の提供）

第 4 条 乙は、処理水を以下に定める給水地で提供するものとする。

給水地：旭化成江川区緊急時応急給水スポット
富士市川成島 9 5－1 内

- 2 提供開始時期は平成 3 0 年 5 月を目途とするが、具体的には別途、甲乙間で協議し決定する。
- 3 市民への給水活動は甲が行うものとする。ただし、給水活動について甲が乙に協力を要請した場合、乙は、当該要請に応じることが困難な事情が存しない限り、可能な範囲において協力するものとする。

（連絡体制）

第 5 条 災害発生時に本協定を円滑に実行するための連絡窓口は、甲にあっては災害対策本部、乙にあっては富士総務部とし、相互に連絡できる体制を構築する。

（業務の終了）

第 6 条 本協定による乙の協力業務の終了は、乙が甲と状況を協議した上で、決定するものとする。

（市民からの異議訴え等）

第 7 条 本協定に関して、市民から何らかの請求又は訴えがなされた場合、甲はこれを処理し、解決する。

（協議事項）

第 8 条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定める。

（有効期間）

第 9 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の 1 か月前までに、甲及び乙のいずれも書面による本協定終了の申し出を行わないときは、期間満了の日の翌日から 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 前項の定めにかかわらず、乙が専用水道設備の運転を終了した場合、又は専用水道設備が回復不能な程度に毀損・滅失するなど、乙が専用水道設備の運転を継続することが困難となった場合は、乙が甲に対し、その旨を書面にて通知した時点で本協定は終了するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 2 9 年 9 月 6 日

甲 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地

富 士 市 長 小長井 義正

乙 富士市鮫島 2 番地の 1

旭化成株式会社
富 士 支 社 長 岡村 一

別記様式（第 1 条関係）

飲 料 水 供 給 要 請 書

旭化成株式会社富士支社

支社長

様

富士市長

印

災害時における飲料水の供給に関する協定書第 1 条の規定に基づき、飲料水の提供を要請します。併せて検査データの提出を依頼します。

1 供給開始予定日 平成 年 月 日

2 提出書類 検査データ（第 3 条関係）

一 般 廃 棄 物 処 理 に 関 す る 災 害 時 等 の
相 互 援 助 に 関 す る 協 定 書

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この協定は、災害等により自助努力の限度を超えて一般廃棄物の適正な処理に支障が生じ、又は生じることが予想される場合において、静岡県内の市町村等が相互に援助することにより、一般廃棄物の適正な処理に係る事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に規定する災害(以下「災害」という。)並びに一般廃棄物の処理施設等の事故及び故障をいう。

2 この協定において「市町村等」とは、静岡県内の市町村及び一般廃棄物の処理を行う一部事務組合をいう。

3 この協定において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。

4 この協定において「援助」とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 施設又は業務の提供又はあっせん

(2) 一般廃棄物の処理に必要な職員等の派遣等

(3) 一般廃棄物の処理に必要な物資等の提供又はあっせん

(4) 前 3 号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理に関し特に必要な事項

5 この協定において「要請市町村」とは、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、又は生じることが予想されるため、他の市町村等に援助の要請を行う市町村等をいう。

6 この協定において「受託市町村」とは、要請市町村からの援助の要請を受託し、援助を行う市町村等をいう。

7 この協定において「圏域」とは、別表の左欄に掲げる圏域名ごとに、同表の右欄に掲げる構成市町村等で構成される区域をいう。

（適用区域）

第 3 条 この協定の適用区域は、市町村等の区域とする。

第 2 章 援助の手続き

（援助要請）

第 4 条 市町村等は、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、又は生じることが予想されるときで、自己の保有する一般廃棄物処理施設、収集・運搬車両、資機材等では一般廃棄物の適正な処理が困難であると判断した場合には、自らが所属する圏域の他の市町村等に対し援助を要請することができる。ただし、特に必要と判断したときは、他の圏域に属する市町村等にも援助を要請することができる。

2 前項の規定による要請を行った市町村等は、その旨を静岡県(以下「県」という。)に報告するものとする。

3 前2項の規定による要請及び報告の方法は、次に掲げる事項を電話等で連絡した後、文書を送付して行うものとする。

- (1) 援助を要する理由
 - (2) 援助を要する場所及び期間
 - (3) 必要とする施設又は業務内容
 - (4) 一般廃棄物の種類及び処理量の見込み
 - (5) 必要とする人員
 - (6) 必要とする物資、車両、資機材等の品名及び数量
 - (7) 連絡責任者
 - (8) その他必要な事項
- (県による援助要請に係る措置)

第5条 県は、災害等により市町村等の一般廃棄物の処理に支障が生じた場合において、当該市町村等がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認められるときは、前条第1項の規定による要請について適当な措置を講ずることができる。

(受託)

第6条 援助の要請を受けた市町村等は、当該市町村等の一般廃棄物の適正な処理に支障のない範囲において、これを受託するものとする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(実施)

第7条 受託市町村は、一般廃棄物の種類及び量、収集及び運搬の方法その他必要な事項について要請市町村と協議した上で、援助を実施するものとする。

- 2 援助の期間は、原則として要請市町村が一般廃棄物を適正に処理することができるまでの間とする。ただし、期間の決定に当たっては、受託市町村と十分協議するものとする。
- 3 援助が終了したときは、要請市町村及び受託市町村は、実施した内容を県に報告するものとする。
- 4 要請市町村は、受託市町村が援助を開始した後も、遅滞なく自ら一般廃棄物の適正な処理のための体制の確保ができるよう、その体制の回復に努めなければならない。

(経費負担)

第8条 援助に要した経費は、原則として要請市町村が負担するものとし、支払方法、内容等については、双方協議の上、決定するものとする。

第3章 協力要請

(民間業者への協力要請)

第9条 市町村等は、この協定に基づく援助を迅速に実施するため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

(住民への協力要請)

第10条 県及び市町村等は、災害等が発生した場合における一般廃棄物の適正な処理に係る事業の円滑な遂行を図るために、この協定の趣旨及び内容について、広報活動を通じて関係住民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

第4章 その他

(情報の交換等)

第11条 この協定の円滑な運用を期するため、市町村等は、必要の都度、一般廃棄物処理施設の稼働状況その他一般廃棄物の処理に関し必要な情報を相互に交換するものとする。

2 県は、この協定の円滑な運用に必要な調整、あつせん、情報の提供その他この協定の円滑な運用を支援する措置を講ずるものとする。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく援助等を妨げるものではない。

(その他)

第13条 この協定は、平成13年4月1日から効力を生ずるものとする。

第14条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市町村等で協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書100通を作成し、協定者及び立会者が各自記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年3月30日

協定者：県内全市町及び一部事務組合（県は協定締結の立会者）

災害時における傷病者等の搬送業務に関する協定書

富士市（以下「市」という。）と民間救急サービスアシスト（以下「アシスト」という。）とは、市内において生じた大規模な災害（地震、風水害、その他の災害を含む。）発生時における傷病者等の搬送業務に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、富士市地域防災計画に基づき、市が行う災害時の医療救護活動に係るアシストの協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 前項に規定する災害には、集団的に死傷者等が発生する大規模な車両事故、航空機事故その他の重大な事故を含む。

（協力要請）

第 2 条 市は、災害が発生した場合において、医療救護活動を行う必要があると認めるときは、アシストに対し次の各号のいずれかに該当する業務への協力を要請する。

- (1) 傷病者の医療救護所及び医療機関への緊急搬送
- (2) 前号に定めるもののほか、市が必要と認めるもの

（要請手続）

第 3 条 市は、アシストに対して前条の規定により協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。ただし、書面で要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請する車両台数
- (3) 要請の期間
- (4) 配車場所
- (5) その他必要な事項

（協力の実施）

第 4 条 アシストは、第 2 条各号に掲げる事項について市から協力の要請を受けたときは、可能な範囲で協力するものとする。

（費用負担）

第 5 条 第 2 条各号に掲げる事項に係る業務に要する費用（以下「費用」という。）については、市が負担する。

2 費用の金額は、第 2 条各号に掲げる事項に係る業務を実施した日における通常価格を基礎として、市及びアシストで協議の上決定する。

（費用の支払い）

第 6 条 アシストは、災害が収束した時点で、書面により費用の支払いを市に請求する。

2 市は、前項の規定による請求があったときは、アシストに対し速やかに当該請求に係る費用を支払う。

（損害補償）

第 7 条 市は、第 2 条の規定により要請した業務（以下「要請業務」という。）に従事した者が、これがため死亡し、負傷し、又は障害の状態となり損害を被ったときは、災害救助法の規定に基づき、その損害を補償する。なお、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて市が支給するものとする。

2 要請業務に従事したことにより、車両に損害が発生したときは、市及びアシストで協議の上、補償額を決定し、市が支給する。

（平時の対応）

第 8 条 市は災害時における市とアシストとの間の連絡方法を整備する。

（協定の効力）

第 9 条 この協定の期間は、締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間満了の日の 30 日前までに、市及びアシストいずれからも、それぞれ相手方に対して申出がないときは、さらに 1 年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

（疑義の解決）

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、市及びアシストで協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、市及びアシストで記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 3 0 年 2 月 1 日

富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地
富 士 市 長 小 長 井 義 正

民間救急サービス アシスト
富士市伝法 2 番地の 2 1
株式会社 心
代表取締役 小 山 悦 男

大規模災害時における応急給水及び応急復旧拠点として富士市教育プラザ
の使用に係る覚書

富士市長 小長井義正（以下「富士市水道事業」という。）は、東海地震等の大規模災害
時において、富士市教育委員会 教育長 山田幸男（以下「富士市教育委員会」という。）
が管理する富士市教育プラザ（富士市八代町 1－1。以下「教育プラザ」という。）の施設
の使用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目 的）

第 1 条 富士市水道事業及び富士市教育委員会は、富士市水道庁舎及び水道施設が災害に
より被災し、大規模な断水の発生に伴い市民の非常用飲料水の確保が困難となった場合、
他の水道事業者等の応援による応急給水及び応急復旧の受入の拠点として教育プラザを
使用するにあたり、円滑に応急復旧作業が進められるよう必要事項を定めることを目的
とする。

（使用場所）

第 2 条 他の水道事業者等の応援による応急給水及び応急復旧の受入作業のための使用す
ることができる場所は、次のとおりとする。

（1）教育プラザ 1 階多目的室棟

（2）教育プラザ来客者用駐車場部分の 2 分の 1

（期 間）

第 3 条 使用期間は、1 か月以内とし、必要に応じて富士市水道事業と富士市教育委員会
が協議の上、延長ができるものとする。

（要 請）

第 4 条 緊急時に係る事項の要請であることを鑑み、富士市水道事業は、口頭等で富士市
教育委員会に教育プラザの使用を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第 5 条 富士市水道事業は、富士市教育委員会に対して当該施設の使用に要した費用を負
担するものとする。

（現状回復義務）

第 6 条 富士市水道事業は、使用期間が満了したときは、当該施設の原状に復するものと
する。ただし、地震、津波等災害により損傷した部分は除くものとする。

（その他）

第 7 条 その他当該施設の使用について、疑義が生じた場合は、富士市水道事業と富士市
教育委員会が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この覚書 2 通を作成し、富士市水道事業及び富士市教
育委員会の記名押印の上、各自その 1 通を所持するものとする。

平成 2 8 年 5 月 1 9 日

富士市青島町 1 9 1 番地

富士市長 小長井 義正

富士市永田町一丁目 1 0 0 番地

富士市教育委員会 教育長 山田 幸男

災害時における支援協力に関する協定

富士市（以下「甲」という。）と㈱ヨシノロジコ（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等による災害が発生し、または発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第 1 条 この協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急支援物資とは、日常生活に支障をきたした、り災者等に供給する食料及び生活必需品をいう。
- (2) 緊急物資集積所とは、甲が指定する「富士市産業交流展示場『ふじさんめっせ』（富士市柳島 189-8）」をいう。
- (3) 緊急物資集積所補完施設とは、乙が指定する「第三物流センター」（富士市島田町 2-109）をいう。
- (4) 荷捌き業務とは、緊急物資集積所における緊急物資の荷捌き、保管、在庫管理、積み込み・梱包業務をいう。

（要請）

第 2 条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲が管理する緊急支援物資を、緊急物資集積所補完施設において一時保管すること
- (2) 緊急物資集積所または緊急物資集積所補完施設において、甲が管理する荷捌き業務を行うこと。
- (3) 甲が管理する緊急支援物資を、甲が指定する市内避難所等へ配送すること
- (4) フォークリフト等の備品を必要に応じて借用すること

（要請の方法）

第 3 条 前条の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力の実施）

第 4 条 乙は、第 2 条の規定による要請があったときは、支障のない範囲において協力するものとする。

（費用の負担）

第 5 条 乙が行った前条の業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、業務終了後、災害発生時直前における適正な費用を基準として、甲乙協議して定める。

（費用の支払い）

第 6 条 甲は、前条の費用を乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

（協定の適用）

第 7 条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解消を通知しない限りその効力を持続するものとする。

（疑義の解決）

第 8 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の成立を証するため、この協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日

(甲) 静岡県富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地
富士市長 小長井 義正

(乙) 静岡県富士市青島 2 3 2
株式会社ヨシノロジコ
代表取締役 吉野 榮司

被災者支援並びに遺体収容等の支援に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、富士市内における地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行なうため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力及び業務内容）

第 2 条 甲は、災害時に乙の支援が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- （1） 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （2） 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- （3） 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （4） 帰宅困難者に対する施設の提供（結婚式場等）
- （5） 甲が設置した避難所及び、乙が提供する施設における、被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供
- （6） その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第 3 条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した支援要請書（第 1 号様式）をもって行なうものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに支援要請書（第 1 号様式）を乙に送付するものとする。

- （1） 要請担当者の職名、氏名及び電話番号
- （2） 要請理由
- （3） 要請内容
- （4） 要請場所
- （5） 要請の期日又は期間
- （6） その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第 4 条 乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第 2 条各号の協力を行なうものとする。

（報告）

第 5 条 乙は、第 2 条各号の協力が完了したときは、次に掲げる事項について災害時要請業務実施報告書（第 2 号様式）を甲に提出し報告するものとする。

- （1） 実施業務内容
- （2） 業務に要した機材、資材及び消耗品
- （3） 従事者氏名
- （4） 履行場所及び履行期間
- （5） その他報告事項

（経費の負担）

第 6 条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第 7 条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、請求するものとする。

2 乙が被災者等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える支援を行なった場合、その経費は当該要請を行なった被災者等に請求する。

（経費の支払）

第 8 条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（価格の決定）

第 9 条 被災者支援並びに遺体収容等に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第 10 条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第 11 条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては、富士市災害対策本部総括班長及び救援班長の職にあたる者を、乙にあっては一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会南関東ブロック長の職にあたる者を当該責任者とする。

（災害時の情報提供）

第 12 条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第 13 条 乙は、要請に基づく業務を行なう場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（通知）

第 14 条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年 3 月までに、甲に通知するものとする。

（協議）

第 15 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第 16 条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成 年 月 日までとする。ただし、期間満了の 2 ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1 年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 3 0 年 3 月 2 0 日

甲 静岡県富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地

富士市長 小長井 義正

乙 東京都港区西新橋 1 丁目 1 8 番 1 2 号

COMS 虎ノ門 6 階

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

会 長 齋藤 斎

災害時における遺体収容等の支援に関する協定書

富士市（以下「市」という。）と _____（以下「協力者」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、富士市内において災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合（以下「災害時」という。）に市の要請に対して協力者が支援する事項及び必要な手続き等について定めるものとする。

（協力及び業務内容）

第 2 条 市は、災害時に協力者の支援が必要と認めるときは、次に掲げる事項について協力者に要請し、協力者はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- （１） 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （２） 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- （３） 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （４） その他市の要請に対して協力者が応じられる事項

（要請）

第 3 条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第 1 号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書（第 1 号様式）を協力者に送付するものとする。

- （１） 要請担当者の職名、氏名及び電話番号
- （２） 要請理由
- （３） 要請内容
- （４） 要請場所
- （５） 要請の期日又は期間
- （６） その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第 4 条 協力者は前条による市の要請があった場合、協力者の可能な範囲において、市の指示に従い、第 2 条各号の協力を行うものとする。

（報告）

第 5 条 協力者は、第 2 条各号の協力が完了したときは、次に掲げる事項について災害時要請業務実施報告書（第 2 号様式）を市に提出し報告するものとする。

- （１） 実施業務内容
- （２） 業務に要した機材、資材及び消耗品
- （３） 従事者氏名

- （４） 履行場所
- （５） 履行の期日又は期間
- （６） その他要請に応じて協力した事項

（経費の負担）

第 6 条 市は、前条による協力者の報告があった場合、市の要請に相違ないことを確認の上、協力者が要した経費について、市が負担するものとする。

（経費の請求）

第 7 条 協力者は、前条の経費を市に請求する場合、市の指定する方法により、請求するものとする。

２ 協力者が被災者等の要請により、市の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、その経費は当該要請を行なった被災者等に請求する。

（経費の支払）

第 8 条 市は、前条に基づき協力者からの請求があった場合、協力者が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（価格の決定）

第 9 条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、市と協力者で協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第 10 条 協力者は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第 11 条 この協定の円滑な実施を図るため、市、協力者それぞれ連絡責任者を置き、市は福祉部救援班長の職に当たる者を、協力者は _____ の職に当たる者を当該責任者とする。

（災害時の情報提供）

第 12 条 協力者は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に市に提供するものとする。

（守秘義務）

第 13 条 協力者は、支援を行う場合において知り得た災害に関わる情報を、市以外の者に漏らしてはならない。

（通知）

第 14 条 協力者は、災害時における円滑な協力を図るため、第 2 条第 1 号記載の資機材及び消耗

品の数量等を把握し、市の求めに応じて随時回答するものとする。

（協議）

第 15 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、市と協力者の協議により定めるものとする。

（効力）

第 16 条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成 年 月 日までとする。ただし、期間満了の 2 ヶ月前までに、市又は協力者から書面による解約の申し出がないときは、さらに、1 年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、市、協力者記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

市 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地
富士市
富士市長 小長井 義正

協力者 （協力者一覧は下記のとおり）

【参考】 協力者一覧

富士伊豆農業協同組合（旧 富士市農業協同組合）
株式会社フジヤガバナンス平成記念館
株式会社鈴由慶弔総合センター
有限会社金刺葬祭
静岡県葬祭業協同組合
株式会社アーバンゲート

災害時における福祉用具等物資の供給及び貸与の協力に関する協定書

富士市（以下「市」という。）とプライムケア東海株式会社（以下「協定者」という。）とは、災害時における福祉用具等物資の供給及び貸与（以下「供給等」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、富士市内で、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市が、福祉避難所等において必要とする介護用品・衛生用品等の福祉用具等物資（以下「物資」という。）の供給等を、協定者から受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

（物資供給等の要請及び協力）

第 2 条 市は、災害時において、緊急に物資を必要とするときは、協定者に対してその保有する物資の供給等について協力を要請することができるものとする。

2 協定者は、前項の要請を受けたときは、物資の優先供給等、及び運搬について可能な限り市に協力するものとする。

（物資の内容）

第 3 条 市が協定者に供給等を要請する物資の内容は、別表 1 に掲げるもののうち、協定者が調達可能な物資とする。

2 協定者は、市の要請があったときは、前項により定めた物資以外の物資の供給等についても可能な範囲で協力するものとする。

（物資の要請手続）

第 4 条 市の協定者に対する要請手続は、福祉用具等物資供給等要請書（第 1 号様式。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭その他の方法により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の運搬及び適合確認）

第 5 条 物資の引渡し場所は、市が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として別に指定する福祉用具等物資運搬等協力事業者（以下「協力者」という。）が行うものとする。ただし、協力者が運搬できない場合には、市、協定者協議の上、運搬方法を決定するものとする。

2 協力者として協力しようとするものは、福祉用具等運搬等協力に係る承諾書（第 2 号様式）を協定者に提出し、協定者はその副本を市に提出し、市はそれを別に定める運搬等協力事業者名簿にて管理するものとする。

3 物資は、引渡し場所において、市又は市が指定する者が確認の上、受け取るものとする。

4 協力者は、必要に応じて、福祉用具専門相談員により現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせ

て福祉用具等の適合確認を行うものとする。

（運搬車両の通行及び配慮）

第 6 条 市は、協定者及び協力者（以下「協定者等」という。）が物資を運搬する際には、協定者等の運搬車両を優先車両として通行できるよう配慮する。また、市は、協定者等が燃料・車両等の運搬手段の確保が困難な場合には、可能な限り協力するものとする。

2 市は、前条第 1 項に掲げる引渡し場所を指定するときは、各種警報、避難勧告、その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、協定者等の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

（報告）

第 7 条 協定者は、物資の供給等を行ったときは、福祉用具等物資供給等報告書（第 3 号様式。以下「報告書」という。）により市に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭その他の方法により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（費用）

第 8 条 協定者等が市に供給等をした物資及び運搬等の費用については、市が負担するものとする。
2 前項の費用のうち第 9 条第 3 項各号に該当する場合は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づき請求するものとする。
3 第 1 項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、市、協定者協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第 9 条 協定者は、物資の供給等に要した費用について、報告書の提出後、市に請求するものとする。
2 市は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を協定者に支払うものとする。ただし、市が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。
3 第 1 項に規定する費用のうち次に掲げる各号に該当する場合は、法に基づき請求するものとする。
(1) 法第 8 条第 1 2 項に規定する福祉用具貸与
(2) 法第 8 条第 1 3 項に規定する特定福祉用具販売
(3) 法第 8 条の 2 第 1 0 項に規定する介護予防福祉用具貸与
(4) 法第 8 条の 2 第 1 1 項に規定する介護予防特定福祉用具販売
4 前項各号に該当する場合は、協定者は報告書の提出の際に利用者の情報が分かる資料を添付することとする。

（損害の負担）

第 1 0 条 この協定に基づく協力の実施に当たり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について市、協定者協議の上、定めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第 1 1 条 協定者等は、市が実施する防災啓発事業及び防災訓練など平常時における防災活動への協力に努めるものとする。

（支援体制の整備）

第 1 2 条 協定者は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

2 市、協定者は、毎年度 4 月 3 0 日までに、同月 1 日の担当者を報告するものとする。

（有効期間）

第 1 3 条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、市又は協定者が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（疑義の決定）

第 1 4 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、市、協定者協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、市、協定者記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 3 1 年 2 月 4 日

市 静岡県富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地
富士市
富士市長

協定者 静岡県焼津市三和 1 0 4 5 番地
プライムケア東海株式会社
代表取締役

別表 1 （第 3 条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト、医療関連用品 等
------------	--

災害時における福祉用具等物資の供給及び貸与の協力に関する協定書

富士市（以下「市」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「協定者」という。）とは、災害時における福祉用具等物資の供給及び貸与（以下「供給等」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、富士市内で、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市が、福祉避難所等において必要とする介護用品・衛生用品等の福祉用具等物資（以下「物資」という。）の供給等を、協定者から受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

（物資供給等の要請及び協力）

第 2 条 市は、災害時において、緊急に物資を必要とするときは、協定者に対してその保有する物資の供給等について協力を要請することができるものとする。

2 協定者は、前項の要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬等について可能な限り市に協力するものとする。

（物資の内容）

第 3 条 市が協定者に供給等を要請する物資の内容は、別表 1 に掲げるもののうち、協定者が調達可能な物資とする。

2 協定者は、市の要請があったときは、前項により定めた物資以外の物資の供給等についても可能な範囲で協力するものとする。

（物資の要請手続）

第 4 条 市の協定者に対する要請手続は、福祉用具等物資供給等要請書（第 1 号様式。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭その他の方法により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の供給及び適合確認）

第 5 条 物資の引渡し場所は、市が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として協定者が行うものとする。ただし、協定者が運搬することができない場合には、市、協定者協議の上、運搬方法を決定するものとする。

2 物資は、引渡し場所において、市又は市が指定する者が確認の上、受け取るものとする。

3 協定者は、必要に応じて、福祉用具専門相談員により現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合確認を行うものとする。

（運搬車両の通行及び配慮）

第 6 条 市は、協定者が物資を運搬する際には、協定者の運搬車両を優先車両として通行できるよう配慮する。また、市は、協定者が燃料・車両等の運搬手段の確保が困難な場合には、可能な限り協力するものとする。

2 市は、前条第 1 項に掲げる引渡し場所を指定するときは、各種警報、避難勧告、その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、協定者の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

（報告）

第 7 条 協定者は、物資の供給等を行ったときは、福祉用具等物資供給等報告書（第 2 号様式。以下「報告書」という。）により市に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭その他の方法により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（費用）

第 8 条 協定者が市に供給等をした物資及び運搬等の費用については、市が負担するものとする。

2 前項の費用のうち第 9 条第 3 項各号に該当する場合は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づき請求するものとする。

3 第 1 項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、市、協定者協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第 9 条 協定者は、物資の供給等に要した費用について、報告書の提出後、市に請求するものとする。

2 市は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を協定者に支払うものとする。ただし、市が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

3 第 1 項に規定する費用のうち次に掲げる各号に該当する場合は、法に基づき請求するものとする。

(1) 法第 8 条第 1 2 項に規定する福祉用具貸与

(2) 法第 8 条第 1 3 項に規定する特定福祉用具販売

(3) 法第 8 条の 2 第 1 0 項に規定する介護予防福祉用具貸与

(4) 法第 8 条の 2 第 1 1 項に規定する介護予防特定福祉用具販売

4 前項各号に該当する場合は、協定者は報告書の提出の際に利用者の情報が分かる資料を添付することとする。

（損害の負担）

第 1 0 条 この協定に基づく協力の実施に当たり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について市、協定者協議の上、定めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第 1 1 条 協定者は、市が実施する防災啓発事業及び防災訓練など平常時における防災活動への協力を努めるものとする。

福祉避難所の設置運営に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲が、乙に対し、乙が運営する施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時において、災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）の規定による避難所の設置及び運営のために必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 項に規定する災害をいう。
2 この協定において、「要配慮者」とは、一般の避難所での生活において支障が想定されるため、何らかの特別な配慮を要する原則高齢者をいう。
3 この協定において、「家族等」とは、要配慮者の家族又は介助者をいう。
4 この協定において、「福祉避難所」とは、要配慮者及び家族等のために開設する避難所をいう。

（福祉避難所を設置する施設）

第 3 条 福祉避難所を設置する施設は、次のとおりとする。
_____（施設名、所在地は以下の一覧表のとおり）

（設置及び運営）

第 4 条 甲は、前条に規定する施設に福祉避難所を設置する必要があると認める場合は、乙に福祉避難所の設置及び運営を要請するものとする。
2 乙は、前項の要請を受けた場合は、これを承諾するか否かを遅滞なく甲に回答するものとする。
3 乙は、前項の承諾をした場合は、前条に規定する施設に福祉避難所を設置し、運営を行うものとする。なお、その運営に当たっては、乙の判断を尊重するものとする。
4 前項の運営においては、次に掲げる業務を行うこととする。
（1）福祉避難所の運営のために必要な体制の確保
（2）福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援及び相談
（3）要配慮者の状況の急変等に対応するための連絡調整
（4）前各号に掲げるもののほか、甲乙協議の上、定める業務
5 前項に掲げる業務については、別に定める手順書等において明示するものとする。

（協力体制）

第 5 条 乙は、福祉避難所の運営に必要な職員等に不足が生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し、協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるよう努めるものとする。

（支援体制の整備）
第 1 2 条 協定者は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。
2 市、協定者は、毎年度 4 月 3 0 日までに、同月 1 日の担当者を報告するものとする。

（有効期間）
第 1 3 条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、市又は協定者が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（疑義の決定）
第 1 4 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、市、協定者協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、市、協定者記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 3 1 年 4 月 1 日

市	静岡県富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地 富士市 富士市長 小長井 義正
協定者	東京都港区浜松町 2－7－1 5 三電舎ビル 4 F 一般社団法人 日本福祉用具供給協会 理事長 小野木 孝二

別表 1 （第 3 条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト、医療関連用品 等
------------	--

（要配慮者の受入れ等）

第 6 条 乙は、第 4 条第 2 項に規定する承諾をした場合は、直ちに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることのできる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙に通知するものとする。

3 前項の規定により特定した要配慮者の移送は、原則として家族等が行うものとし、その協力により難しいときは、甲が支援するものとする。

4 乙は、前項に規定する避難について、可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

（設置期間等）

第 7 条 福祉避難所を設置する期間は、災害発生の日から起算して 7 日以内とする。ただし、期間の延長が必要と認める場合は、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（物資の調達等）

第 8 条 乙が行う避難した要配慮者のために必要となる福祉避難所の運営のための物資の調達は、甲が行うものとする。

2 乙は、前項に規定する物資の調達について、可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

（費用の負担等）

第 9 条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置及び運営に要した費用について、災害救助法及びその他関係法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

（紛争発生の措置）

第 1 0 条 この協定に基づき、乙が実施した要配慮者支援活動に関し、要配慮者等との間に紛争が生じた場合、本業務中あるいは本業務終了後にかかわらず、甲と乙は、緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、甲の責任において適切な措置を講ずるものとする。ただし、乙の故意又は重大な過失があった場合はこの限りではない。

2 甲は、福祉避難所の設置終了後の乙の通常業務に支障をきたさないよう努めるものとする。

（個人情報の保護）

第 1 1 条 甲及び乙は、福祉避難所の設置及び管理運営に際して知り得た要配慮者又はその介助をする者の個人情報を他に漏らしてはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 1 2 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第 1 3 条 乙は、この協定に関する書類等を主たる事務所に備えるほか、本業務終了後 5 年間はこれを保管するものとする。

（有効期間）

第 1 4 条 この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第 1 5 条 この協定に定めるもののほか、この協定に関し必要な事項は、甲乙協議の上、これを定める。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 3 1 年 3 月 2 0 日

甲 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地
富士市

富士市長

乙

福祉避難所の設置運営に関する協定事業者 一覧

番号	法人名	施設名	所在地
1	社会福祉法人美芳会	特別養護老人ホームすどの杜	増川 510-1
2	社会福祉法人鑑石園	特別養護老人ホーム鑑石園	原田 1350-16
3	社会福祉法人湖成会	特別養護老人ホーム月のあかり	大淵 847-4
4	社会福祉法人信愛会	特別養護老人ホーム天間荘	天間 1602
5	社会福祉法人芙蓉会	特別養護老人ホームみぎわ園	今泉 2210
6	社会福祉法人岳陽会	地域密着型特別養護老人ホームあおぼ	五味島 285-1
7	社会福祉法人真澄会	特別養護老人ホーム加島の郷	水戸島本町 7-8
8	社会福祉法人富士厚生会	特別養護老人ホームシャローム富士川	北松野 1071

災害時等における富士市と一般社団法人静岡県助産師会との協力に関する協定

富士市（以下「市」という。）と一般社団法人静岡県助産師会（以下「県助産師会」という。）は、市内において生じた自然災害や大規模事故等により、住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）における妊産婦及び乳幼児（以下「妊産婦等」という。）への支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、富士市地域防災計画に基づき市が災害時等を行う妊産婦等への支援活動に対する県助産師会の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 市は、災害時等において妊産婦等への支援活動の必要があると認めるときは、県助産師会に対し次の各号のいずれかに該当する業務への協力を要請するものとする。

- (1) 妊産婦等に対する健康診査等の相談及び心身のケア
- (2) 妊産婦等に対する医療機関等への搬送の要否の決定
- (3) 緊急時の分娩助助、分娩前後の処置
- (4) その他必要な業務

2 前項に定める要請は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行う。ただし、書面による要請ができない場合には口頭等により要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 要請内容
- (3) 履行場所
- (4) 履行期日又は期間
- (5) その他必要な事項

3 市は、前2項に定める要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、県助産師会に通知するものとし、その必要がなくなったときは、速やかに書面により通知するものとする。

（協力の実施）

第3条 県助産師会は、市から協力の要請を受けたときには可能な範囲で協力に応じ、助産所、避難所、妊産婦等がいる家庭等、市の指示する場所において業務を実施するものとする。

2 前項の業務の中心は富士・富士宮地区助産師会会員が担うが、人員が不足するときには、県助産師会が所管する他地区助産師会会員が応援するものとする。

（安全の確保）

第4条 市及び県助産師会は、協力の内容に応じて安全の確保に十分配慮するものとする。

（扶助金の支給）

第5条 市は、第2条の規定により救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法の規定に基づき、扶助金を支給する。ただし、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて市が支給する。

（費用弁償等）

第6条 市は、第2条の規定により救助に関する業務に従事し、又は協力する者に要する費用を負担するものとする。

- (1) 助産師の派遣に要する費用
- (2) 助産師が携行した医薬品及び資機材等を使用した場合の実費弁償

2 前項の規定にかかわらず、災害救助法の規定が適用された場合は、その定めるところによる。

（損害賠償）

第7条 第2条の規定により救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、そのために第三者に損害を与えた場合は、その責めに帰すべき事由によるものを除き、市及び県助産師会で協議してその賠償にあたる。

（平時における市の対応）

第8条 市は、平時から、災害時等に関する情報の提供その他県助産師会の協力に必要な支援を行うものとする。

2 市は、県助産師会の会員が円滑に活動できるよう資機材の整備を行うなど必要な環境の整備に努めるものとする。

（平時における県助産師会の対応）

第9条 県助産師会は、平時から会員に対し協定の普及及び啓発に努め、災害時等における会員間の緊急連絡体制を整備するとともに、毎年3月31日までに協力可能人員等を市に連絡しなければならない。

2 県助産師会は、この協定に基づく協力を円滑に実施するために、市が実施する訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。

（協定の期間及び継続）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。

2 有効期間が満了する 3 0 日前までに市、県助産師会いずれからも継続をしない旨の書面による通知がない場合は、この協定は自動的に 1 年間継続されるものとし、以後同様とする。

（協議）

第 1 1 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、市及び県助産師会で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、市及び県助産師会が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 3 1 年 3 月 1 9 日

静岡県富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地

富 士 市 長 小 長 井 義 正

静岡県静岡市葵区瀬名川 3 丁目 1 4 番 1 3 号
一般社団法人 静岡県助産師会

会 長 伊 藤 和 代

災害時における応急対策活動に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と富士造園緑化協会（以下「乙」という。）は、富士市内に大規模な地震、風水害その他の災害（以下「大規模災害」という。）により道路及び防災拠点施設等（以下「公共施設等」という。）に甚大な被害が発生した場合における災害時応急対策活動（以下「応急活動」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 大規模災害が発生した場合において、公共施設等に甚大な被害が生じた場合の被害状況の調査並びに応急活動を行うことにより、公共施設等の機能確保及び回復を図ることを目的とする。

（協力体制）

第 2 条 乙は、この協定に賛同する協会員のうちから災害時応急対策活動協力者（以下「協力者」という。）をとりまとめ、この協定の締結後速やかに災害時応急対策活動協力者名簿を作成し甲に提出するものとし、以後、毎年 4 月 1 日時点の災害時応急対策活動協力者名簿を作成し、甲に提出するものとする。

2 甲及び乙は、災害時情報連絡網を作成し、協力者に周知するものとする。

（協力要請）

第 3 条 甲は、大規模災害が発生した場合において、緊急に公共施設等の応急活動の協力が必要と判断したときは、乙に対して応急活動の協力要請ができるものとする。

2 甲は、乙に対して応急活動の協力要請をするときは、災害の状況、応急活動日時、応急活動場所、応急活動内容等を指示した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の通信手段による要請とし、その後速やかに当該文書を提出するものとする。

（応急活動の実施）

第 4 条 乙は、前条の規定に基づき応急活動の要請を受けたときは、協力者を選定し、協力者は直ちに応急活動場所に出動し、甲の職員の指示により応急活動を行うものとする。ただし、応急活動場所に甲の職員が出動できない場合は、要請事項に従い、自らの判断により応急活動を行うものとする。

2 協力者は、応急活動にあたっては、自らの安全を最優先に確保したうえで、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

3 協力者は、業務従事者の労働災害補償のため労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続をとるものとする。

（応急活動の報告）

第5条 協力者は、活動内容が判定できる写真その他資料を整備し、応急活動終了後、速やかに被害状況及び応急活動の結果をまとめ、甲に対し報告するものとする。

（請負契約の締結）

第6条 甲は、協力者からの前条の資料をもとに速やかに請負契約を締結するものとする。

（損害賠償）

第7条 甲又は協力者は、応急活動に際し、その責めに帰すべき理由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その責めを負うものとする。

（協 議）

第8条 この協定に定めない事項及びこの協定に関する事項に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を所持する。

平成30年 6月12日

富士市永田町1丁目100番地
甲 富士市長 小長井 義 正

富士市今泉2116番地の3
乙 富士造園緑化協会
会 長 渡 井 清 視

災害時における学習活動支援に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と富士地区学校生活協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、津波、風水雪害、噴火その他の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における児童生徒の学習活動支援（以下「支援」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、被災後の公立小中学校の授業再開に向け、甲の要請に応じて、乙が実施する支援について定めるものとする。

（支援内容）

第2条 乙は、甲の要請に応じて、次に掲げる支援を実施する。

- (1) 衛生管理用物資（マスク、消毒液等）の調達輸送
- (2) 心のケアに係る支援（クレヨン、色鉛筆、色画用紙、折り紙等の調達輸送及び楽器演奏会等の開催）

（支援要請の手続）

第3条 甲は、前条の支援を必要とするときは、乙に対し文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲において支援の実施に努めるものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資は、甲が指定する場所に乙が輸送するものとし、甲は、職員を派遣して要請物資を確認の上、これを引き取るものとする。

（費用負担）

第6条 支援に係る費用は乙の負担とする。

（情報交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に進めるため、定期的に情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を別途定めるものとする。なお、連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第 1 0 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、
甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それ
ぞれ 1 通を保管する。

令和元年 6 月 7 日

（甲） 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地

富士市長 小長井 義正

（乙） 富士市大淵 2 5 8 5 番地の 3

富士地区学校生活協同組合

理事長 渡邊 達哉

災害時に積極的な復旧支援と社会貢献に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と富士市技能職団体連絡協議会（以下「乙」と
いう。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震、風水害等自然災害が発生した場合、各技能職団体が
有する技能によって市の災害対策に協力するとともに、被災市民の災害
復旧に積極的に参加し、社会に貢献することを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、富士市内に災害が発生した場合、乙の技能による災害対策への協
力を要請することができる。

（乙の任務）

第 3 条 乙は、甲の要請を受け、災害発生後、商工班内（産業経済部商業労政課）
の富士市技能職団体連絡協議会災害復旧体制専門部会事務局から、速や
かに部会長に連絡をする。

第 4 条 部会長は連絡網を通じ、各種の専門部会員に技能職者の派遣を依頼し、
指示を受けた専門部会員は、それぞれの傘下会員及び他の職種の技能者
と連絡を取り災害復旧任務を遂行する。

（復旧費用）

第 5 条 この協定に基づく災害復旧のため要した経費は、甲の負担とする。

（平常時の対応）

第 6 条 平常時より乙は、甲が行う防災訓練に積極的に参加する。

（有効期間）

第 7 条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文
書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

災害時における支援協力に関する協定

（協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義がある事項については、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その 1 通を保有する。

平成 3 1 年 3 月 2 6 日

甲 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地
富士市
代表者富士市長

乙 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地

富士市技能職団体連絡協議会
会長

富士市（以下「甲」という。）と富士市ホテル旅館業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定書は、市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、乙の組合員が所有する宿泊施設を災害復旧に当たる者に優先的に提供するように、乙に対して要請することができる。

2 甲は、協力を要請するに当たっては、乙に対し、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

（要請に基づく措置）

第 3 条 乙は、協力の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるとともに、その措置結果を甲に速やかに連絡するものとする。

（協力活動）

第 4 条 乙は、協力の要請を受けたときは、速やかに協力活動をするものとする。

（組合員名簿の報告）

第 5 条 乙は、災害時等における協力が円滑に実施できるよう、組合員の名簿を定期的に甲に報告するものとし、重要な変更を生じたときは、その都度報告するものとする。

（協議）

第 6 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 31 年 4 月 12 日

甲 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地
富士市長 小長井 義正

乙 富士市平垣本町 7 番 2 0 号
富士市ホテル旅館業組合
組合長 高橋 孝行

災害時等における無人航空機の活用に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と株式会社イーシーセンター（以下「乙」という。）は、地震災害や風水害、その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、市内における被害の軽減及び早急な復旧復興に資するため、次の通り協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時等において、無人航空機（航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）第 2 条第 2 2 項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）を活用した活動を、甲が乙に協力要請する場合において必要な事項を定めることを目的とする。

（活動内容）

第 2 条 活動の内容は、次に掲げる項目とする。

- （1）空撮画像の提供等による被害状況の調査に関すること
- （2）救助活動における必要な情報収集に関すること
- （3）応急物資（医薬品、応急用資機材、食糧等）の運搬に関すること
- （4）前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（要請手続き）

第 3 条 甲は、災害時等において、乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対し無人航空機による活動要請書（第 1 号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、口頭で要請し、その後速やかに同要請書を提出するものとする。

（要請に基づく活動の実施）

第 4 条 甲は、乙が要請に基づく活動を円滑に実施されるように必要な処置を講ずるものとする。

（報告）

第 5 条 乙は要請に基づく活動を実施した際、当該活動の完了後速やかに、実施した内容を無人航空機による活動報告書（第 2 号様式）により甲に報告するものとする。

（連絡窓口）

第 6 条 災害時等に甲と乙とが連絡を取り合う際は、それぞれの代表者が予め定める者を通じて行うこととする。

（活動に要する費用負担）

第 7 条 この協定に基づき乙が実施した活動に要した費用については、当該災害の直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定し甲が支払うものとする。

（補償）

第 8 条 この協定に基づく協定に伴い、明らかに甲の責任に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙に損害が生じたときは、甲がこれを負担する。

2 この協定に基づく協定に伴い、明らかに乙の責任に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは甲に損害が生じたときは、乙がこれを負担する。

3 この協定に基づく協定に伴い、甲乙いずれの責にも帰することができない原因により第三者に損害を及ぼしたとき、乙はその事実を遅滞なく甲に報告するとともに、その負担については、甲乙協議の上、決定する。

（平常時における協力体制）

第 9 条 災害時に相互協力が円滑に行えるよう、甲は、必要がある場合には、要請により活動できる内容及び連絡体制を乙に照会するものとする。

また、甲乙は、日頃から、情報の共有や交流、その他防災に関する相互協力を積極的に進めるよう努める。

（協定期間）

第 1 0 条 この協定期間は協定締結の日から令和 2 年 3 月 3 1 日までとする。

ただし、期間満了 3 ヶ月前までに甲乙のいずれからでも何らの申出がないときは、期間満了の翌日より 1 年延長し、その後も同様とする。

（協議）

第 1 1 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和元年 8 月 1 3 日

甲 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地
富士市長 小 長 井 義 正

乙 富士市五貫島 9 1 9 番地
株式会社 イーシーセンター
代表取締役 海 野 幸 男

災害発生時等の応急給水に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）とミナト流通サービス株式会社（以下「乙」という。）は、災害、水質事故又はそれらの発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）における乙が所有する車両を利用した応急給水に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、富士市内における災害発生時等において、甲は乙の協力を得て、乙が所有する車両を応急給水対策に必要な飲料水等の輸送（以下「緊急輸送」という。）に利用するための手続及び緊急輸送の実施に関し必要な事項を定め、緊急輸送が迅速かつ円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、緊急輸送を乙に要請する場合は、電話電信により行うものとし、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力）

第 3 条 乙は、甲からの緊急輸送の要請があった場合は、乙の通常業務を優先する中で、特別の支障がない限り最大限の協力を行うものとする。

2 乙の業務の都合により、緊急輸送の出動が遅延を生じ又は実施されなかった場合において、乙は何ら責めを負わないものとする。

3 甲は、乙が実施する緊急輸送が円滑に実施できるよう情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

（費用負担）

第 4 条 この協定に基づき、乙が緊急輸送を実施するために要した費用については、その基準を甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

2 緊急輸送に車両を使用したことにより、乙の車両に損害が生じた場合の負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 前項の損害には営業補償等の間接的費用は含まれないものとする。

（運行中断の措置）

第 5 条 乙の提供した当該輸送車両が、事故その他の理由により運行を中断したときは、乙は、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償）

第 6 条 緊急輸送中において従業員の責めに帰することができない理由により当該従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労働者災害補償保険法等の関係法令に基づき補償するものとする。

（緊急輸送に係る施設の確認）

第 7 条 甲及び乙は、災害発生時等における緊急輸送を速やかに行えるよう、平常時において取水予定施設及び給水予定施設の確認を実施するものとする。この場合において、確認に要した費用は無償とする。

（連絡責任者）

第 8 条 この協定の実施に関する事務を円滑に進めるために連絡責任者を置くものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲については上下水道営業課長とし、乙については富士営業所長とする。

（協議）

第 9 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（期間）

第 1 0 条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和 2 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、この期間満了の日から 1 か月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、この期間はさらに 1 年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和元年 8 月 2 7 日

甲 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地	乙 名古屋市港区浜二丁目 1 2 番 2 4 号
富士市長 小長井 義正	ミナト流通サービス株式会社
	代表取締役 石川 鎮生

地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

国土交通省国土地理院と静岡県富士市は、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）の趣旨にのっとり、国土地理院及び富士市が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに市勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

（地理空間情報の提供及び物品の貸与）

第3条 国土地理院及び富士市は、保有する地理空間情報及び物品について相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

（災害対応等における協力）

第4条 国土地理院及び富士市は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

（技術支援）

第5条 国土地理院及び富士市は、地理空間情報及び物品の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

（窓口の設置）

第6条 国土地理院及び富士市は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力に関する事項の推進を図るものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに国土地理院及び富士市のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、この有効期間に関わらず、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 元年 9月11日

茨城県つくば市北郷1番
国土交通省国土地理院長
黒 川 純 一 良

静岡県富士市永田町1丁目100番地
静岡県富士市長
小 長 井 義 正

地震等の災害発生時における市民生活の支援に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と三井住友信託銀行株式会社（以下「乙」という。）は、別紙 1 記載の乙所有の土地及び建物（以下「本物件」という。）について、地震等の災害発生時における市民生活の支援に関する協定書（以下「本協定」という。）を締結するものとする。

（支援の内容）

第 1 条 甲は、地震等の災害発生時における市民生活の支援のため、必要があると認めるときは、乙に対して、次の事項について支援を要請できるものとする。なお要請は、第 5 条第 2 項記載の乙指定の連絡先にファックスで行うものとする。（ファックスが使用不能の場合にはこの限りでない。）

- (1) 本物件内共用部分（カフェテリア・トイレ等）の避難場所としての提供
- (2) 本物件の敷地における支援物資の一時保管、集積場所としての提供
- (3) 本物件の敷地における集積場所の運営支援（物資の受入、仕分、保管、在庫管理、出庫等）
- (4) 本物件の敷地における駐車場施設としての提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が本協定による支援として行うことが相当と認めたもの

（支援の応諾について）

第 2 条 乙は、地震等の災害発生時における市民生活の支援のため、甲より前条の支援の要請を受領した場合には、支援応諾の可否を速やかに甲へ通知するものとし、応諾する場合は、支援が円滑に行われるよう努める。なお、支援応諾の可否通知は、第 5 条記載の甲連絡先にファックスで行うものとする。（ファックスが使用不能の場合にはこの限りでない。）

2 甲は、第 1 条の支援を要請し、乙が支援応諾した場合には、本物件に赴き第 1 条に記載の支援の範囲等を乙と確認するものとする。

3 乙は、第 1 条の支援にあたり発生した事故等について、一切の責任を負わないものとする。

（賃貸）

第 3 条 乙は、本協定に基づき本物件又は本物件の一部を甲へ賃貸する場合には、本協定の趣旨に従い、賃貸するものとする。また、水道費・電気料金・冷暖房費・固定資産税等を含めた費用も甲に請求しないものとする。ただし、期間が 2 ヶ月を超えた場合には、乙は甲へ協議できるものとする。

（原状回復）

第 4 条 甲は、本物件を使用する合理的理由が解消された場合には、必要な原状回復を行い、乙に引き渡すものとする。

（連絡事項・連絡先）

第 5 条 乙は、次の事項に変更等が生じた場合には、速やかに甲に届け出るものとする。

- (1) 商号
- (2) 所在地
- (3) 連絡先
- (4) 本物件の所有者または管理者に変更が生じた場合
- (5) その他甲が要求する届出事項が生じた場合

2 前項その他本協定に基づく甲及び乙に対する通知及び届出は、全て以下に記載された連絡先に対し行うものとする。なお、甲及び乙は、本物件に関する管理業務について、乙が下記の大和ハウスプロパティマネジメント株式会社に委託していることを確認する。

甲の連絡先

富士市役所防災危機管理課（静岡県富士市永田町 1 丁目 1 0 0）

電話番号 0545-55-2936 ファックス番号 0545-51-2040

乙指定の連絡先（下記 (1) (2) の両方）

- (1) 大和ハウスプロパティマネジメント株式会社（東京都千代田区飯田橋二丁目 1 8 番 2 号 5 階） 電話番号 03-5214-2540 ファックス番号 03-5214-2541
- (2) 三井住友信託銀行株式会社（東京都港区芝三丁目 33 番 1 号） 電話番号 03-5232-3026
ファックス番号 03-5232-3797

（地位の承継）

第 6 条 乙は、本物件の全部または一部を第三者に譲渡する場合、本協定により負う責任及び義務を当該第三者に承継させるよう実務上合理的な努力を行うものとし、当該第三者は、本協定により乙が負う責任及び義務を承継する場合には、本協定の趣旨に従い甲に対し変更事項の届出を行うものとする。

（本協定の変更）

第 7 条 本協定の規定は、甲乙による書面による合意がなされた場合に限り、変更又は修正することができる。

（以下余白）

以上、本協定につき合意した証として本書 2 通を作成し、甲、乙はそれぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 1 2 月 1 4 日

(甲) 静岡県富士市永田町一丁目 1 0 0	(乙) 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
富士市役所	三井住友信託銀行株式会社
富士市長 小長井 義正	東京都港区芝三丁目 33 番 1 号
	支配人 森本 新吾

別紙 1

本物件の表示

本物件の土地

所 在：富士市

地 番：厚原字込野 1 6 9 9－1 他、全 209 筆

地 目：宅地

地 積：44,161.87 m²

本物件の建物

名 称：DPL 新富士Ⅱ

所 在：富士市厚原 1 6 9 9－1

建物用途：倉庫・事務所

構 造：PCaPC 造 4 階建

床面積：99,209.80 m²

以上

し尿処理施設における災害時緊急応援に関する協定書

富士市 上下水道部 生活排水対策課

（総則）

第 1 条 富士市（以下「市」という。）とクボタ環境エンジニアリング株式会社（以下「協力者」という。）とは、地震、風水害その他の自然災害により、市の所管する富士市クリーンセンターききょう又は富士市中野台下水処理施設（以下「し尿処理施設」という。）が被災した場合（以下「災害時」という。）における緊急応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 2 条 この協定は、市が協力者に対して要請する災害時の緊急応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第 3 条 市は、災害時において実施するし尿処理施設の災害応急対策に協力者の応援が必要であると判断したときは、協力者に対し応援要請を行うものとする。

2 協力者は前項の応援要請を受けたときは、特段の事情がない限り、そのときにおける協力者の規模及び能力に応じて可能な限りこれに協力するものとする。

（応援要請の手続き）

第 4 条 第 3 条に基づく応援要請は、災害時の状況により最善かつ迅速、適正な手段と判断される通知方法により市より協力者に行うものとし、口頭又は電話による通知の場合は、市は要請後に「災害時緊急応援要請書」（様式第 1 号）及び「協議書」（様式第 3 号）により協力者に正式な要請を行う。

2 前項の要請について協力者は「承諾書」（様式第 4 号）を市に提出するものとする。

（応援要員の派遣）

第 5 条 協力者は前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに第 6 条に規定する緊急応援業務を行う体制を整え、必要な人員、資機材等を出動させ、復旧作業に従事するものとする。

（緊急応援活動業務）

第 6 条 協力者が行う緊急応援業務は概ね次のとおりとする。

- 一 し尿処理施設の被害状況調査
- 二 簡易な設備の緊急修繕及び応急復旧工事の実施
- 三 し尿処理施設の緊急運転操作
- 四 前各号に掲げるもののほか特に市から要請のあった事項

（実施体制）

第 7 条 市及び協力者は、災害情報の伝達を正確に行うため、この協定締結後速やかに災害対策連絡網を整備するものとする。

（情報の交換）

第 8 条 市及び協力者は、災害時において円滑な活動が行えるよう必要に応じ情報の交換を行うものとする。

（補償）

第 9 条 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 65 条 1 項の規定により緊急応援業務に従事した協力者の従業員等が、応援業務に起因し、負傷若しくは罹患、死亡した場合の補償については市の責任において行うものとする。

2 協力者は前項の補償に係る協議について協力するものとする。

（費用負担）

第 10 条 この協定に基づき、協力者が応援業務の実施にあたり要した費用は市が負担するものとする。但し、以下の各号に定める費用は協力者の負担とする。

- 一 出勤に要した労務費
- 二 作業を伴わない被害状況の確認、情報収集に要した費用
- 三 日常の災害予防協力を要した費用

2 前項に規定する費用の算出方法については、災害発生直前における適正な価格を基準として、市及び協力者にて協議し決定するものとする。

（報告事項）

第 11 条 協力者は応援業務終了後、市に対して「し尿処理施設復旧の応援に関する報告書」（様式第 2 号）により次の事項について報告するものとする。

- 一 作業の日時及び場所
- 二 作業内容
- 三 作業で必要とした資材及び員数
- 四 その他必要事項

（損害の賠償）

第 12 条 協力者による応援業務の実施にあたり、市又は第三者に損害を与えた場合には、協力者の責に帰すべき事由による場合を除き、市の責任と負担において処理しなければならない。

（防災訓練等）

第 13 条 協力者は、災害時における応援業務が円滑に遂行できるよう、市の行う防災訓練等に参加することができる。

（協定期間）

第 14 条 この協定の期間は、協定締結の日から令和 3 年 7 月 31 日までとする。但し、期間満了の 1 ヶ月前までに、市、協力者の一方から相手方に対し、本協定における拒絶の申し出がない場合、同条件で 1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第 15 条 この協定に定めない事項や各条項に疑義が生じた場合には、市、協力者双方による協議のうえ決定するものとする。

（違反した場合の措置）

第 16 条 市と協力者いずれの当事者がこの協定上の義務に違反し、30 日間の期間を定めて催告したにもかかわらず、なおその期間内に違反事項の是正を行わないときは、相互協議の上、この協定を解除できるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、市、協力者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 8 月 1 日

所在地 富士市永田町一丁目 100 番地
市

氏 名 富士市長 小長井 義正 ㊟

所在地 東京都中央区京橋二丁目 1 番 3 号
協力者 クボタ環境エンジニアリング株式会社

氏 名 代表取締役 三谷 博徳 ㊟

災害時における施設使用に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と富士酸素工業株式会社（以下「乙」という。）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、富士市内における地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に、市民又は地方公共団体等から派遣された者（以下「応援職員等」という。）への乙の施設使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時に乙の支援が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請する。

- （1）避難所としての乙の施設の使用
- （2）応援職員等の受け入れ拠点としての乙の施設の使用
- （3）応援職員等の休憩場所、宿泊場所としての乙の施設の使用
- （4）その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した支援要請書（第1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急の場合は電話等により連絡し、後日、支援要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。

- （1）要請担当者の職名、氏名及び電話番号
- （2）要請理由
- （3）要請内容
- （4）要請場所
- （5）要請の期日又は期間
- （6）その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は、前条による甲の要請があった場合、乙のできうる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行なうものとする。

（施設利用不可の報告）

第5条 乙は、災害等の被害により乙の施設の使用が不可能となる事由が発生した場合には、その旨を遅延なく甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙は、第2条の各号に示した協力内容について、甲に無償で提供するものとする。ただし、施設の管理運営に伴う費用が発生した場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（協力の期間）

第9条 第2条の各号に示した事項については、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害復旧等の状況により期間の延長を要する場合には、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

（終了報告）

第10条 甲は、乙の施設の使用を終了する際には、乙に文書で通知するとともに、施設の原状回復を行ない、乙の確認を受けるものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙のそれぞれに連絡責任者を置き、甲にあつては富士市災害対策本部総括班長又は受援班長の職に当たる者を、乙にあつては総務部長の職に当たる者を当該責任者とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（効力）

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年9月17日

甲 静岡県富士市永田町一丁目100番地 富士市 富士市長 小長井義正	乙 静岡県富士市津田228番地の1 富士酸素工業株式会社 代表取締役 望月悠平
--	---

災害時等における施設の一時使用等に関する協定

富士市（以下「甲」という。）と富士信用金庫（以下「乙」という。）は、災害時等における施設の一時使用等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合又はそのおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（要請内容）

第 2 条 要請の内容は、災害時等に乙の本店、営業店等で対応可能な次の各号に掲げるものとする。

- (1) 乙周辺の目視による被害等の情報伝達
- (2) 乙が所有する A E D の提供
- (3) 乙周辺の自主防災組織との情報連携及び物資等の提供
- (4) 応急給水拠点としての駐車場等スペースの提供
- (5) 仮設トイレの設置場所としての駐車場等スペースの提供
- (6) 風水害時の車避難場所としての駐車場スペースの提供
- (7) 避難所としての研修施設の提供
- (8) その他両者が必要と認める事項

（協力要請）

第 3 条 甲の乙に対する協力要請の手続きは、要請書（第 1 号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、次の各号に掲げる事項を口頭その他の方法により要請し、その後速やかに要請書（第 1 号様式）を提出するものとする。

- (1) 要請内容、要請の対象となる営業店、施設使用希望期間
 - (2) 担当者連絡方法
 - (3) その他必要事項
- 2 乙は、甲から要請があった場合は、可能な範囲で協力するものとする。
- 3 乙は、周辺の自主防災組織から第 2 条に記す協力要請があった場合、可能な範囲で協力するものとする。自主防災組織からの要請手続きは、口頭によるものとする。

（費用負担）

第 4 条 この協定に基づく施設、その他付帯設備及び機器の使用等に要した費用は、原則として甲の負担とする。ただし、乙が特に必要ないと認めるときは、この限りではない。

2 前項の費用については、甲、乙が協議のうえ、決定するものとする。

（連絡責任者）

第 5 条 この協定に係る甲の連絡責任者は、富士市災害対策本部総括班長とし、乙の連絡責任者は総務部長とする。

（疑義の解決）

第 6 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙が協議のうえ、解決するものとする。

（有効期間）

第 7 条 この協定は、締結日から効力を有するものとする。

2 この協定の有効期間は、協定の効力発生の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

上記の協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 2 年 9 月 2 3 日

甲 富士市永田町一丁目 1 0 0 番地
富士市
富士市長 小長井 義正

乙 富士市青島町 2 1 2 番地
富士信用金庫
理事長 浅見 祐司

災害時における移動困難な高齢者の搬送業務に関する協定書

富士市（以下「市」という。）と_____（以下、事業者という。）とは、市内において生じた大規模な災害（地震、風水害、その他の災害を含む。）発生時における移動困難な 6 5 歳以上の高齢者（以下、移動困難高齢者という。）の搬送業務に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が実施する移動困難高齢者の搬送に係る事業者の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 市は災害が発生した場合において、移動困難高齢者を緊急的に搬送する必要があると認めるときは、事業者に対し、次の各号のいずれかに該当する業務への協力を要請する。

- （1） 移動困難高齢者に対する、避難所から福祉避難所への搬送
- （2） 前号に定めるもののほか、市が必要と認めるもの

（要請手続）

第 3 条 市は、事業者に対して、前条の規定により協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。ただし、書面で要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

- （1） 要請の理由
- （2） 要請する車両台数
- （3） 要請の期間
- （4） 配車場所
- （5） その他必要な事項

（協力の実施）

第 4 条 事業者は、第 2 条各号に掲げる事項について市から協力の要請を受けたときは、可能な範囲で協力するものとする。

（費用負担）

第 5 条 第 2 条各号に掲げる事項に係る業務に関する費用（以下「費用」という。）については、市が負担する。

2 費用の金額は、第 2 条各号に掲げる事項に係る業務を実施した日における通常価格を基礎として、市及び事業者で協議のうえ決定する。

（費用の支払い）

第 6 条 事業者は、災害が収束した時点で、書面により費用の支払いを市に請求する。

2 市は、前項の規定による請求があったときは、事業者に対し速やかに当該請求に係る費用を支払う。

（損害補償）

第 7 条 市は、第 2 条の規定により要請した業務（以下「要請業務」という。）に従事した者が、この業務を原因として死亡し、負傷し、又は障害の状態となり損害を被ったときは、災害救助法の規定に基づき、その損害を補償する。なお、災害救助法の規定が適用されない場合は、同法に準じて市が支給するものとする。

2 要請業務に従事したことにより、車両に損害が発生したときは、市及び事業者で協議の上、補償額を決定し、市が支給する。

（平時の対応）

第 8 条 市は災害時における市と事業者との間の連絡方法を整備する。

（協定の効力）

第 9 条 この協定の期間は、締結の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、この期間満了の日の 3 0 日前までに、市及び事業者いずれからも、それぞれ相手方に対して申出がないときは、さらに 1 年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

（疑義の解決）

第 1 0 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、市及び事業者で協議して定める。

この協定を締結するため、本協定書 2 通を作成し、市及び事業者で記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 2 年 1 1 月 1 日

富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地

富 士 市 長 小 長 井 義 正 印

印

■災害時における移動困難な高齢者の搬送業務に関する協定 締結事業者一覧

事業者名	住所
シンフジハイヤー 株式会社	三ツ沢 253-1
介護タクシー優 株式会社	高島町 49
介護タクシーふじ 長谷川哲也	青葉町 318
高アシストサービス 株式会社	中柏原新田 111-4
株式会社 心（アシスト）	伝法 2-21
ふじさん介護タクシー 荻野正巳	富士岡 1495
よつば 川江徹昌	松岡 228-13
合同会社ケアサポートしずおか	中之郷 3701 番地の 4

学校等の施設を緊急消防援助隊受援施設として使用することに関する覚書

覚 書

静岡県立吉原工業高等学校長（以下「甲」という。）と富士市長（以下「乙」という。）は、甲が所管する静岡県行政財産 静岡県立吉原工業高等学校（以下「行政財産」という。）を乙に使用させることに関して、次のとおり覚書を交わす。

（趣旨）

第 1 条 大規模な地震又は水火災その他特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）が富士市内に発生したことにより消防組織法第 4 4 条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動することとなった場合において、甲は行政財産を緊急消防援助隊の応援を受け入れる施設（以下「緊急消防援助隊受援施設」という。）として乙に使用させるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）進出拠点 緊急消防援助隊が富士市に進出するときに拠点とする場所であって、行政財産の校庭等屋外施設をいう。
- （2）宿営場所 緊急消防援助隊が宿営する場所であって、行政財産の体育館等屋内施設をいう。

（申請等）

第 3 条 乙が行政財産を使用する場合で緊急を要するときは、乙は直ちに電話等により甲に要請し、その後速やかに静岡県財産規則（昭和 3 9 年静岡県規則第 1 4 号。以下同じ。）第 4 6 条第 1 項に規定する行政財産使用許可申請書（以下「行政財産使用許可申請書」という。）を甲に提出するものとする。

2 乙が行政財産を使用する必要がある場合であって緊急を要しないときは、事前に甲に行政財産使用許可申請書を提出するものとする。

（許可等）

第 4 条 甲は、前条第 1 項に基づき乙から緊急の要請を受けたときは、行政財産を使用させても支障がないと認められる場合、使用の許可を電話等で連絡するものとする。

2 前項の許可は、甲が静岡県財産規則第 4 6 条第 4 項に規定する行政財産使用許可書を乙に交付し、その使用を許可するものとする。

（使用期間）

第 5 条 行政財産の使用期間は、乙が行政財産の使用を開始した日から 7 日以内とする。ただし、使用期間を延長する必要がある場合には、甲と乙とが協議により定めた期間まで延長することができるものとする。

2 行政財産の使用が終了したとき、乙は甲に対しその旨を文書等により通知するものとする。

（原状変更の制限）

第 6 条 行政財産の使用にあたり、乙はその原状を変更することができないことを原則とする。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

（原状回復義務）

第 7 条 乙の行政財産の使用が期間満了により終了したとき、又は甲が乙に対しその使用の許可を取り消したときは、乙は速やかに行政財産を使用開始前の原状に回復するものとする。

(施設使用料の減免等)

第 8 条 行政財産の使用料は、静岡県行政財産の使用料条例（昭和 3 9 年静岡県条例第 2 0 号）第 4 条の規定によるものとする。

(費用負担)

第 9 条 当該行政財産の付帯設備の使用に要した経費は原則として乙の負担とする。ただし、知事が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(規則等の遵守)

第 1 0 条 乙が行政財産を使用するにあたっては、前各条のほか静岡県財産規則及び使用許可条件を遵守するものとする。

(許可の取消し)

第 1 1 条 甲が乙の行政財産の使用を許可した後であっても、甲が行政財産を公用又は公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があったと認める場合は、甲は乙にした第 4 条の許可を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定により甲が乙の許可を取り消したことにより乙に損害が生じた場合であっても、甲はその損害を補償しない。

(覚書の有効期限)

第 1 2 条 この覚書は、行政財産が移転又は改修等をしたことにより緊急消防援助隊受援施設としての要件を欠くこととならない限り効力を有するものとする。ただし、行政財産が緊急消防援助隊受援施設として適当でないと認める事由が生じた場合はこの限りでない。

2 行政財産に前項の事由が生じた場合、甲は遅滞なくその旨を乙に対し文書をもって通知するものとする。

(連絡先の照会等)

第 1 3 条 少なくとも毎年 1 度、乙が次の第 1 号掲げる事項を甲に照会し、また、乙が次の第 2 号に掲げる事項を甲に連絡するものとする。

(1) 甲の関係者の氏名、住所及び緊急時連絡先

(2) 乙の関係者の氏名、住所及び緊急時連絡先

(その他)

第 1 4 条 この覚書に定めのない事項については、甲乙相互に協議し別に定めるものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日

甲 所在地 富士市比奈 2 3 0 0 番地

静岡県立吉原工業高等学校

校長 加藤 昌樹

乙 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地

富士市長 小長井 義正

大規模な災害時における敷地等の一時使用に関する協定

富士市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械施工協会施工技術総合研究所（以下「乙」という。）は、地震、水火災等の大規模な災害又は特殊な災害（以下「大規模な災害等」という。）が発生し、富士市消防緊急援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合における敷地等の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

(要請事項)

第 1 条 この協定による協力要請は、大規模な災害等の発生時に乙が対応可能な、次に掲げるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊が集結場所及び野営場所として使用する敷地の提供
- (2) 緊急消防援助隊の集結及び野営に必要な範囲内で使用する施設
- (3) その他必要な事項

(協力要請)

第 2 条 甲は、前条各号の要請を行うときは、次の事項を明らかにして文書により乙に要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等による要請ができるものとし、この場合は、後日速やかに文書を提出しなければならない。

- (1) 大規模な災害等の概要
- (2) 要請事項
- (3) 使用する場所及び施設等
- (4) 使用する隊及び隊員の数
- (5) 使用する期間
- (6) 甲の担当者及び連絡先
- (7) その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による甲からの協力要請があった場合は、対応が可能な範囲で要請に応じるものとする。

(費用負担)

第 3 条 この協定に基づく費用のうち、第 1 条第 1 号の要請に係る費用は無償とし、同条第 2 号及び第 3 号に係る費用の負担は、甲乙が協議し決定する。

(損害賠償)

第 4 条 甲は、第 2 条の規定により要請し、使用した場所及び施設等に損害を与えた場合は、原状に復し、又はその損害を賠償するものとする。

(協議)

第 5 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議し、定めるものとする。

(効力)

第 6 条 この協定は、協定の成立の日から効力を生ずるものとし、甲乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印し、各自 1 通を保有するものとする。

平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日

甲 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地
富士市長 小 長 井 義 正 印

乙 富士市大淵 3 1 5 4 番地
一般社団法人日本建設機械施工協会
施工技術総合研究所長 見 波 潔 印

災害時における非常災害放送に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と静岡エフエム放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 57 条に基づき、災害時における非常災害放送に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、富士市内に非常災害が発生又は発生するおそれがある場合に、非常災害放送を通じて人命の救助、災害の救援及び交通通信の確保を図り、富士市民及び富士市を通過する市外者等の安全の確保及び適切な災害対処に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「非常災害」とは、富士市内において発生又は発生するおそれのある、法第 2 条第 1 号に定める災害をいう。
- (2) 「非常災害放送」とは、前条の目的を達成するため、甲の要請に基づき乙が必要であると認めた時、乙が他の放送に優先して行う放送をいう。

(放送の要請及び運用)

第 3 条 甲による非常災害放送の要請及び乙による運用は、次の各号に定める手順により行うものとする。

(1) 乙の生放送時間

ア 甲は、電話又はファクス等により、乙が運用するスタジオあてに非常災害放送である旨を明確にして、概要を連絡する。

イ 乙は、非常災害放送の要請を受けた後、その内容を甲に確認し、非常災害放送であると判断した場合において、他の放送より優先してこれを放送しなければならない。それ以後においても状況を把握し、適時繰り返し放送を行う。

ウ 乙は、甲から要請のあった非常災害放送の内容が非常災害放送ではないと判断した場合には、この限りではない。

(2) 乙の放送時間以外又は特別な事情によりスタジオ等が無人となる時間

ア 甲は、ファクス及びメール等により、乙が運用するスタジオあてに非常災害放送である旨を明確にして、概要を連絡する。

イ 乙は、出社した社員がその内容を甲に確認し、非常災害放送であると判断した場合は、他の放送より優先してこれを放送しなければならない。それ以後においても状況を把握し、適時繰り返し放送を行う。

ウ 乙は、甲から要請のあった非常災害放送の内容が非常災害放送ではないと判断した場合には、この限りではない。

(要請の概要)

第 4 条 甲は、乙に対して非常災害放送を要請する場合には、次に掲げる概要を明らかにしなければならない。

- (1) 非常災害の内容
 - (2) 要請の理由
 - (3) 放送事項
 - (4) 希望する放送日時
 - (5) その他必要な事項
- (連絡責任者)

第 5 条 前 2 条に掲げる放送要請に関する迅速かつ確実な伝達手段を確保するため、甲乙それぞれ連絡責任者を定め、相互に届けておくものとする。

(その他)

第 6 条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、当事者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 2 月 1 日

甲 富士市永田町一丁目 100 番地
富 士 市
富 士 市 長 小 長 井 義 正

乙 浜松市中区常盤町 1 3 3 番地の 2 4
静岡エフエム放送株式会社
代表取締役社長 今 井 学

災害時における資機材のレンタルに関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と株式会社ダイワテック（以下「乙」という。）は、災害時に必要な資機材（以下「資機材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請等)

第 1 条 甲は、富士市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがあり、資機材の供給を必要とするときは、乙に対しその保有する資機材の供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、別紙様式 1 により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

(資機材の供給)

第 2 条 乙は、前条第 1 項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に資機材を供給するものとする。

2 乙は、前項の規定により資機材の供給の実施をした場合は、甲に対し、別紙様式 2 により報告するものとする。

(供給資機材)

第 3 条 乙が甲に供給する資機材は、別表に掲げるもののうち、乙が甲から要請を受けた時点で乙が供給可能なものとする。

2 乙は、甲からの要請に基づき、毎年 4 月 1 日現在において、災害時に供給可能な資機材の見込み数量を報告するものとする。

(資機材の運搬及び引渡し)

第 4 条 甲は、要請した資機材の引渡場所を指定し、乙は、当該引渡場所までの資機材の運搬を行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 前項の規定による資機材の引渡しは、甲の職員による確認のうえ、行うものとする。

3 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

(車両の通行)

第 5 条 甲は、乙が資機材を運搬し、及び供給する場合には、当該資機材の運搬に使用する車両が緊急車両又は優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。

(費用の負担)

第 6 条 乙が供給した資機材のレンタル料及び運搬等に係る費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 乙は、前項の規定による決定後に、第 1 項の費用を甲に請求するものとする。

（資料及び情報の交換）

第 7 条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、各自が実施する防災対策及びその組織体制等に関する資料及び情報を適宜交換するものとする。

（有効期限）

第 8 条 この協定の有効期間は、協定の成立の日から令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第 9 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 3 年 8 月 1 7 日

甲 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地

富士市長 小長井 義正

乙 名古屋市西区大野木 3 丁目 4 3 番地

株式会社 ダイワテック

代表取締役社長 岡 忠志

別表（資機材一覧表）

ソーラーシステムハウス、ストックコンテナ、ソーラーシステム照明

災害時における資機材のレンタルに関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時に必要な資機材（以下「資機材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請等）

第 1 条 甲は、富士市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがあり、資機材の供給を必要とするときは、乙に対しその保有する資機材の供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、別紙様式 1 により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（資機材の供給）

第 2 条 乙は、前条第 1 項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に資機材を供給するものとする。

2 乙は、前項の規定により資機材の供給の実施をした場合は、甲に対し、別紙様式 2 により報告するものとする。

（供給資機材）

第 3 条 乙が甲に供給する資機材は、別表に掲げるもののうち、乙が甲から要請を受けた時点で乙が供給可能なものとする。

2 乙は、甲からの要請に基づき、毎年 4 月 1 日現在において、災害時に供給可能な資機材の見込み数量を報告するものとする。

（資機材の運搬及び引渡し）

第 4 条 甲は、要請した資機材の引渡場所を指定し、乙は、当該引渡場所までの資機材の運搬を行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 前項の規定による資機材の引渡しは、甲の職員による確認のうえ、行うものとする。

3 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

（車両の通行）

第 5 条 甲は、乙が資機材を運搬し、及び供給する場合には、当該資機材の運搬に使用する車両が緊急車両又は優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。

（費用の負担）

第 6 条 乙が供給した資機材のレンタル料及び運搬等に係る費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 乙は、前項の規定による決定後に、第 1 項の費用を甲に請求するものとする。

（資料及び情報の交換）

第 7 条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、各自が実施する防災対策及びその組織体制等に関する資料及び情報を適宜交換するものとする。

（有効期限）

第 8 条 この協定の有効期間は、協定の成立の日から令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第 9 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 3 年 8 月 2 6 日

甲 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地

富士市長 小長井 義正

乙 千葉県柏市新十余二 5 番地

三協フロンテア株式会社

代表取締役社長 長妻 貴嗣

別表（資機材一覧表）

ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ、備蓄倉庫 ほか）

通信障害時における土地の使用に関する覚書

富士市（以下「甲」という。）と株式会社 N T T ドコモ（以下「乙」という。）は、通信障害時において、甲が所有する土地を乙が一時的に使用する事に関して、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第 1 条 この覚書は、富士市内又は近隣地域において台風・大雨・地震・火災等の天災地変により大規模な通信サービスの障害（以下「通信障害」という。）が発生した場合において、甲が所有する別記の物件（以下「本物件」という。）の一部を乙が使用するに当たり、その取扱いを定めるものとする。

（申請および使用許可）

第 2 条 乙は、本物件を災害復旧の基地（工事用資機材の設置を含む。）として、通信障害時における通信サービスの確保に向けて、乙が行う通信等の迅速かつ的確な復旧及び付帯関連する作業場所（以下「復旧作業場所」という。）として使用する必要がある場合は、甲に使用の申請をすることができる。ただし、本物件が乙の申請前に甲が使用していた場合又は甲の使用予定がある場合はこの限りでない。

2 乙は、本物件の使用の申請をするときは、申請書（様式第 1 号）に必要事項を記載して提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって申請し、事後速やかに申請書を提出するものとする。

3 甲は、前項の申請書が提出された場合には、速やかに使用の可否を判断し、使用が可能な場合には、許可書（様式第 2 号）を発行するものとする。

（使用期限）

第 3 条 本物件の使用期限は、甲と乙との間で協議して決定した日までとする。

（費用）

第 4 条 本物件の使用料については無償とする。

2 物件を使用するにあたり別に発生する要員・経費は、乙が負担する。

（原状回復）

第 5 条 乙は、本物件を甲へ返還する場合には、乙の負担と責任で、現状回復して返還しなければならない。ただし、甲との協議により、現状回復の程度を定めることができる。

（損害賠償等）

第 6 条 乙は、この覚書に定める義務の不履行により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、本物件の使用に際し自己の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、そ

の損害を賠償しなければならない。なお、甲は、乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(報告)

第 7 条 本物件の形状変更等により復旧作業場所としての要件を欠く事由が発生した場合は、直ちに甲は乙に対し書面をもって通知するものとする。

(疑義の決定)

第 8 条 この覚書に関し疑義があるときは、甲と乙との間で協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第 9 条 この覚書の有効期間は、協定締結の日から令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。

2 前項の有効期間が満了する 2 か月前までに、甲及び乙のいずれからの覚書の更新について異議の申出がないときは、従前の覚書と同一の条件で覚書を更新したものとみなし、その後の期間満了においても同様とする。ただし、有効期間については、更新の日から 1 年とする。

この覚書締結の証として本書 2 通を作成し、甲、乙署名のうえ各自 1 通を保有する。

令和 3 年 1 2 月 7 日

甲 静岡県富士市永田町一丁目 100 番地
富士市長 小長井 義正

乙 静岡県静岡市葵区東静岡一丁目 3 番 43 号
株式会社 N T T ドコモ 東海支社
静岡支店長 村山 文隆

別記

名 称	所在地	駐車可能台数(4 輪)	備 考
広見公園 駐車場	富士市伝法字土手内 46-1	60 台	

【広見公園 駐車場 配置図】



富士市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と富士市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、富士市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、富士市災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部は、富士市フィランセ内とする。

2 当該施設が著しく被害を受け使用が困難な場合は、甲乙協議のうえ、設置場所を確保するものとする。

（サテライトの設置について）

第5条 甲及び乙は、災害の規模や状況等を考慮し、富士市災害ボランティアセンターサテライト（以下「サテライト」という。）を設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、サテライトを設置するものとする。

2 サテライトを設置した場合、速やかに甲に配置人員等について報告するものとする。

（センターの運営）

第6条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第7条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第8条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）被災情報の把握
- （2）ボランティアニーズの把握
- （3）災害ボランティアの募集、受付
- （4）災害ボランティア活動の情報発信
- （5）センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- （6）ボランティア活動保険の加入手続
- （7）災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- （8）災害ボランティア活動に必要な移動支援
- （9）富士市災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- （10）関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- （11）その他、センターの活動に必要な業務（資機材等の確保）

第9条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第10条 ボランティアの受け入れに必要な費用や運営等に係る費用について、法令その他別段の定めがある場合を除き、甲乙協議の上、費用の負担を決定するものとする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。（請求及び支払）

第11条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

（センターの閉所）

第12条 センターの閉所は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第13条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア活動保険により対応するものとする。

(報告)

第14条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第15条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年1月18日

甲	富士市永田町1丁目100番地 富士市 富士市長	小長井 義正
乙	富士市本市場432番地の1 社会福祉法人富士市社会福祉協議会 会 長	渡 邊 泰 明

災害時における支援協力及び物資供給に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と株式会社大村総業（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力及び物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行なう支援協力及び物資供給の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が迅速かつ的確に実施されることを目的とする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(支援協力の要請)

第3条 甲は、災害時において支援の必要があると認めるときは、乙に次に掲げる事項について協力を要請することができる。

(1) 緊急物資集積所において、甲が管理する荷捌き業務を行うこと

(2) 乙が保有するフォークリフト等の備品を必要に応じて貸出すること

ただし、荷捌き業務に必要な資機材（フォークリフト等を除く）については、甲が用意するものとする。

(物資供給の要請)

第4条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

2 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1)別表に掲げる物資

(2)その他甲が指定する物資

3 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は職員を派遣して調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

(要請の方法)

第5条 第3条及び第4条の規定による要請（以下「市の要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で連絡し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(協力の実施)

第6条 乙は、市の要請があったときは、可能な範囲において協力するものとする。

(要請に基づく措置)

第7条 乙は、市の要請を受けたときは、特別な理由が無い限りその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

2 乙は自身の被災等で市の要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第 8 条 乙が市の要請を受けて行った業務の実施に要する費用は、甲が負担するものとする。
2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

（費用の支払い）

第 9 条 甲は、前条の費用を乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

（情報交換）

第 1 0 条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協定の期間と効力）

第 1 1 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了日の前 1 ヶ月までに甲または乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は当該有効期間満了日の翌日から起算して 1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。
2 この協定の改正または廃止は、甲または乙が文書をもって 1 か月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第 1 2 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上で定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 5 月 2 1 日

甲 静岡県富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地

富士市長 小長井 義正

乙 静岡県富士市五貫島 8 8 6 番地の 3

株式会社大村総業
富士営業所 所長 志村 博光

別表 （供給要請物資一覧表）

No.	品 目	詳 細
1	特殊強化ダンボール製品	ダンボールベッド、パーテーションほか

災害時における帰宅困難者の受入れ施設に係る管理協定書

富士市（以下「甲」という。）とソシエルふじ全体管理組合（以下「乙 1」という。）及びソシエルふじ住宅部会（以下「乙 2」といい、乙 1 と乙 2 を総称して「乙」という。）とは、内閣府が定める「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時に、災害に起因して発生した交通の途絶により帰宅が困難な者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、乙が管理する施設の協定避難部分を、一時滞在の用に供するための帰宅困難者支援拠点として円滑に使用させることが出来るよう、当該施設の協定避難部分の管理方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

（信義誠実の義務）

第 2 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

（協定避難用部分）

第 3 条 帰宅困難者支援拠点として使用できる協定避難用部分の内容は、次に掲げるとおりとする。
（1） 協定避難施設の名称
ソシエルふじ
（2） 協定避難施設の所在地
富士市横割本町 1 番 1 号
（3） 協定避難部分の範囲（避難場所及び階段、廊下等の避難経路の位置）
別図のとおり
（4） 協定避難用部分の面積 約 50 ㎡

（開設の要請）

第 4 条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して、前条の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第 5 条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときには、当該要請を受諾し、その旨を甲に連絡するものとする。
（1） 受入期間は、原則として 3 日間迄とする。ただし、甲と乙とで双方協議の上、乙が受入期間の延長について了承した場合はこの限りではない。
（2） 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

（協定避難用部分の管理の方法）

第 6 条 協定避難用部分の管理の方法は、次に掲げるとおりとする。

- （１） 協定避難用部分の維持修繕に関しては、乙の責任において行うこと。
- （２） 甲が避難訓練を実施する場合は、あらかじめ甲と乙とで双方協議した上で協定避難用部分を利用することができる。

（受入の解除）

第 7 条 乙は、次の各号に該当する場合、協定避難施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- （１） 乙が協定避難施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- （２） 公共交通機関の運行再開等により、協定避難施設として提供する必要がなくなった場合
- （３） 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、乙が協定避難施設等としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- （４） その他、甲と乙とで双方協議の上、協定避難施設を閉鎖する必要があると認めた場合

（協定の有効期間）

第 8 条 この協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、当該期間満了の 3 ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、さらに 1 年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

（協定に違反した場合の措置）

第 9 条 甲又は乙が本協定に定める事項に違反したときは、相当の期間を定めて本協定を適正に履行すべき旨を申し入れることができる。

- 2 前項の期間の経過にかかわらず、なお違反の状態が継続しているときは、本協定の適正な履行のために必要な措置を自ら講じ、又は本協定に違反した者に対する申し入れにより本協定を解除することができる。
- 3 前項に掲げる措置に要した費用は、協定に違反した者が負担するものとする。

（変更の協議）

第 10 条 乙は、協定避難施設の増改築等により、第 3 条の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

（協議）

第 11 条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書 3 通を作成し、甲並びに乙 1、乙 2 が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 3 月 1 7 日

甲 住 所 富士市永田町 1 丁目 100 番地
氏 名 富士市長 小長井 義正

乙 1 住 所 富士市横割本町 1 番 1 号
ソシエルふじ全体管理組合
氏 名 理事長 西尾 公雅

乙 2 住 所 富士市横割本町 1 番 1 号
ソシエルふじ住宅部会
部会長 島崎 克彦

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

富士市（以下「甲」という。）、東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）及び中部電力パワーグリッド株式会社（以下「丙」という。）は、災害が発生した場合において、甲、乙及び丙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙及び丙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲、乙及び丙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第 2 条 甲、乙及び丙は、災害時における復旧作業等の連携を図るため、連絡体制を確立する。

（災害時の情報連携）

第 3 条 甲、乙及び丙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を提供する。

- (1) 甲が保有する復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリスト
- (2) 甲が保有する住民が避難している地域、避難所の情報
- (3) 乙及び丙が保有する停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報
- (4) 甲、乙及び丙が知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木等による道路寸断の情報及び道路復旧の状況

（災害時の相互協力）

第 4 条 甲、乙及び丙は、災害時における停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 停電復旧に係る応急措置（電源車の配備を含む。）の実施、電力復旧の支障となる障害物等の除去
- (2) 甲、乙及び丙が所有する施設や駐車場等の利用
- (3) 住民への停電情報等の周知のため、甲の災害情報伝達手段の利用、並びに乙及び丙のホームページ等への停電情報掲載

（覚書の締結）

第 5 条 甲、乙及び丙は、本協定各条に定める甲、乙及び丙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、必要に応じ別に覚書により定めるものとする。

（秘密保持）

第 6 条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第 7 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、有効期間が満了する 1 か月前までに、甲又は乙及び丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に 1 年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 8 条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 1 0 月 8 日

甲	静岡県富士市永田町一丁目 1 0 0 番地 富士市 富士市長 小長井 義正
乙	静岡県富士市吉原 1 丁目 1 番 2 1 号 東京電力パワーグリッド株式会社 富士支社長 加藤 誠
丙	静岡県静岡市清水区二の丸町 6 番 2 8 号 中部電力パワーグリッド株式会社 清水営業所長 山崎 博光

災害等における障害物等の除去に関する覚書

富士市（以下「甲」という。）、東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）及び中部電力パワーグリッド株式会社（以下「丙」という。）は、令和 3 年 1 0 月 8 日付けをもって締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」（以下「協定」という。）に基づき、停電復旧に支障となる障害物等の除去に関して、次のとおり定めるものとする。

（対象区域）

第 1 条 この覚書において対象とする区域は、甲が管理する道路及びそれら道路の周辺区域とする。

（平時における連携）

第 2 条 この覚書に基づく協力に係る各機関の連絡先を共有し、変更が生じた場合、随時更新の上、甲、乙及び丙と共有するものとする。

2 甲、乙及び丙は、災害時における道路の寸断及び停電を未然に防止するため、被害を及ぼす恐れのある樹木等の除去に努めるものとする。

（電力設備を含む障害物等の除去）

第 3 条 乙及び丙は、災害等発生時においては、甲から指定された優先的に啓開すべき道路（以下「優先啓開道路」という。）の通行に支障となる電力設備等の除去を優先して実施するものとする。

2 甲は、乙及び丙の現場着手等が遅れ、道路啓開が遅延すると判断した際は、乙及び丙による安全確認を実施した上で、乙及び丙に代わり通行の支障となる電力設備等の除去を実施することができるものとする。

3 前項の乙及び丙による安全確認を実施するため、甲は乙及び丙に対し現場の安全について判断できる技術員の派遣を要請することとし、乙及び丙は可能な限り速やかに技術員を派遣し、電気的な安全措置等を実施するとともに、甲が行う電力設備等の除去に技術員を立ち会わせるものとする。

4 乙及び丙は、電力設備等の速やかな除去を自ら実施することが困難と判断した場合、甲に対して当該設備等の除去を要請できるものとする。

5 前項の要請は、次の各号に定める事項を記載した書面を甲に提出するものとし、これに対し甲は書面により回答する。なお、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく書面を交すものとする。

- (1) 作業内容
- (2) 場所（住所、地図）
- (3) 写真又は被災状況等が分かる図面等
- (4) 作業希望日時
- (5) 現地連絡責任者及び電話番号
- (6) その他必要な事項

6 乙及び丙は、第 4 項の要請に基づき甲が電力設備等の除去を行う場合、現場の安全について判断できる技術員を直ちに派遣し、電気的な安全措置等を実施するとともに、甲が行う電力設備等の除去に技術員を立ち会わせるものとする。

（電力設備を含まない障害物等の除去）

第 4 条 乙及び丙は、甲に対して、停電復旧のために必要な道路啓開作業を要請できることとし、甲は、自己の緊急の業務に支障のない範囲において、これに優先的に対応するものとする。

2 前項の要請及び回答は、第 3 条第 5 項により行うものとする。

3 乙及び丙は、停電復旧のために必要な道路啓開箇所のうち、自ら啓開作業を実施可能と判断した箇所については、甲へ連絡後、実施できるものとする。

4 前項の連絡は、第 3 条第 5 項の各号に定める事項を記載した書面を、甲に提出するものとする。なお、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく書面を提出するものとする。

（費用負担）

第 5 条 障害物等の除去作業に要した費用の負担については、別添の表に基づき、甲と乙又は丙協議の上、都度定めるものとする。

（障害物等の保管）

第 6 条 乙及び丙は、道路啓開作業を行った際における障害物等の移動先は、現地への保管を基本とし、甲の指示に従うものとする。

（その他）

第 7 条 甲、乙及び丙は、停電復旧作業及び道路啓開作業の連携の実績等について、積極的に意見交換を行い、必要に応じてこの覚書の見直しを行う。

この覚書の締結を相互に証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 1 0 月 8 日

甲 静岡県富士市永田町一丁目 1 0 0 番地
富士市
富士市長 小長井 義正

乙 静岡県富士市吉原 1 丁目 1 番 2 1 号
東京電力パワーグリッド株式会社
富士支社長 加藤 誠

丙 静岡県静岡市清水区二の丸町 6 番 2 8 号
中部電力パワーグリッド株式会社
清水営業所長 山崎 博光

災害時における支援協力に関する協定

富士市（以下「甲」という。）と五條製紙株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等による災害が発生し、または発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第 1 条 この協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）緊急支援物資とは、日常生活に支障をきたした、り災者等に供給する食料及び生活必需品をいう。
- （2）緊急物資集積所とは、甲が指定する「富士市産業交流展示場『ふじさんめっせ』（富士市柳島 189-8）」をいう。
- （3）緊急物資集積所補完施設とは、乙が指定する「五條総合物流センター」（富士市大淵 2581）をいう。
- （4）荷捌き業務とは、緊急物資集積所における緊急物資の荷捌き、保管、在庫管理、積み込み・梱包業務をいう。

（要請）

第 2 条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- （1）甲が管理する緊急支援物資を、緊急物資集積所補完施設において一時保管すること。
- （2）緊急物資集積所または緊急物資集積所補完施設において、甲が管理する荷捌き業務を行うこと。
- （3）フォークリフト等の備品を必要に応じて借用すること。

（要請の方法）

第 3 条 前条の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力の実施）

第 4 条 乙は、第 2 条の規定による要請があったときは、支障のない範囲において協力するものとする。

（費用の負担）

第 5 条 乙が行った前条の業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、業務終了後、災害発生時直前における適正な費用を基準として、甲乙協議して定める。

（費用の支払い）

第 6 条 甲は、前条の費用を乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

（協定の適用）

第 7 条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解消を通知しない限りその効力を持続するものとする。

（疑義の解決）

第 8 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の成立を証するため、この協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 4 年 6 月 6 日

（甲） 静岡県富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地
富士市長 小長井 義正

（乙） 静岡県富士市原田 4 5 1 - 1
五條製紙株式会社
代表取締役 川口 幸一郎

災害時における支援協力に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と株式会社時之栖富士（以下「乙」という。）は、災害時等における施設の一時使用等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合又はそのおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において甲が乙に協力を要請する場合に必要な事項及び平素からの連携を含め、基本的な事項を定めるものとする。

（支援協力の内容）

第2条 乙の支援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 住民の一時的な避難及び避難所に関する事項
 - ア 災害時等の一時的な避難のための駐車場等施設の提供
 - イ 災害発生後の避難所としての屋内施設等の提供
 - ウ 災害発生後の避難者に対する可能な範囲での食料・飲料水の提供
- (2) 災害発生後の被災者に対する大浴場等の入浴施設の提供
- (3) 救援・救護活動に関する事項
 - 負傷者の救護、搬送の支援
- (4) 地域復旧活動への支援
 - ア 車両及び機材の提供
 - イ 資機材の保管施設の提供
 - ウ 仮設住宅用地の提供

（協力要請）

第3条 甲の乙に対する協力要請の手続きは、要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、次の各号に掲げる事項を口頭その他の方法により要請し、その後速やかに要請書（第1号様式）を提出するものとする。

- (1) 要請内容、要請の対象となる営業店、施設使用希望期間
- (2) 担当者連絡方法
- (3) その他必要事項

2 乙は、甲から要請があった場合は、可能な範囲で協力するものとする。

（費用負担）

第4条 この協定に基づく施設、その他付帯設備及び機器の使用等に要した費用は、原則として甲の負担とする。ただし、乙が特に必要ないと認めるときは、この限りではない。

2 前項の費用については、甲、乙が協議のうえ、決定するものとする。

（平素からの連携）

第5条 甲及び乙は、平素から相互の連携を図るため、次の事項を行うものとする。

- (1) 連絡体制等の構築
- (2) その他甲及び乙が必要と認める事項

（疑義の解決）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙が協議のうえ、解決するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、締結日から効力を有するものとする。

2 この協定の有効期間は、協定の効力発生の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

上記の協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 富士市永田町一丁目100番地
富士市
富士市長 小長井 義正

乙 富士市大淵325番地の5
株式会社 時之栖富士
代表取締役社長 阿山 恭弘

災害時等における公共建築物の応急復旧工事の 設計等業務に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と一般社団法人富士建築士会（以下「乙」という。）は、富士市内に大規模な地震、津波及び風水害又は事故により建築物等に被害が発生した場合における業務協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、異常な自然現象により災害が発生した場合に、公共施設の機能確保を図るため、甲が乙の協力を得て必要な対策を迅速に実施し、災害復旧を速やかに行えるようにすることを目的とする。

（協力業務）

第 2 条 この協定の対象となる業務（以下「協定業務」という。）は、次の各号に該当するもので、甲が必要と認めるものとする。

- （１）公共建築物の被災度区分判定業務
- （２）公共建築物の応急復旧工事の設計等業務

（対象となる災害）

第 3 条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく富士市災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な自然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（対象となる公共施設）

第 4 条 協定業務の対象となる公共施設は、別紙に示す建築物とする。

（応急対策業務協力者等）

第 5 条 乙を構成する会員であり、この協定に賛同できる会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

- 2 乙は、乙団体内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後速やかに甲に提出するものとする。
- 3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正したうえで甲に提出するものとする。
- 4 第 10 条ただし書の規定によりこの協定の期間が延長された場合には、乙は、名簿等を毎年 9 月 1 日までに甲に提出するものとする。
- 5 前 3 項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができる。

- 6 甲は、協力者の協定業務の実施体制に関する情報提供を必要に応じて乙に求めることができる。

（業務の実施要請）

第 6 条 甲が協定業務の実施を必要とする場合、甲は協定業務の実施を乙に要請することができる。

- 2 前項の要請は、業務実施要請書により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく甲は業務実施要請書を作成し乙に送付するものとする。

- 3 乙は、前 2 項の要請を受けた場合、速やかに協力者の中から協定業務を実施する者を選定するものとする。

- 4 前項の選定において、乙は早期かつ確実な協定業務実施の観点から最も適した者を選定しなければならない。

- 5 前 2 項により選定された者（以下「選定者」という。）は、特別の理由がない限り、協定業務の実施を承諾するものとする。

- 6 乙は、第 1 項及び第 2 項の要請を受けたときは、速やかに選定者の承諾を得た後、選定者を明らかにした回答書を甲に送付するものとする。

（業務委託契約の締結）

第 7 条 協定業務の契約については、「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン」（平成 29 年 7 月 7 日付け国地契第 11 号、国官技第 84 号、国営計第 39 号）に準じて取り計らうこととし、応急復旧時の入札方式は随意契約とする。

- 2 協定業務の実施要請後、甲は選定者との間で価格等の交渉をした上、随意契約を締結するものとする。

- 3 甲は必要に応じ、選定者以外の協力者との間で価格等の交渉をした上、随意契約を締結することができる。

（業務の実施）

第 8 条 前条により契約した業務受託者は、契約後、甲の指示に従い速やかに、協定業務のうち必要な業務（以下「受託業務」という。）に着手するものとする。

- 2 前項の受託業務の範囲は、当該要請のあった公共施設の機能確保又は回復に係る必要最低限の業務とする。

- 3 受託者が受託業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、受託業務における作業関係者のほか、施設関係者及び近隣住民の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

- 4 受託業務に従事する者が、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場

合の損害補償は、労働者災害補償保険法により当該従事者を使用する受託者が行う。

- 5 前項の場合に労働者災害補償保険法が適用されないときは、「静岡県地震対策推進条例」（平成28年10月25日条例第43号）または「災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和37年10月15日条例第49号）を適用する。
- 6 受託者は、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、受託業務の完成を書面で甲に報告するものとする。
- 7 受託業務により発生した費用は、甲が負担するものとする。

（実施細目）

第9条 この協定において規定された書類の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

（協定の効力）

第10条 この協定期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。
ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからそれぞれの相手方に対して文書により異議の申出がないときには、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

（疑義の解決）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

令和 年 月 日

（甲）富士市永田町1丁目100番地
富士市長 小長井 義正

（乙）静岡県富士市青島町199
一般社団法人 富士建築士会
会 長 鈴木 幸司

災害時等における公共建築物の応急復旧工事の 設計等業務に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県建築士事務所協会（以下「乙」という。）は、富士市内に大規模な地震、津波及び風水害又は事故により建築物等に被害が発生した場合における業務協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、異常な自然現象により災害が発生した場合に、公共施設の機能確保を図るため、甲が乙の協力を得て必要な対策を迅速に実施し、災害復旧を速やかに行えるようにすることを目的とする。

（協力業務）

第2条 この協定の対象となる業務は、次の各号に該当するもので、甲が必要と認めるものとする。

- （1）公共建築物の被災度区分判定業務
- （2）公共建築物の応急復旧工事の設計等業務

（対象となる災害）

第3条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく富士市災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な自然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（対象となる公共施設）

第4条 第2条第1号に規定する業務の対象となる公共施設は、別紙に示す建築物とする。

（応急対策業務協力者等）

第5条 乙の協会を構成する会員であり、この協定に賛同できる会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

- 2 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後速やかに甲に提出するものとする。
- 3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正したうえで甲に提出するものとする。
- 4 第10条ただし書の規定によりこの協定の期間が延長された場合には、乙は、名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。

- 5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

（業務の実施要請）

- 第6条 甲が協定業務の実施を必要とする場合、甲は業務実施要請書により必要な設計等業務の実施を協力者に要請することができる。
- 2 業務を実施する者は、乙または乙の協力者の中から選定し、選定された者（以下「選定者」という。）を甲が承認することで決定する。
- 3 第1項の業務実施要請書は2通作成し、甲と選定者が各自その1通を保管するものとする。
- 4 第1項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく甲は業務実施要請書を作成し選定者に送付するものとする。

（業務委託契約の締結）

- 第7条 第2条各号に規定する業務の契約については、国土交通省大臣官房発出の「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン」（平成29年7月7日付け国地契第11号、国官技第84号、国営計第39号）に準じて取り計らうこととし、応急復旧時の入札方式は随意契約とする。
- 2 業務の実施要請後、甲は選定者と随意契約を締結するものとする。

（業務の実施）

- 第8条 前条により契約した業務受託者は、契約後、甲の指示に従い、速やかに協定業務のうち必要な業務（以下「受託業務」という。）に着手するものとする。
- 2 前項の受託業務の範囲は、当該要請のあった公共施設の機能確保又は回復に係る必要最低限の業務とする。
- 3 受託者が受託業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、受託作業の関係者のほか、施設関係者及び近隣住民の安全確保にも特段の注意を払うものとする。
- 4 受託者は、受託業務に従事する者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。
- 5 受託者は、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、業務の完成を書面で甲に報告するものとする。

（実施細目）

- 第9条 この協定において規定された書類の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

（協定の効力）

- 第10条 この協定期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからでもそれぞれの相手方に対して文書により異議の申出がないときには、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

（疑義の解決）

- 第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

令和 年 月 日

（甲）富士市永田町1丁目100番地
富士市長 小長井 義正

（乙）静岡市葵区追手町2番12号
一般社団法人静岡県建築士事務所協会
会長 金丸 智昭

災害援助に必要なＬＰガスの供給等に関する覚書

富士市（以下「甲」という。）と、静岡県ＬＰガス協会 富士地区会（以下「乙」という。）は、平成30年 1 月19日に静岡県と一般社団法人静岡県ＬＰガス協会（以下「協会」という。）の間で締結された「災害援助に必要なＬＰガスの供給等に関する協定書」（以下「協定書」という。）を踏まえ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 2 条第 1 号に定める災害（以下「災害」という。）時に甲が必要とする施設へのＬＰガスの供給並びにＬＰガスの供給設備及び消費設備（以下「ＬＰガス設備」という。）の整備（以下「ＬＰガスの供給等」という。）に係る各々の役割と責任に関し、次のとおり覚書を締結する。

- （目的）
- 第 1 条 この覚書は、甲と乙が相互に協力し、災害時に甲が必要とする施設へのＬＰガスの供給等を迅速かつ円滑に行うことにより、被災者の生活基盤の確保に資することを目的とする。
- （要請）
- 第 2 条 甲は、富士市内において災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき、乙に対しＬＰガスの供給等を要請することができる。
- （対象施設）
- 第 3 条 この覚書に基づき乙がＬＰガスの供給等を行う施設（以下「対象施設」という。）は、甲が避難所の開設その他の災害対応をする必要があると認める施設とする。
- （特定施設）
- 第 4 条 甲は、ＬＰガスの供給設備が整備された対象施設であって、協会の会員との間でＬＰガス供給契約を締結しているもののうちから、災害時に支援が必要になると思われる施設（以下「特定施設」という。）を、あらかじめ特定するものとする。
- （支援事業所）
- 第 5 条 乙は、特定施設に対して支援を行う事業所（以下「支援事業所」という。）をあらかじめ指定するものとする。
- （支援事業所一覧リストの作成）
- 第 6 条 甲と乙は、相互に協力して、特定施設及び支援事業所を一覧にした資料（以下「支援事業所一覧リスト」という。）を作成するものとする。
- 2 前項の規定により作成した支援事業所一覧リストは、甲と乙が随時見直し、修正を行い、常にその内容が最新のものとなるよう努めるものとする。
- （要請の方法）
- 第 7 条 第 2 条の規定に基づくＬＰガスの供給等の要請は、甲が文書（様式 1）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等による方法により行い、事後に速やかに文書を提出するものとする。
- 2 前項に規定する要請は、特定施設に係るものである場合は当該特定施設に係る支援事業所を通じて行い、特定施設以外の対象施設（以下「その他の施設」という。）に係るものである場合は乙に対し行うものとする。
- （支援の内容）
- 第 8 条 乙は、特定施設に係る前条の規定による要請を受けたときは、当該特定施設のＬＰガス設備の点検及び調査を行い、必要に応じＬＰガス設備を整備してＬＰガスの供給を行うとともに、その措置の状況を文書（様式 2）により甲に報告するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、災害が発生したとき、甲の要請を待つことなく、特定施設のＬＰガス設備の点検及び調査を行い、必要に応じＬＰガスの供給設備を整備してＬＰガスの供給の準備に努めるものとする。
- 3 乙は、甲から、その他の施設に対するＬＰガス供給等の要請を受けたときは、これに対して最大限協力するものとする。
- （経費）
- 第 9 条 特定施設に係る措置に要する経費は、甲が支援事業所との間で既に締結している契約によるものとし、当該契約に定められていない事項については、甲と乙との間で協議の上これを定めるものとする。
- 2 その他の施設に係る措置に要する経費は、甲と乙との間で協議の上これを定めるものとする。

（運搬の支援）

第10条 乙は、甲の要請に基づきＬＰガスの供給等をするとき、交通事情を勘案して、甲に対しその作業に使用する資機材の運搬の協力を要請することができるものとし、甲はその運搬の協力を努めるものとする。

（防災訓練）

第11条 甲及び乙は、災害時における支援の要請及びこれに対する支援を円滑かつ着実に実施するため、甲乙協議の上、時期を定め、相互に連携協力して、特定の特設施設を対象とした支援の要請及びこれに対する支援に係る訓練を実施するものとする。

（定期協議）

第12条 甲及び乙は、第 6 条第 1 項に規定する支援事業所一覧リストの見直し、対象施設の支援に係る諸課題の検討等を行うため毎年度定期的に協議を行い、必要に応じこの覚書を見直してこれを実効性があるものとするよう努めるものとする。

（補償）

第13条 甲は、甲の要請に基づきＬＰガスの供給等の業務に従事した者が当該業務のために損害を被り、かつ、他の法令の規定による公的な補償又は保険の給付（以下「公的補償等」という。）により損害が補填されない場合であって、その損害について相応の公的補償等が受けられた場合との均衡上必要があると認めるとき、富士市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年 1 1 月 1 日富士市条例第 4 2 号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

（有効期間）

第14条 この覚書の有効期間は、この覚書の締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間が満了する 1 か月前までに甲乙のいずれからも意思表示がないときは、更に 1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。

2 この覚書の締結日をもって、平成 1 7 年 3 月 3 0 日付けで、甲乙間で締結した「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」は効力を失うものとする。

この覚書の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

令和 5 年 月 日

甲 富士市永田町一丁目 1 0 0 番地
富士市
富士市長 小長井 義正

乙 富士市宮下 9 8 番地の 8
静岡県ＬＰガス協会 富士地区会

地 区 長 杉 山 勉

災害時等に必要な資材の調達に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と株式会社片岡屋（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な資材（以下「資材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第 1 条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、資材を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する資材の供給を要請するものとする。

（調達資材の範囲）

第 2 条 甲が乙に供給を要請する資材は、大型土のう袋、土のう袋、ブルーシート、トラロープ、養生テープ、その他乙が保有する資材のうち、甲が指定する資材とする。

（要請の方法）

第 3 条 第 1 条の規定による要請は、第 1 号様式の文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（引渡し）

第 4 条 資材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し資材を確認のうえ引取るものとする。

（価格）

第 5 条 資材の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して定める。

（代金の支払い）

第 6 条 甲が引取った資材の代金は、引取後、所定の手続きにより、速やかに支払うものとする。

（保有数量の報告）

第 7 条 乙は、この協定の成立の日及び毎年 4 月 1 日現在の資材の保有数量を第 2 号様式「資材保有数量報告書」により甲に報告するものとする。

（有効期間）

第 8 条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

（協議）

第 9 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義がある事項については、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地

富士市長 小 長 井 義 正

乙 沼津市柳町 3-1 1

株式会社 片岡屋

代表取締役社長 秋 元 利 之

災害時等における無人航空機の活用に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と株式会社キャリアドライブ（以下「乙」という。）は、地震災害や風水害、その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、市内における被害の軽減及び早急な復旧復興に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時等において、無人航空機（航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）第 2 条第 2 2 項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）を活用した活動を、甲が乙に協力要請する場合において必要な事項を定めることを目的とする。

（活動内容）

第 2 条 活動の内容は、次に掲げる項目とする。

- （1）空撮画像の提供等による被害状況の調査に関すること
- （2）救助活動における必要な情報収集に関すること
- （3）応急物資（医薬品、応急用資機材、食糧等）の運搬に関すること
- （4）前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（要請手続き）

第 3 条 甲は、災害時等において、乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対し無人航空機による活動要請書（第 1 号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、口頭で要請し、その後速やかに同要請書を提出するものとする。

（要請に基づく活動の実施）

第 4 条 甲は、乙が要請に基づく活動を円滑に実施されるように必要な処置を講ずるものとする。

（報告）

第 5 条 乙は、要請に基づく活動を実施した際、当該活動の完了後速やかに、実施した内容を無人航空機による活動報告書（第 2 号様式）により甲に報告するものとする。

（連絡窓口）

第 6 条 災害時等に甲と乙が連絡を取り合う際は、それぞれの代表者が予め定める者を通じて行うこととする。

（活動に要する費用負担）

第 7 条 この協定に基づき乙が実施した活動に要した費用については、当該災害の直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定し甲が支払うものとする。

（補償）

第 8 条 この協定に基づく協力の伴い、明らかに甲の責任に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙に損害が生じたときは、甲がこれを負担する。

2 この協定に基づく協力の伴い、明らかに乙の責任に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは甲に損害が生じたときは、乙がこれを負担する。

3 この協定に基づく協力の伴い、甲乙いずれの責にも帰することができない原因により第三者に損害を及ぼしたとき、乙はその事実を遅滞なく甲に報告するとともに、その負担については、甲乙協議のうえ、決定する。

（平常時における協力体制）

第 9 条 災害時に相互協力が円滑に行えるよう、甲は、必要がある場合には、要請により活動できる内容及び連絡体制を乙に照会するものとする。

また、甲乙は、日頃から、情報の共有や交流、その他防災に関する相互協力を積極的に進めるよう努める。

（有効期間）

第 1 0 条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

（協議）

第 1 1 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地
富士市長 小長井 義正

乙 神奈川県藤沢市土棚 8 0 0
株式会社 キャリアドライブ
代表取締役 田村 嘉規

災害時における支援物資の受け入れ及び配送等に関する協定書

富士市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受け入れ及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、富士市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受け入れ及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「備蓄物資」とは、富士市防災倉庫に備蓄されている物資をいう。
- (5) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる富士市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (6) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積み込み(以下「荷役作業」という)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

- 2 甲は、富士市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資及び備蓄物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集

- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施

- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

- 2 甲は、支援物資の受け入れ及び配送等を実施するうえで、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受け入れ及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資受け入れ及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受け入れ及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

- 2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

- 3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

- 3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議のうえ、適切な措置を講じるものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受け入れ及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。

ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第 10 条 本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第 11 条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。
また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するように努めるものとする。

(連絡責任者)

第 12 条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。
2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第 13 条 本協定は、定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(適用)

第 14 条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。
本協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

令和 5 年 7 月 28 日

甲 富士市永田町 1 丁目 100 番地
富士市長 小長井 義正

乙 静岡県浜松市中区高丘西 4 丁目 7 番 22 号
佐川急便株式会社

執行役員東海支店長 森 裕一郎

災害時における支援に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と静岡県富士生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、甲が行う災害時の活動に対する支援に関し、適切かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(支援の要請)

第 2 条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、支援が必要と認めるときは、乙に対して支援を要請するものとする。

(要請の方法)

第 3 条 第 2 条の規定による要請は、第 1 号様式「災害時支援要請依頼書」をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(支援の内容)

第 4 条 乙が甲に対して支援する内容は、次に掲げるものとする。

- 1) 建設機械及びオペレーターの提供
- 2) 災害用コンクリートブロックの作成運搬（戻りコンクリートの提供）
- 3) 生コンクリート工場の砂、砂利、碎石等の資機材の提供
- 4) 火災等の災害が発生、又は発生の恐れがある場合、消防水の供給協力
- 5) 甲が指定する場所（富士市内）への生活用水の供給協力
- 6) その他、保有する資機材等による支援

(措置)

第 5 条 乙による支援活動に対し、甲は、現場での誘導など必要な措置を講ずるものとする。

(報告)

第 6 条 乙は、甲に対して支援を実施したときは、その結果を第 2 号様式「支援実施結果報告書」により、甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第 7 条 第 2 条により支援を要請したことによる乙の費用負担については、当該災害の直前における適正な価格を基準として、その都度甲乙協議して定める。

災害時における緊急支援に関する協定書

（保有数量の報告）

第 8 条 乙は、この協定の成立の日及び毎年 4 月 1 日現在の建設機械等の保有数量を第 3 号様式「建設機械・支援物資保有数量報告書」により甲に報告するものとする。

（有効期間）

第 9 条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続する。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じた場合は、その都度 甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 富士市永田町 1 丁目 100 番地

富士市

富士市長 小 長 井 義 正

乙 富士市松岡 260 番地の 2

静岡県富士生コンクリート協同組合

理事長 渡 邊 喜 義

富士市（以下「甲」という。）と富士市森林組合（以下「乙」という。）は、富士市内で地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における乙の支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、富士市内で災害等が発生した場合において、乙とその協力事業体（別紙 1）が所有する資機材等を可能な範囲で支援活動に使用することにより、災害復旧活動等を円滑に行うことを目的とする。

（支援活動の内容）

第 2 条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項について支援を要請することができる。

- （1）復旧活動に支障となる倒木、流木その他支障物の撤去
- （2）撤去した木材等の処分
- （3）林業作業員の派遣
- （4）その他支援が可能な事項

（支援の要請）

第 3 条 甲は、災害等により緊急に支援活動が必要と判断したときは、乙に対して、要請ができるものとする。甲は、乙に対して要請をする時は、要請日時、要請場所、支援内容等を示した第 1 号様式により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の通信手段による要請とし、その後速やかに第 1 号様式を提出するものとする。

（支援の実施）

第 4 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた時は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができないときは、その旨を電話等により連絡するものとする。

（支援活動の報告）

第 5 条 乙は、活動内容が判定できる写真その他資料を整備し、支援活動終了後、甲に対し第 2 号様式により報告するものとする。

（請負契約の締結）

第 6 条 第 2 条により支援活動を要請したことによる乙の費用負担については、当該災害の直前における適正な価格を基準として、その都度甲乙協議して定める。

（第三者等に対する損害）

第 7 条 協力事業体が応急対策に伴い第三者に損害を与えた場合は、その責に帰すべき事由によるものを除き、甲乙が協議してその賠償にあたる。

(災害補償)

第 8 条 第 2 条の規定による支援等に従事した者が当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙及び協力事業体の責任において行うものとする。

(協議)

第 9 条 この協定の内容について疑義が生じた事項、又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間及び更新)

第 10 条 この協定は、協定の成立の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、この本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 6 年 6 月 1 8 日

甲 富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地

富 士 市 長

乙 富士市大淵 6 9 7 9 番地の 5

富 士 市 森 林 組 合

代表理事組合長

災害時におけるキャンピングカーの提供に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本 R V 協会（以下「乙」という。）は、地震災害や風水害、その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合におけるキャンピングカーの提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、甲又は他都市において災害等が発生、または発生するおそれがある場合や、防災訓練等を実施する際に要するキャンピングカーの提供に関し必要な事項を定め、被災地等における円滑な宿泊場所の確保を図ることを目的とする。

(提供の要請)

第 2 条 甲は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合や防災訓練等の実施に際し、キャンピングカーを調達する必要があると認めるときは、乙に対し、キャンピングカーの提供を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を行う場合、様式第 1 号「要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(提供活動の実施)

第 3 条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲において、キャンピングカーの提供に努めるものとする。

2 キャンピングカーの提供方法については、その都度甲乙協議の上、協力して行うものとする。

3 乙が甲に貸与したキャンピングカーの返却時期及び返却場所については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(提供活動の報告)

第 4 条 甲は、前条の提供を受けたときは、救援活動業務の終了後速やかに、様式第 2 号「報告書」により乙に報告するものとする。

(費用の負担)

第 5 条 貸与期間中のキャンピングカーに係る費用（レンタル料、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 以下のキャンピングカー提供に係る費用は、乙が負担するものとする

- (1) キャンピングカーの運搬、設置及び撤去に関する経費
- (2) 貸与したキャンピングカーのメンテナンスに関する経費

(補償)

第6条 貸与期間中に生じたキャンピングカーによる損害の補償については、次のとおりとする。

- (1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくはキャンピングカーに生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙協議の上、その賠償に当たるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険)

第7条 甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、加入している任意保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する任意保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(連絡責任者)

第8条 支援を円滑に行うため、甲、乙の連絡先及び連絡責任者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に通知するものとする。

(情報交換等)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素から災害対応情報の交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 乙は、この協定に基づく活動が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に協力するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の前1ヶ月までに甲又は乙から文書をもって協定を延長しない旨の通知がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 6年10月22日

甲 静岡県富士市永田町1-100
富士市

富士市長 小長井 義正

乙 神奈川県横浜市港北区新横浜2-7-19
一般社団法人 日本RV協会

会長 荒木 賢治

災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書

富士市（以下「甲」という。）とベクセス株式会社（以下「乙」という。）は、地震災害や風水害、その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合における仮設トイレ等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

- 第1条 甲は、富士市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、仮設トイレ等を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する仮設トイレ等の提供を要請するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による要請を行う場合には、第1号様式「仮設トイレ等要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（引き渡し及び返却）

- 第2条 仮設トイレ等の引き渡し及び返却の場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、仮設トイレ等を確認の上、引き取り及び返却をするものとする。
- 2 甲は、乙が指定する書式に必要な事項を記入の上、仮設トイレ等を賃借するものとする。

（賃借料）

- 第3条 賃借料（運賃を含む。以下同じ。）は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して定める。

（補償）

- 第4条 仮設トイレ等が損傷、紛失等した場合の賠償の責については、甲乙協議して定める。

（賃借料の支払）

- 第5条 甲は、乙の請求に基づき、速やかに前条の賃借料を支払うものとする。

（有効期間）

- 第6条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

（協議）

- 第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義がある事項については、そ

の都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 7年 2月 4日

甲 富士市永田町1丁目100番地
富士市
富士市長 小長井 義正

乙 浜松市中央区鍛冶町140番地
浜松Cビル1103号室
ベクセス株式会社
代表取締役社長 横山 哲郎